

生  
佐

紀  
要

明治  
10  
年



明治四十年十一月

東宮殿下畏クモ本縣ニ行啓アラセラル親シク教育  
産業其他ノ狀況ヲ上覽アラセ給フ是レ洵ニ千載ノ  
一遇ニシテ海南ノ山河爲ニ光輝ヲ帶ヒ縣民感激措  
ク所ヲ知ラス日夜熱誠ヲ捧ケテ奉迎ノ事ニ從ヒシ  
カ幸ニ輒路御滯リナク還啓アラセラレタルハ誠ニ  
欣喜ニ勝ヘサル所ナリ  
本會ハ此空前ノ盛事ヲ記念セムカ爲當時知事ヨリ  
殿下ニ奉呈セル高知縣史要及高知縣治一斑ノ稿  
ニ依リ茲ニ本書ヲ編纂シテ廣ク縣ノ内外ニ頒チ以  
テ永ク後世ニ傳ヘムトス



明治四十一年七月

東宮殿下行啓高知縣奉迎會謹誌



敬

古



温  
雅

介

明治戊申秋白題

伯壽田中光嚴





簡明精備

久元題





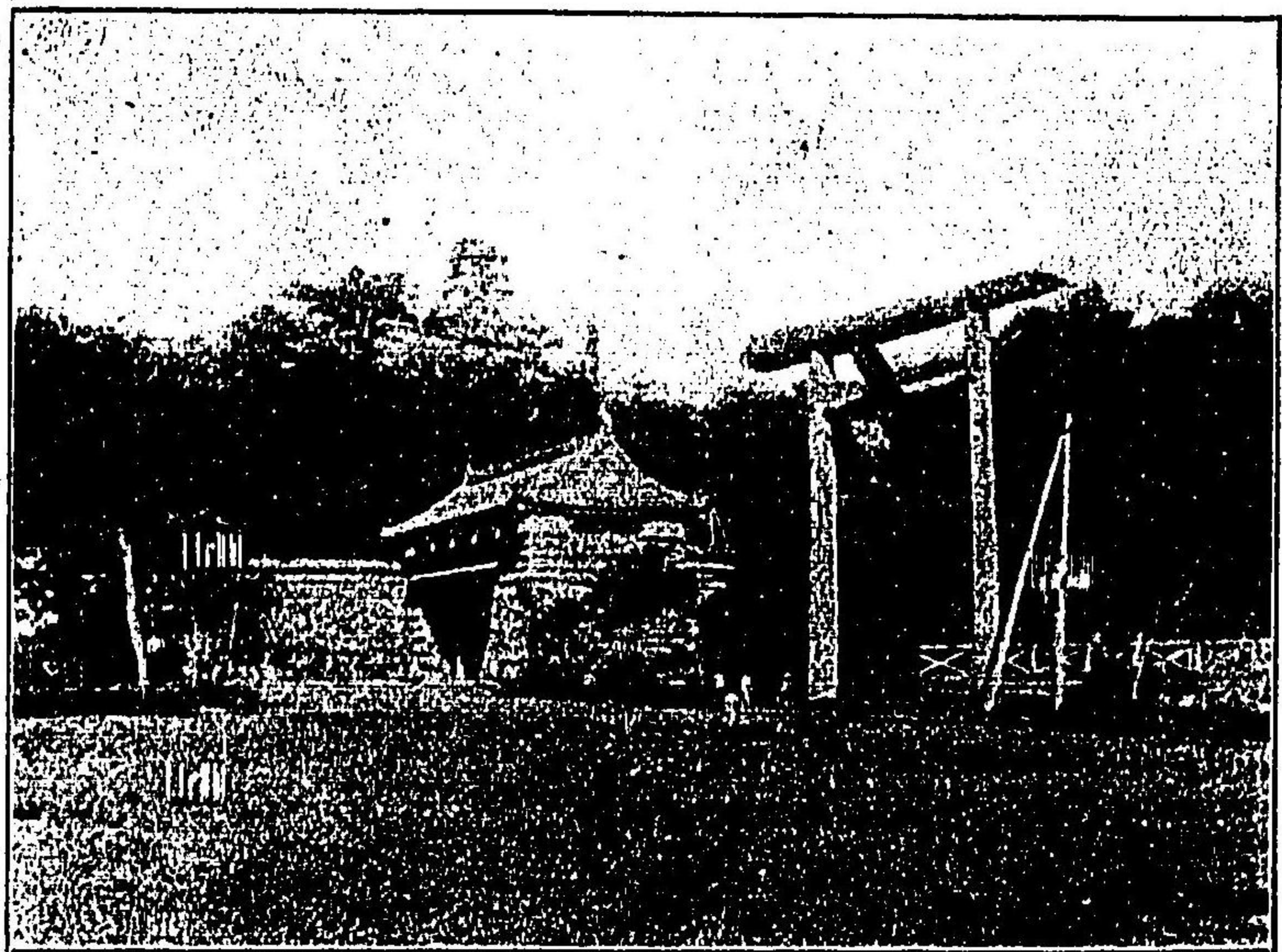
序

明治四十年十一月 皇太子殿下高知縣ニ行啓アラ  
セラレタルハ洵ニ前代未聞ノ盛事ニシテ縣民ノ永  
ク記念スヘキ所ナリ  
東宮殿下行啓高知縣奉迎會ハ茲ニ見ル所アリ此空  
前ノ盛事ヲ記念セムカ爲ニ一書ヲ編纂シテ土佐紀  
要ト名ケ以テ弘ク江湖ニ頒チ永ク後世ニ傳ヘムト  
ス眞ニ美舉ト謂フヘシ此書ヲ讀ム者ハ既往ノ事蹟  
ニ照シテ將來ノ方策ヲ考ヘ克ク國民ノ本分ヲ勵  
公私ノ慶福ヲ進メ以テ 殿下ノ懿旨ニ副ヒ奉ラム  
コトヲ勉ムヘキナリ惟フニ 鶴駕一タリ南巡セラ





東宮殿下御旅館



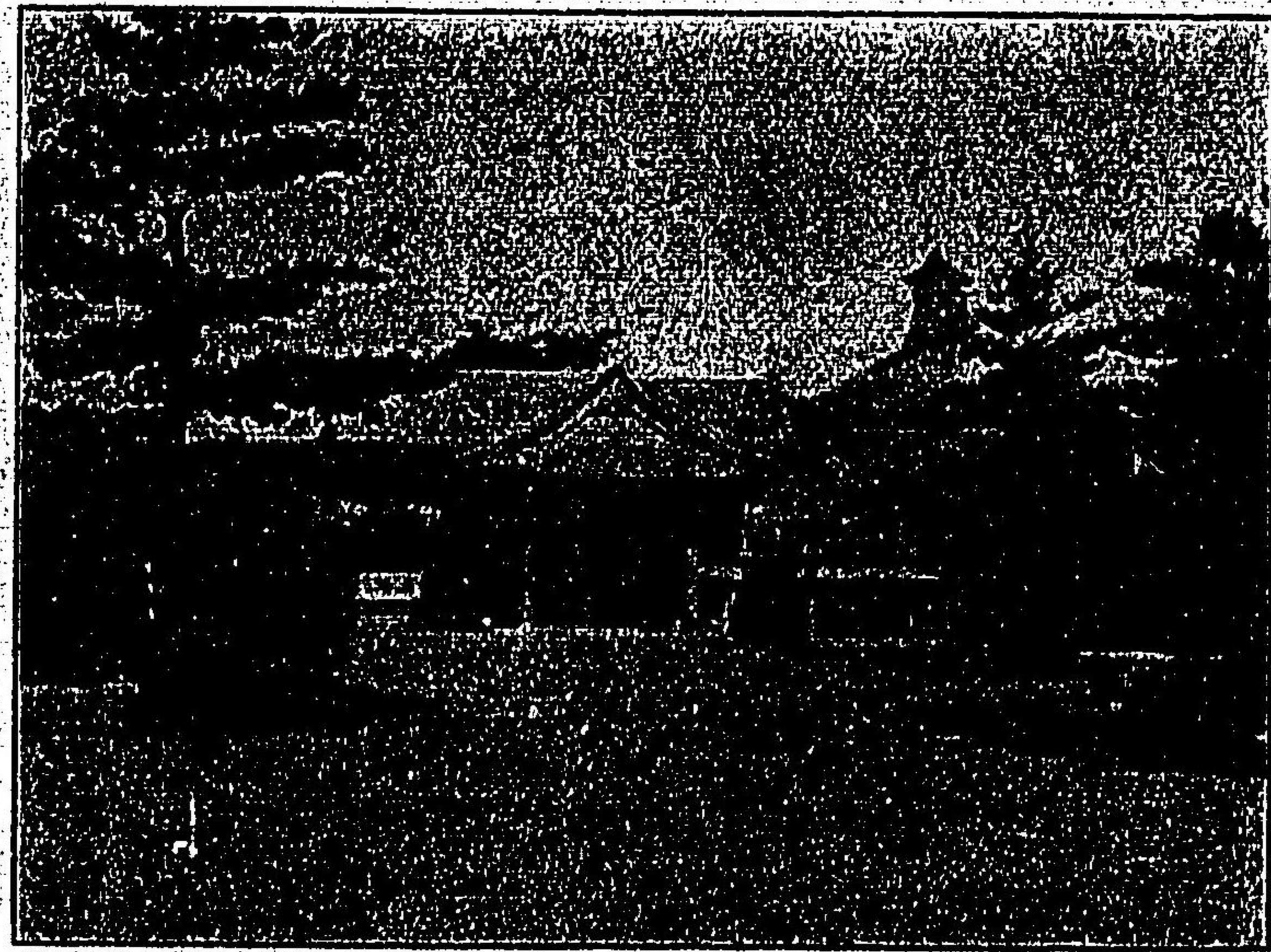
高知公間及藤並神社

ル、ヤ邊阪ノ山川恩露ニ潤ヒ閩縣ノ蒼生盛化ニ浴  
 シ至大ノ印象ヲ民心ニ與ヘラレタリ此印象ヲ永ク  
 扶植セムカ爲ニ此書ヲ刊行スルハ蓋シ仰テ盛徳ニ  
 奉答シ俯シテ民心ヲ激勵スル所以ノ道ナル歟余當  
 時鶴駕ニ扈從シ盛徳ニ感激スルコト特ニ深甚ナ  
 リ今此書ヲ刊行セムトスルヲ見喜ヒテ爲ニ一言ヲ  
 識スト云フ

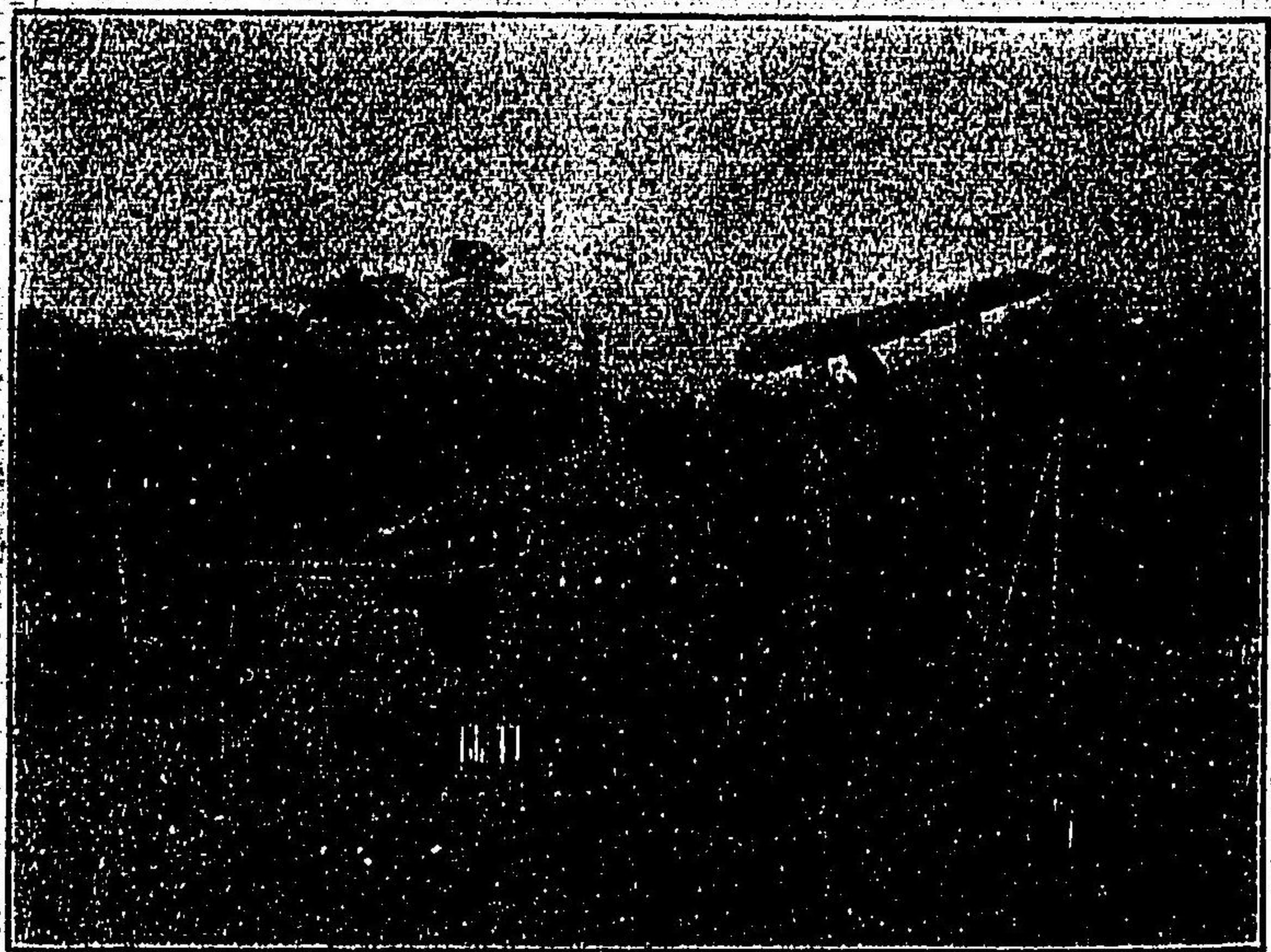
明治四十年三月十五日

高知縣知事 鈴木定直





東宮殿下御座館



高知公團及藤原神社

ル、や邊陲ノ山川恩露ニ潤ヒ國縣ノ蒼生盛化ニ浴  
 シ至大ノ印象ヲ民心ニ與ヘラシムル此印象ヲ永ク  
 扶植セムガ爲ニ此書ヲ刊行スルハ蓋シ仰テ盛徳ニ  
 奉答シ俯シテ民心ヲ激勵スル所以ノ道ナリ歟余當  
 時、鶴駕ヲ扈從シ盛徳ニ感激スルコト特ニ深甚ナ  
 リ今此書ヲ刊行セムトスルヲ見喜ヒテ爲ニ一言ヲ  
 識ス云々

明治四十二年三月十五日

高知縣知事 鈴木定直





山内

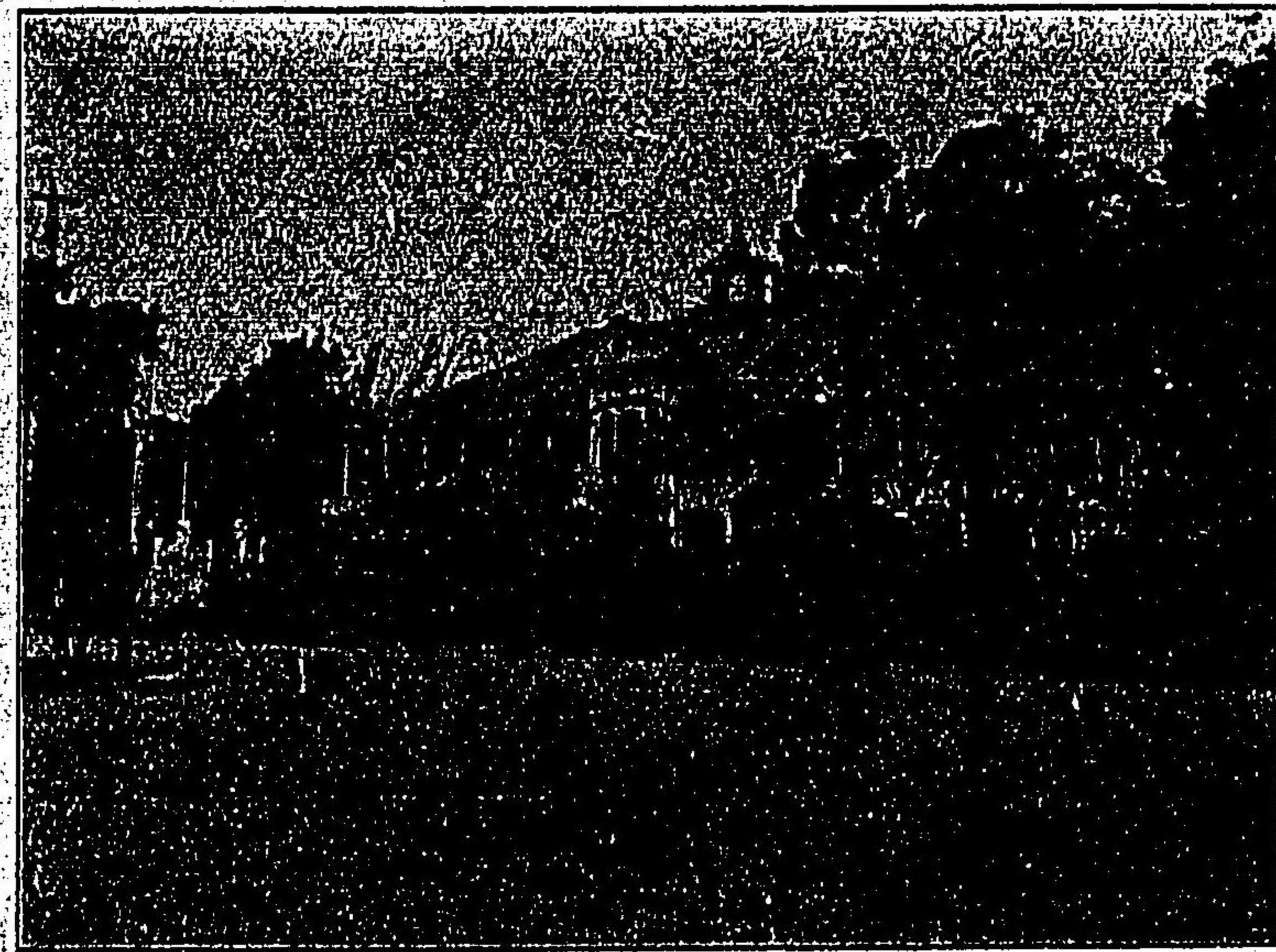


Handwritten text in vertical columns, likely a calligraphic inscription or a list of names. The characters are dense and difficult to read due to the high contrast and graininess of the image.

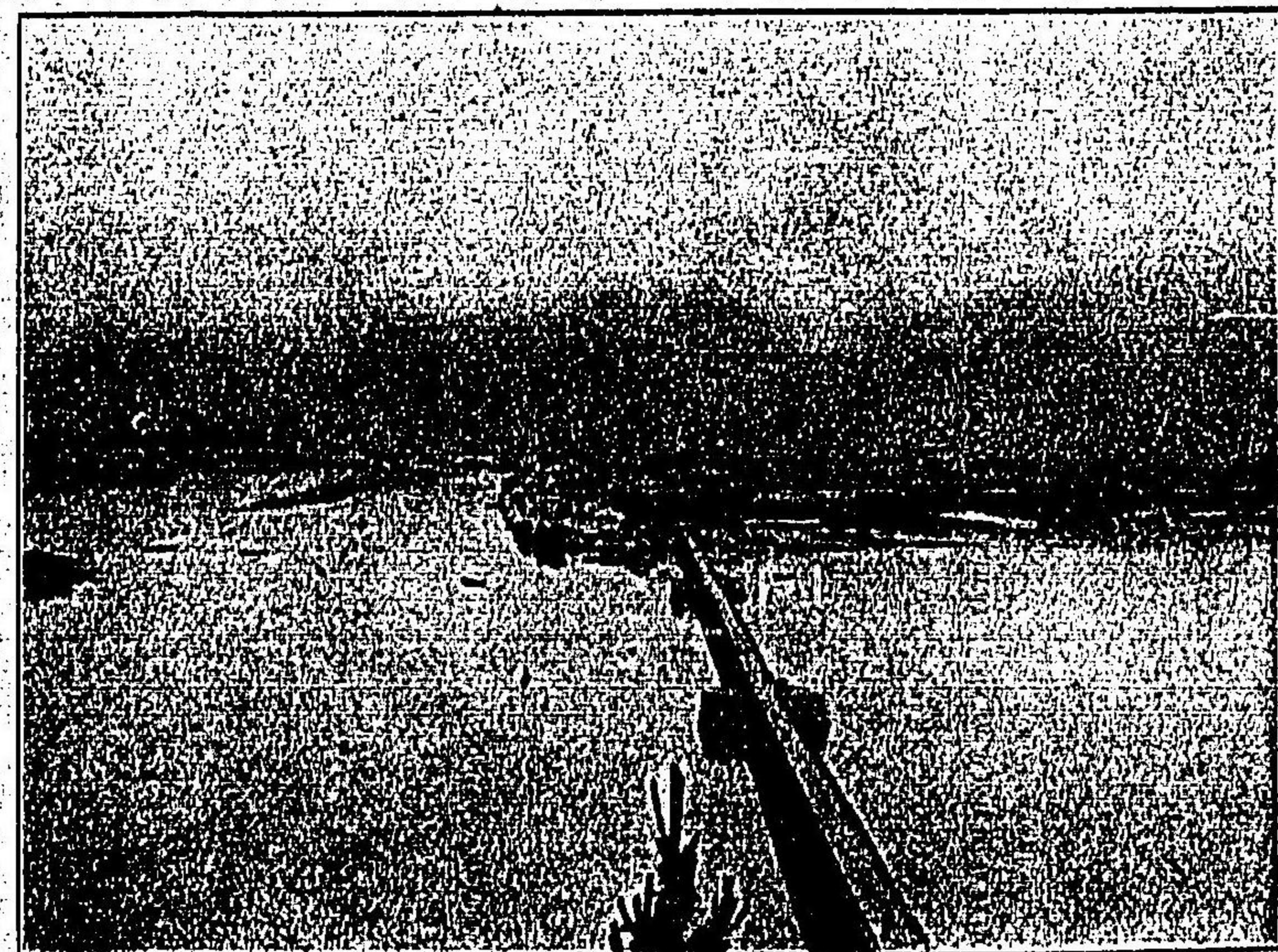
野中家及其家譜





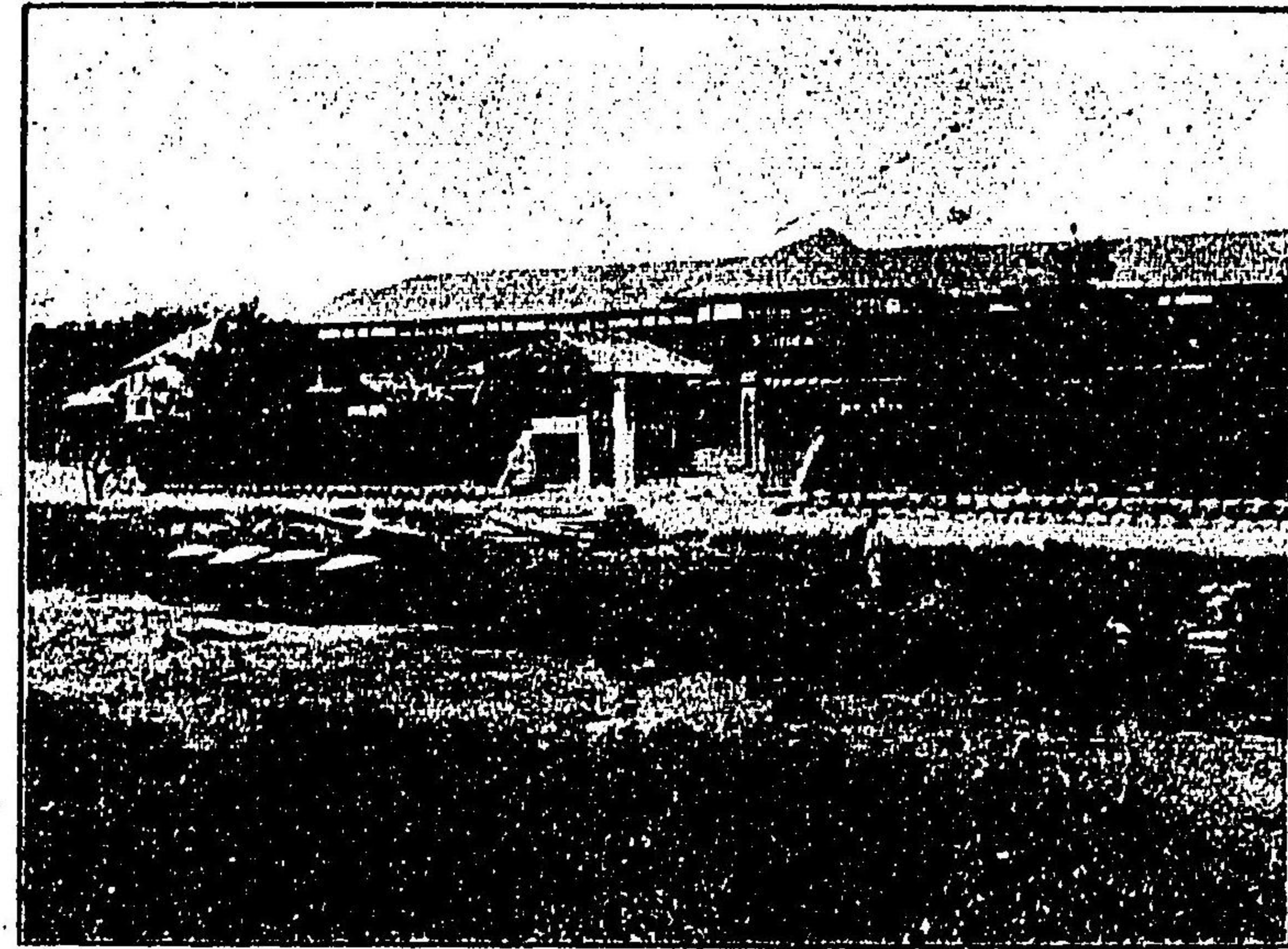


高 知 縣 廳

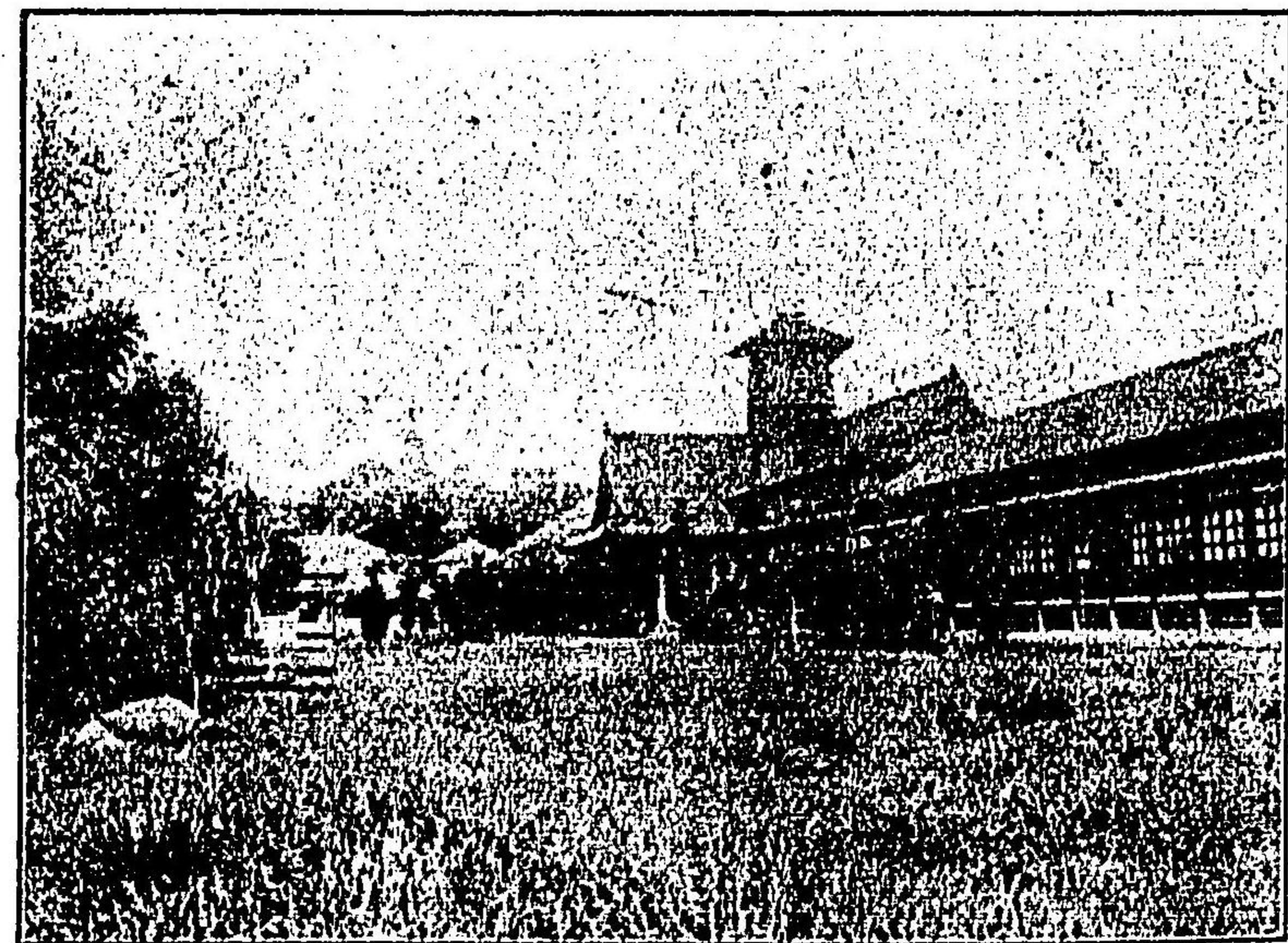


高 知 市 全 景



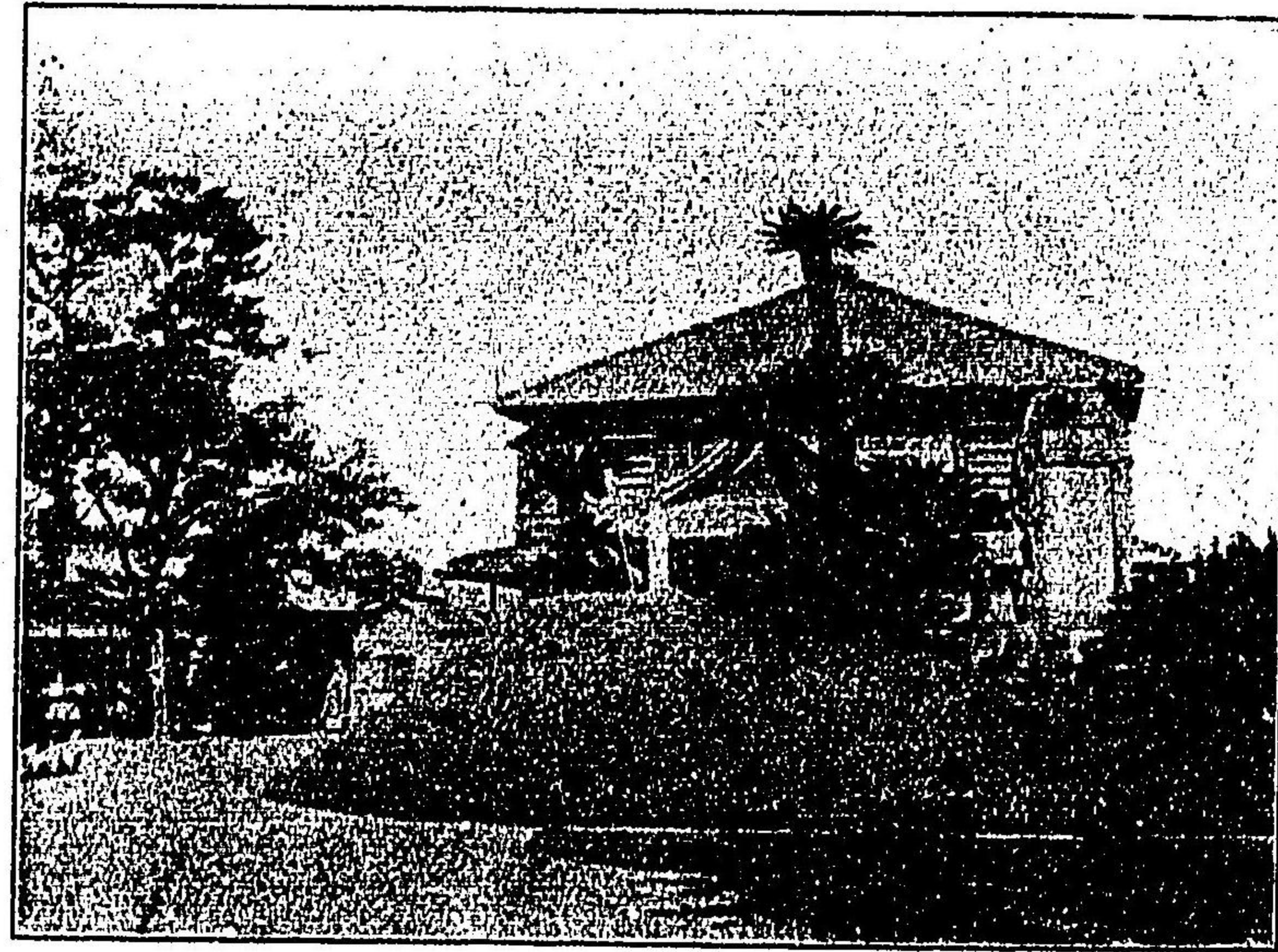


高知縣師範學校

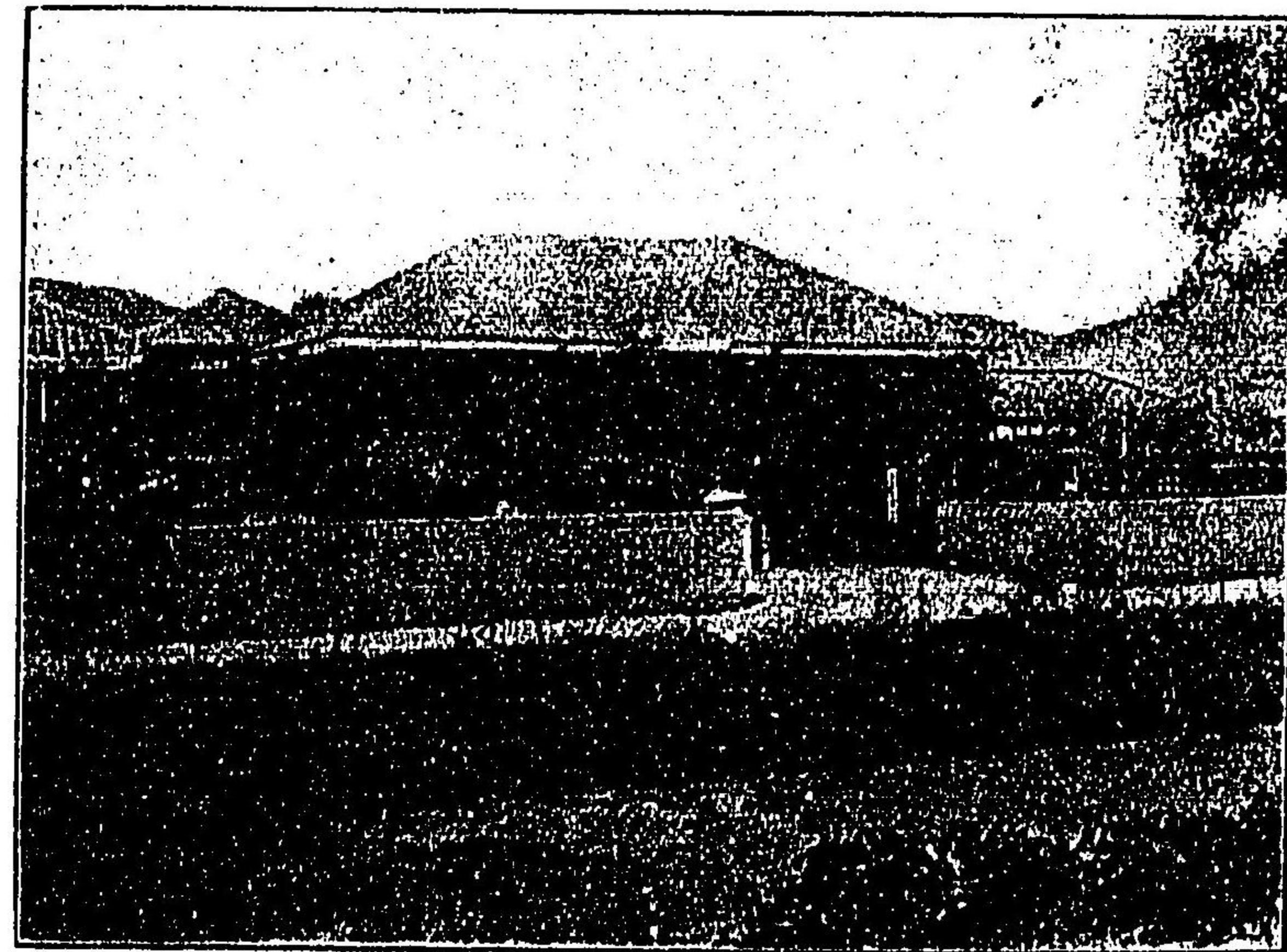


縣立第一中學校



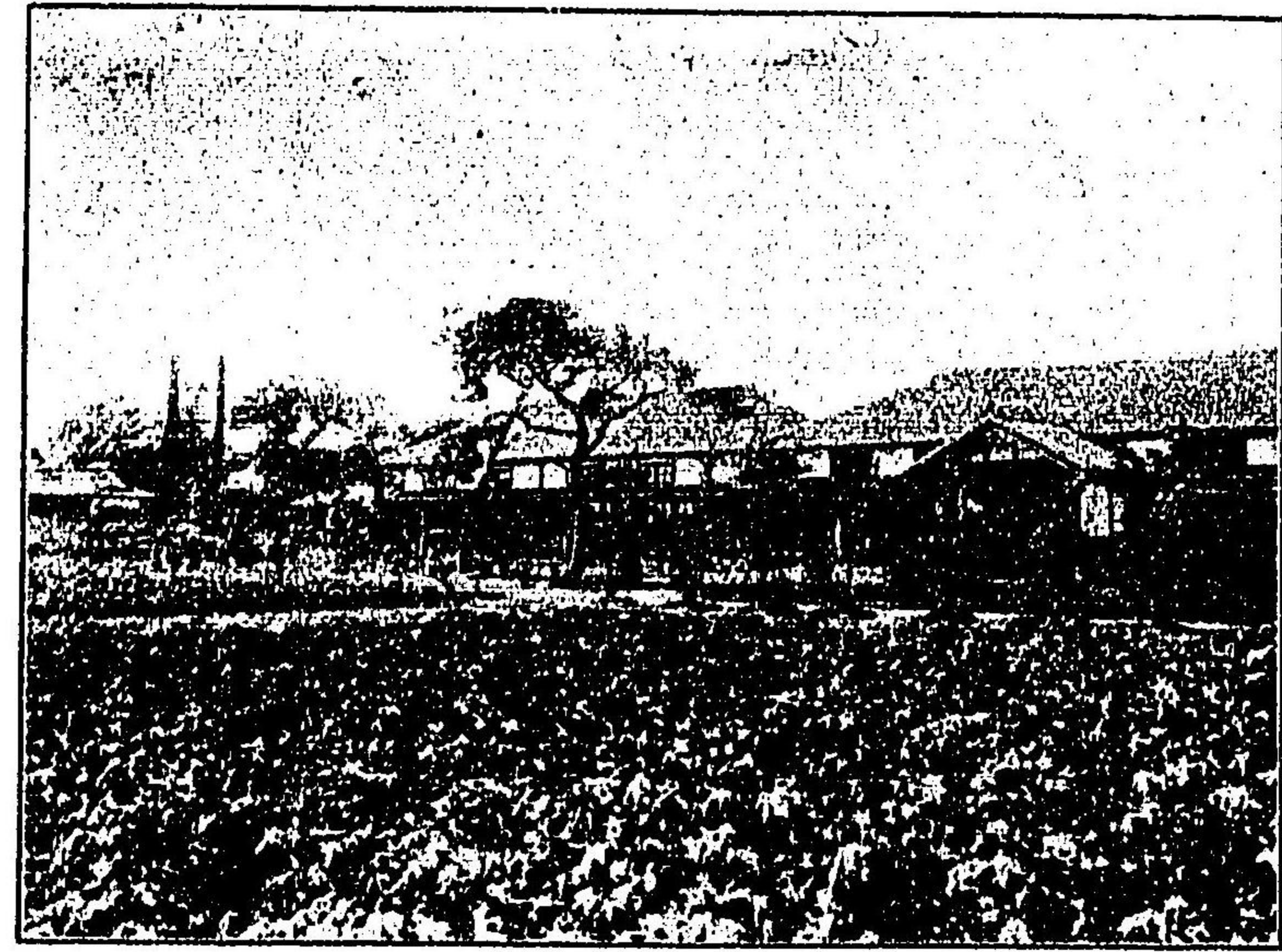


縣立中學南海學校

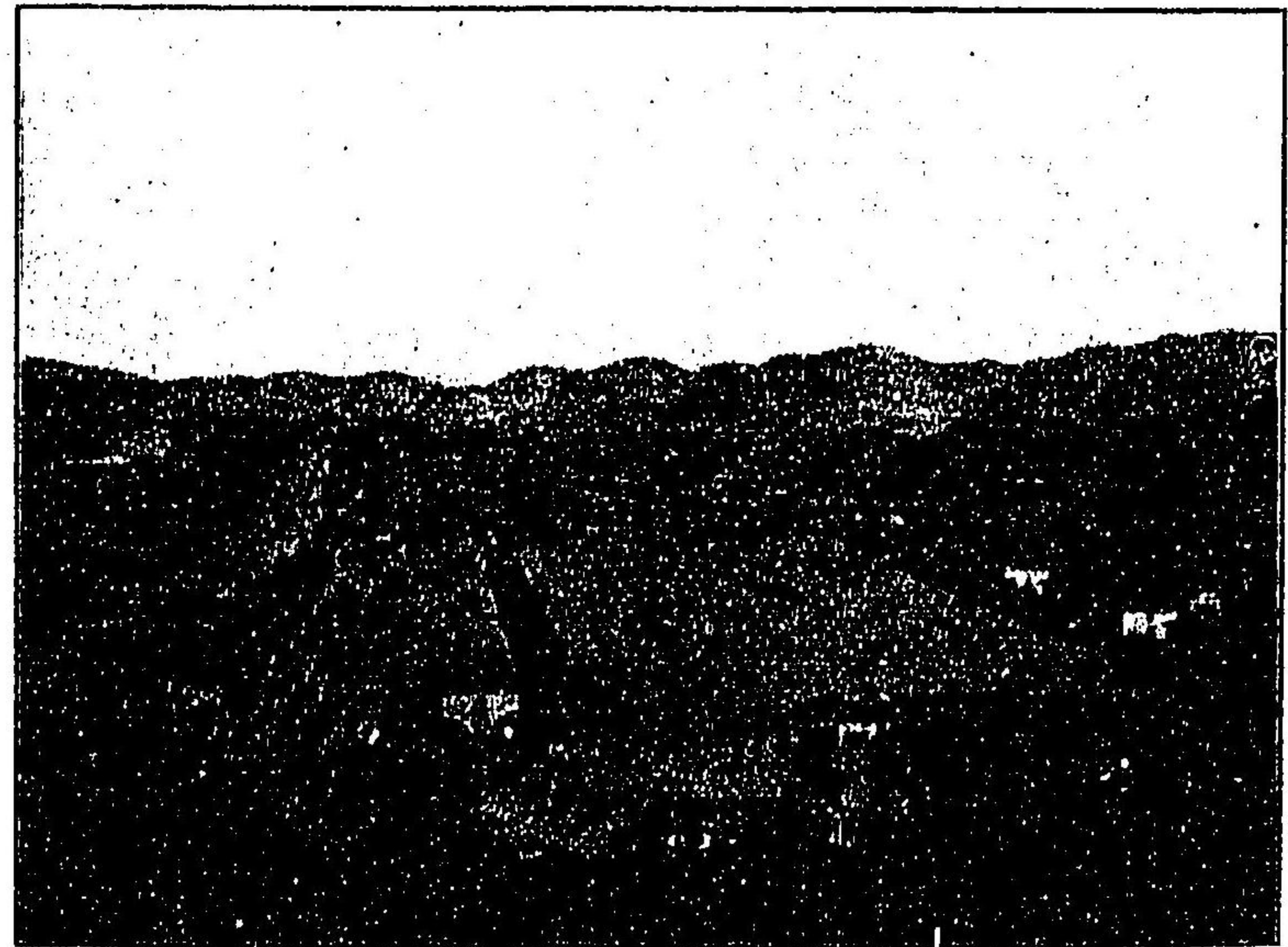


縣立高等女學校



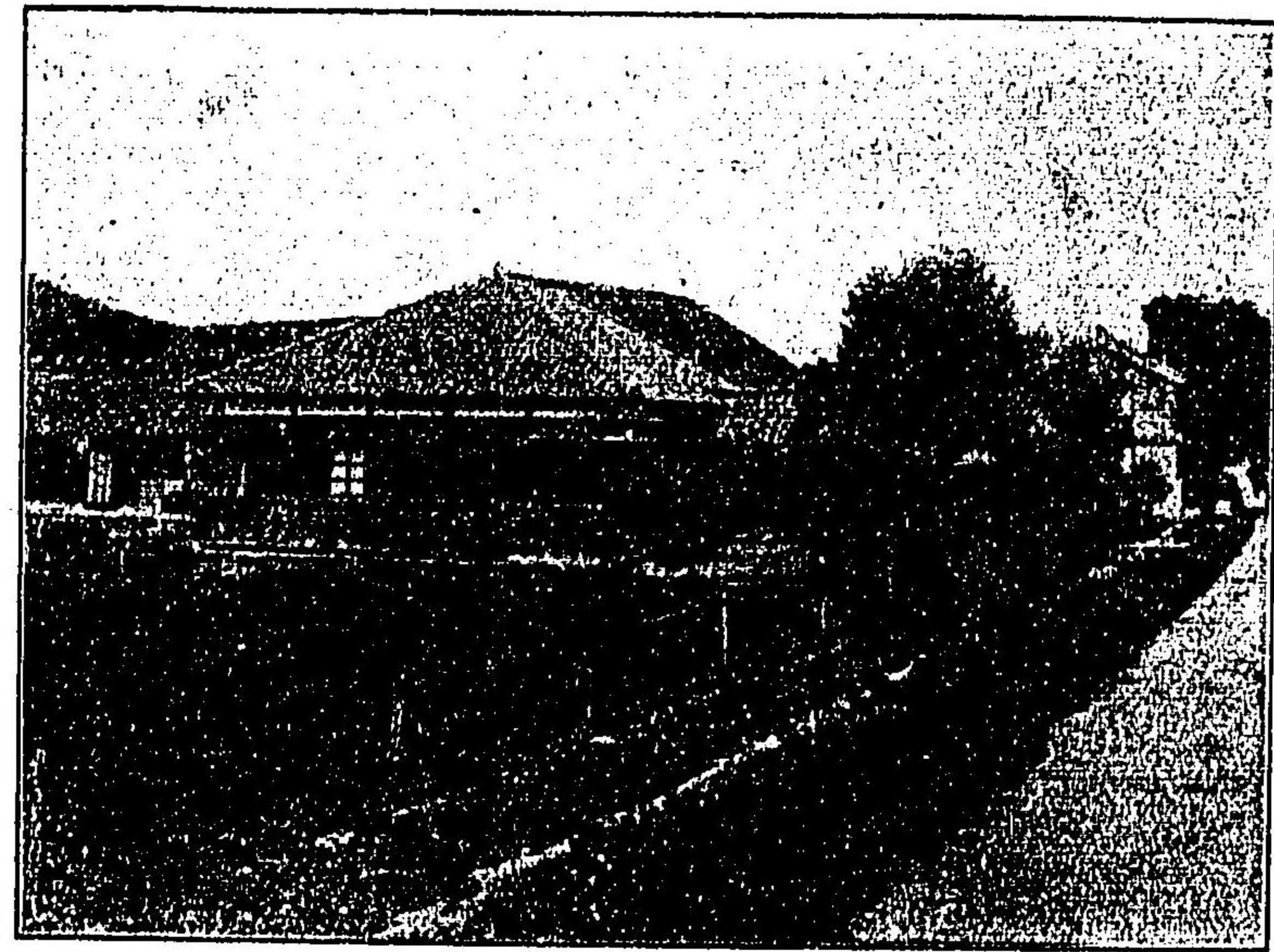


縣立農林學校

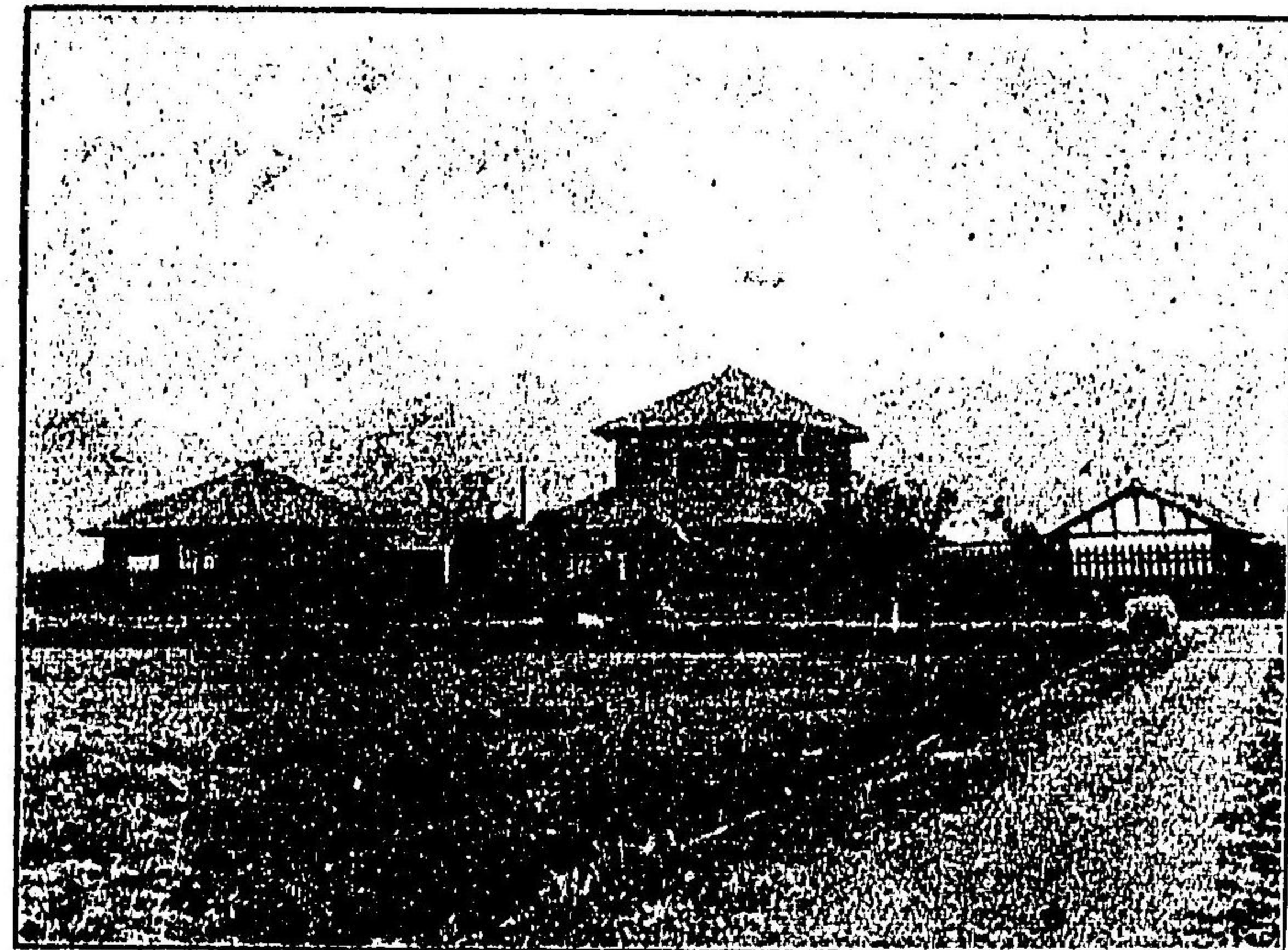


步兵第四十四聯隊





農事試驗場

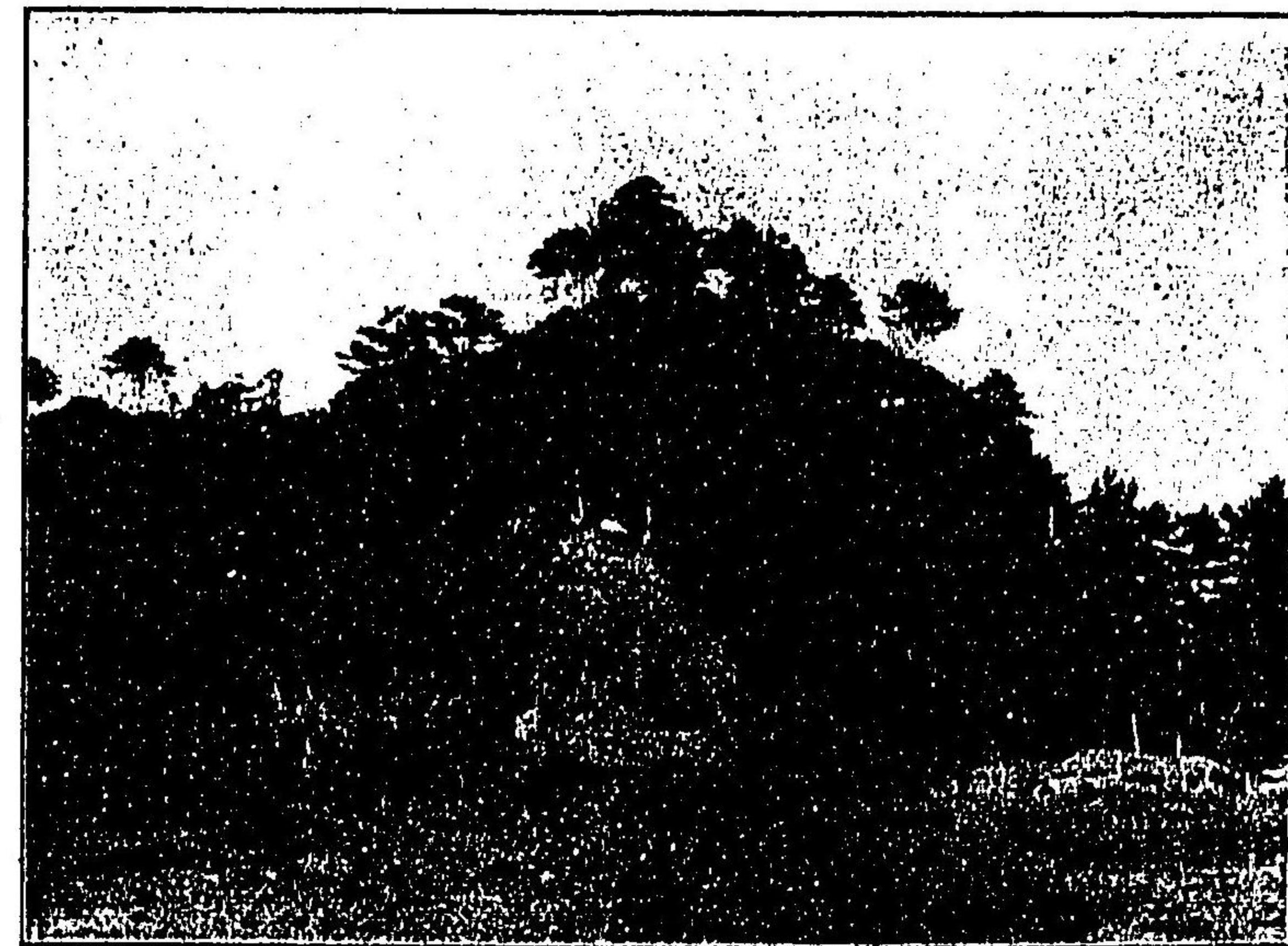


水產試驗場





淨 貞 寺

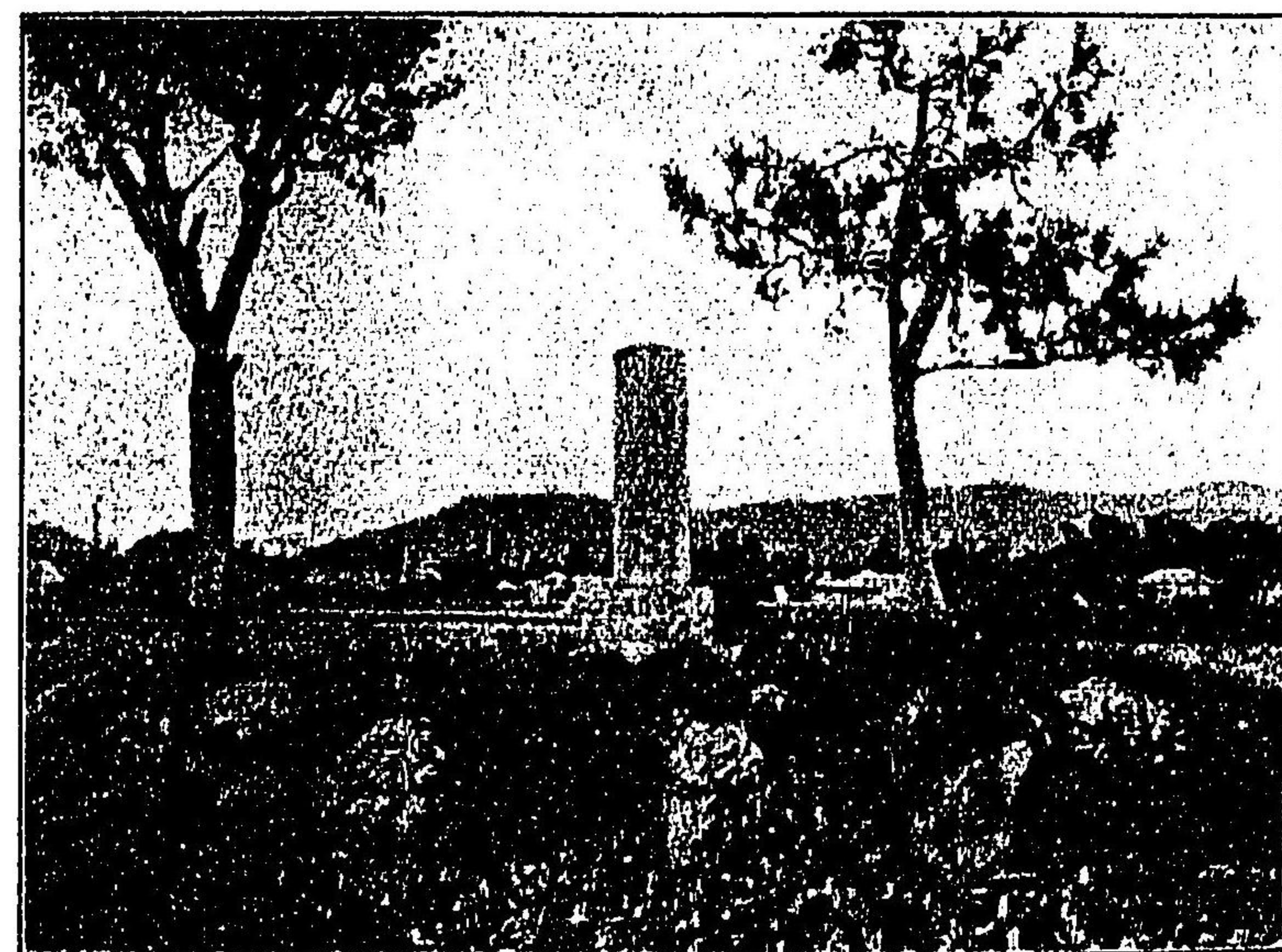


經 介 月 見 山





寺 分 園

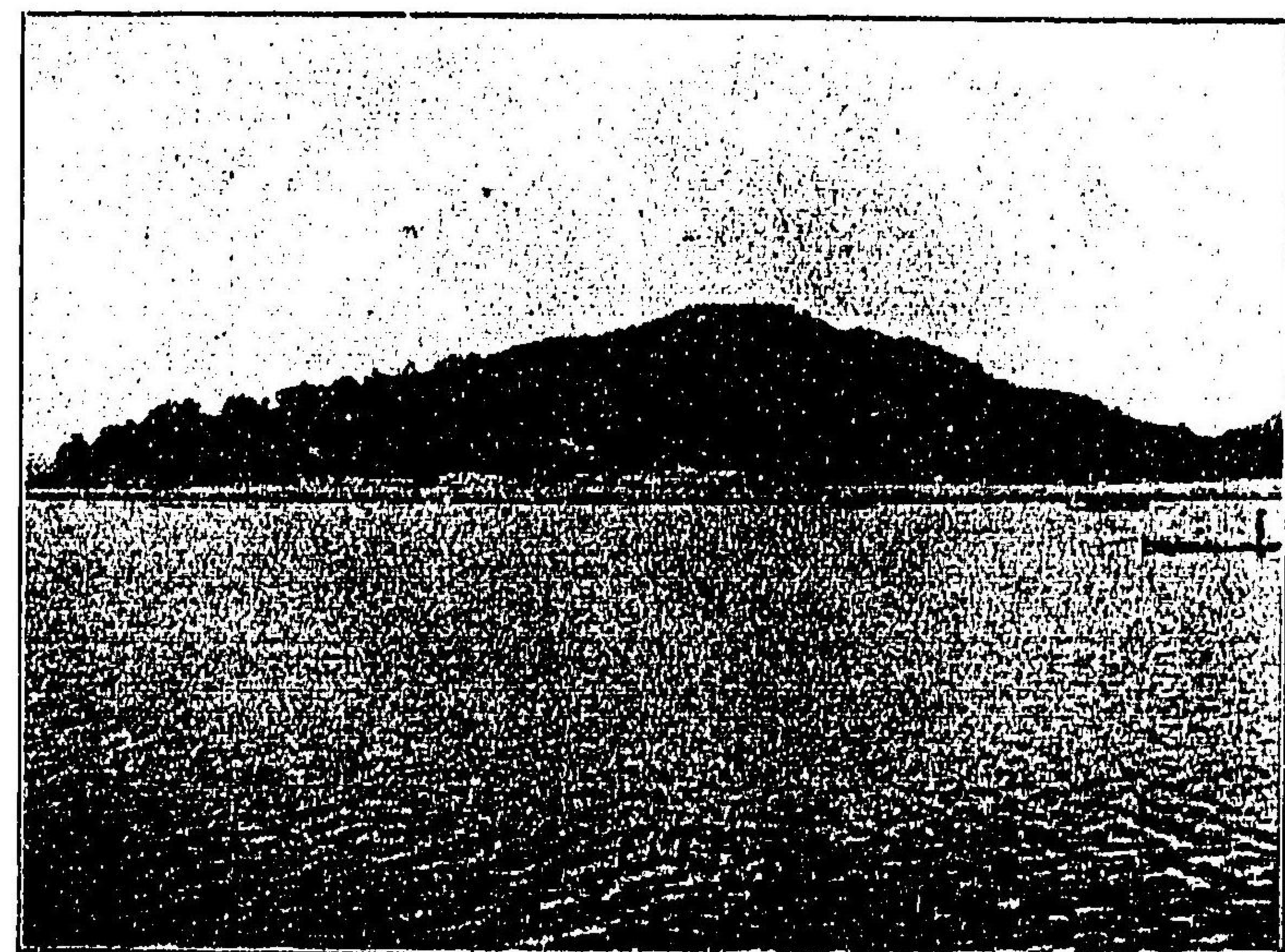


跡 舊 の 之 頁 紀





岡 豊 山 城 址



五 菴 山 全 景





堂 球 文

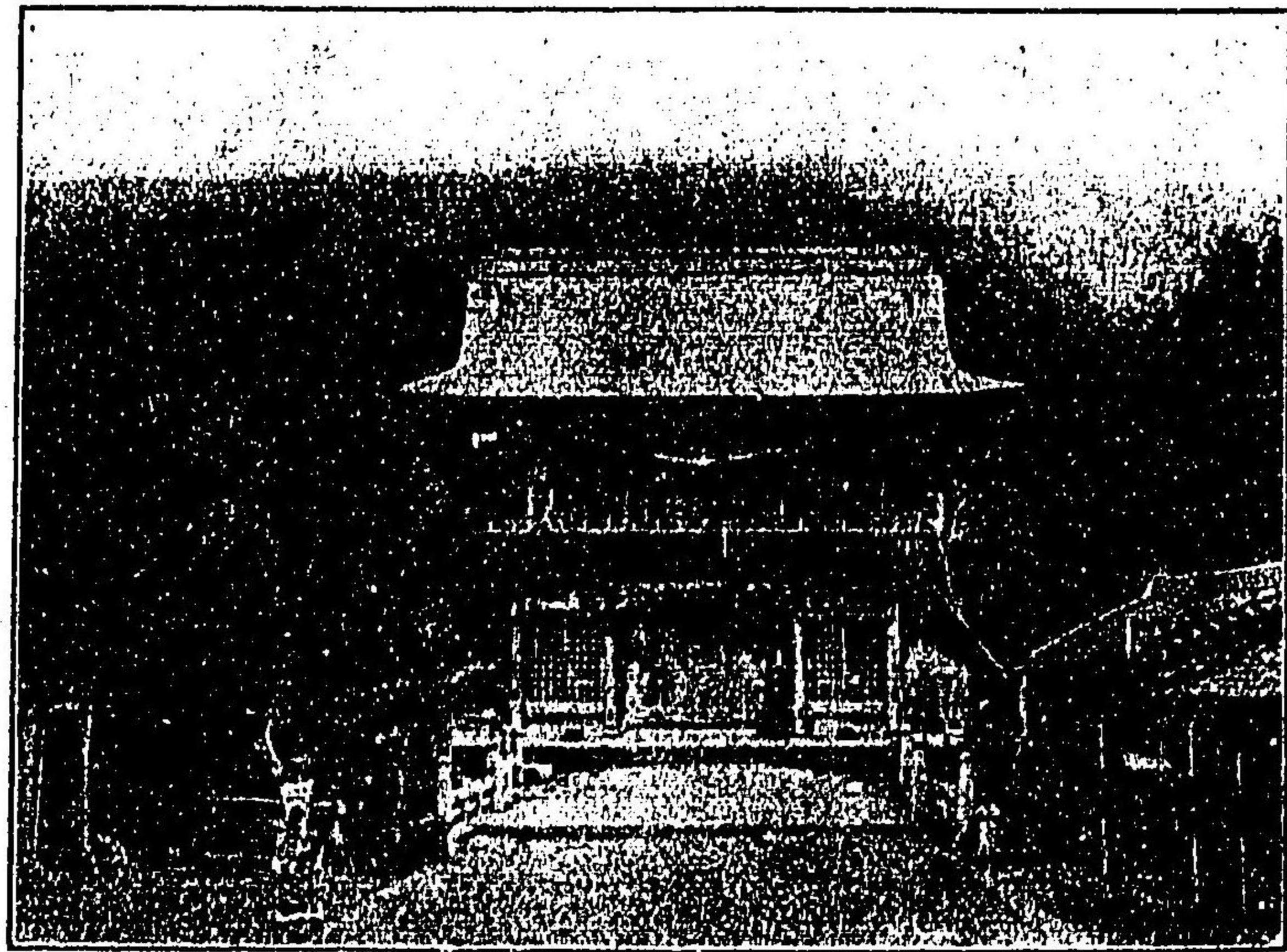


岬 島 大 江 吸



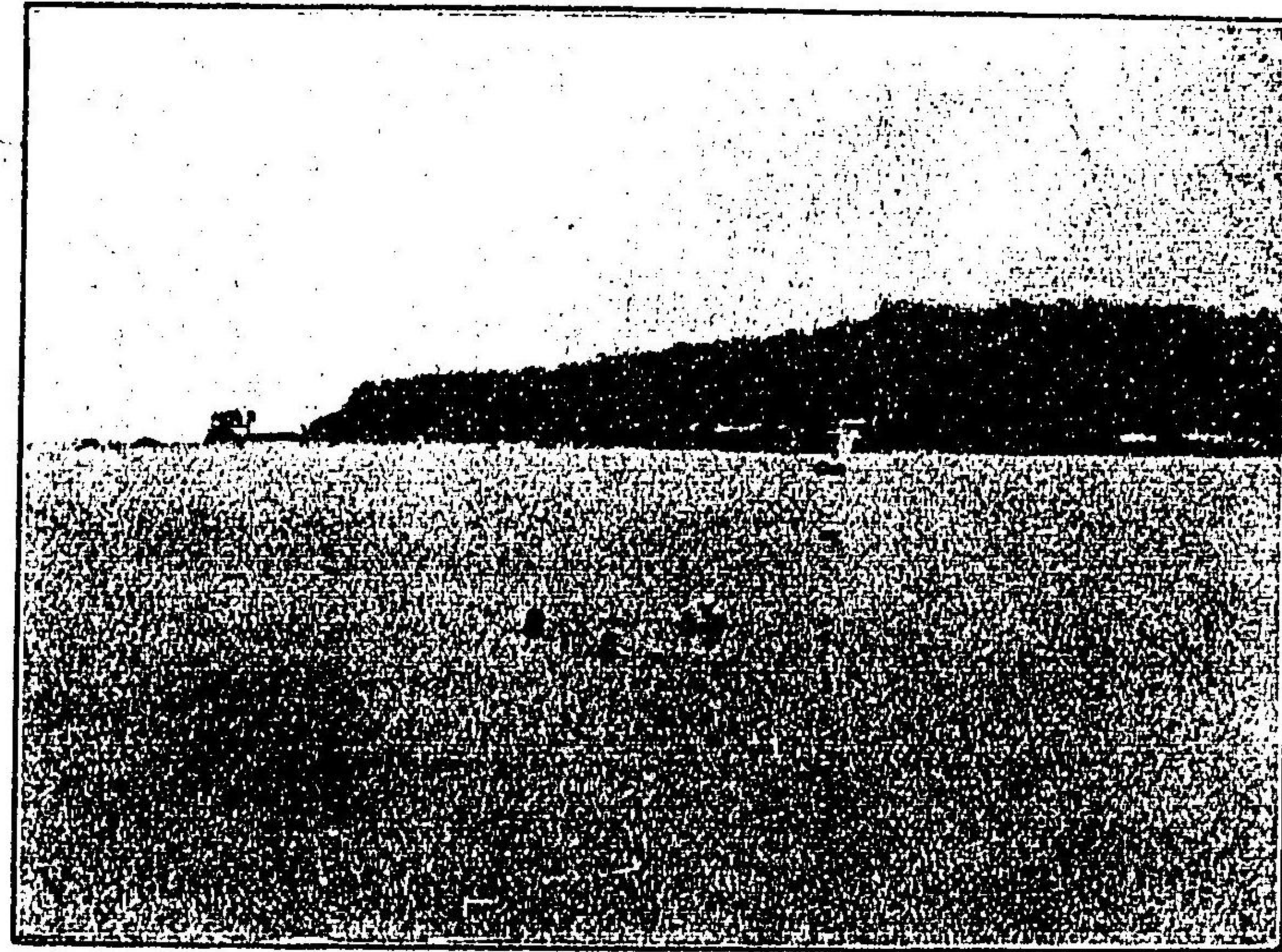


土 佐 神 社

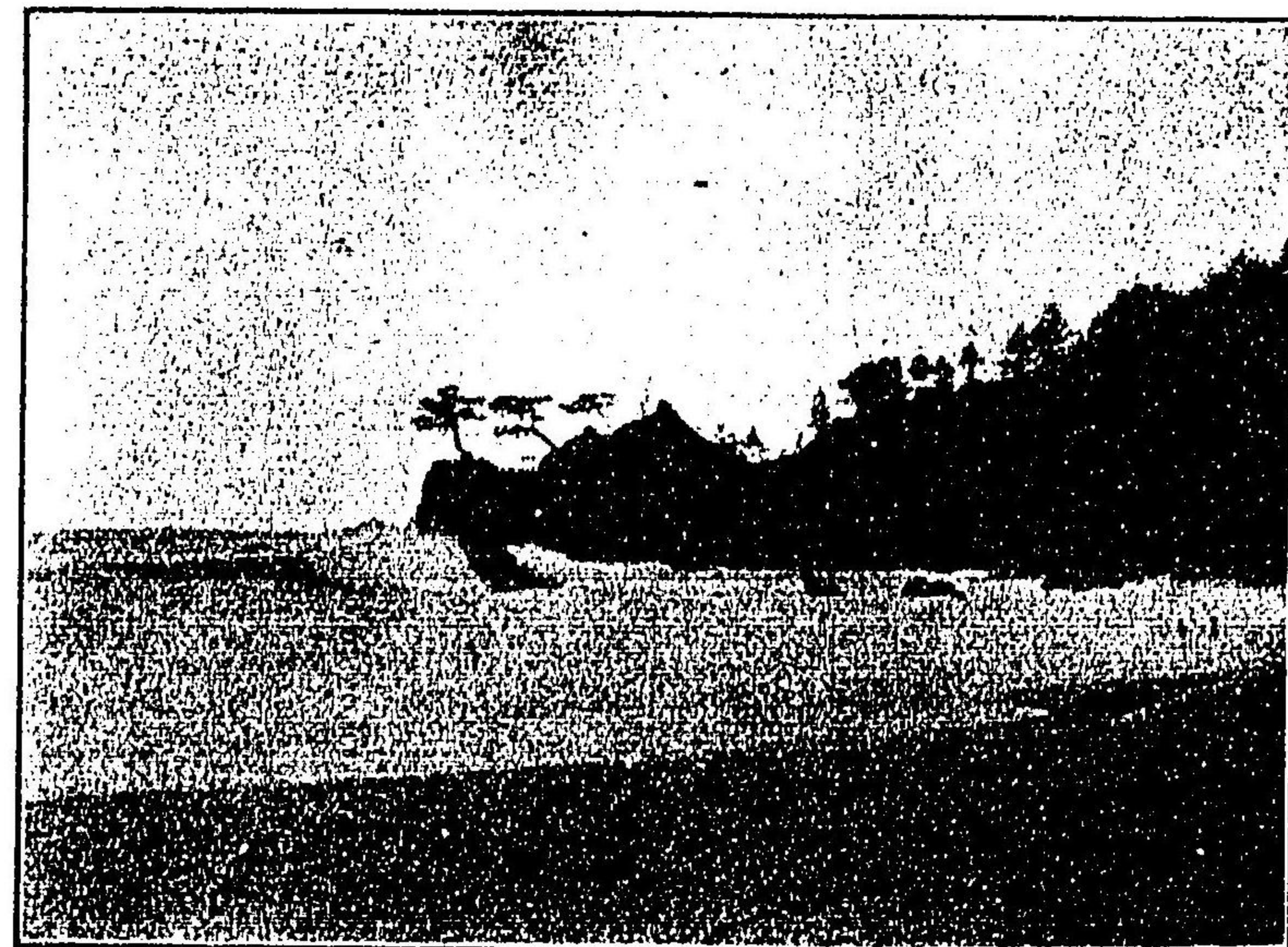


天 満 宮



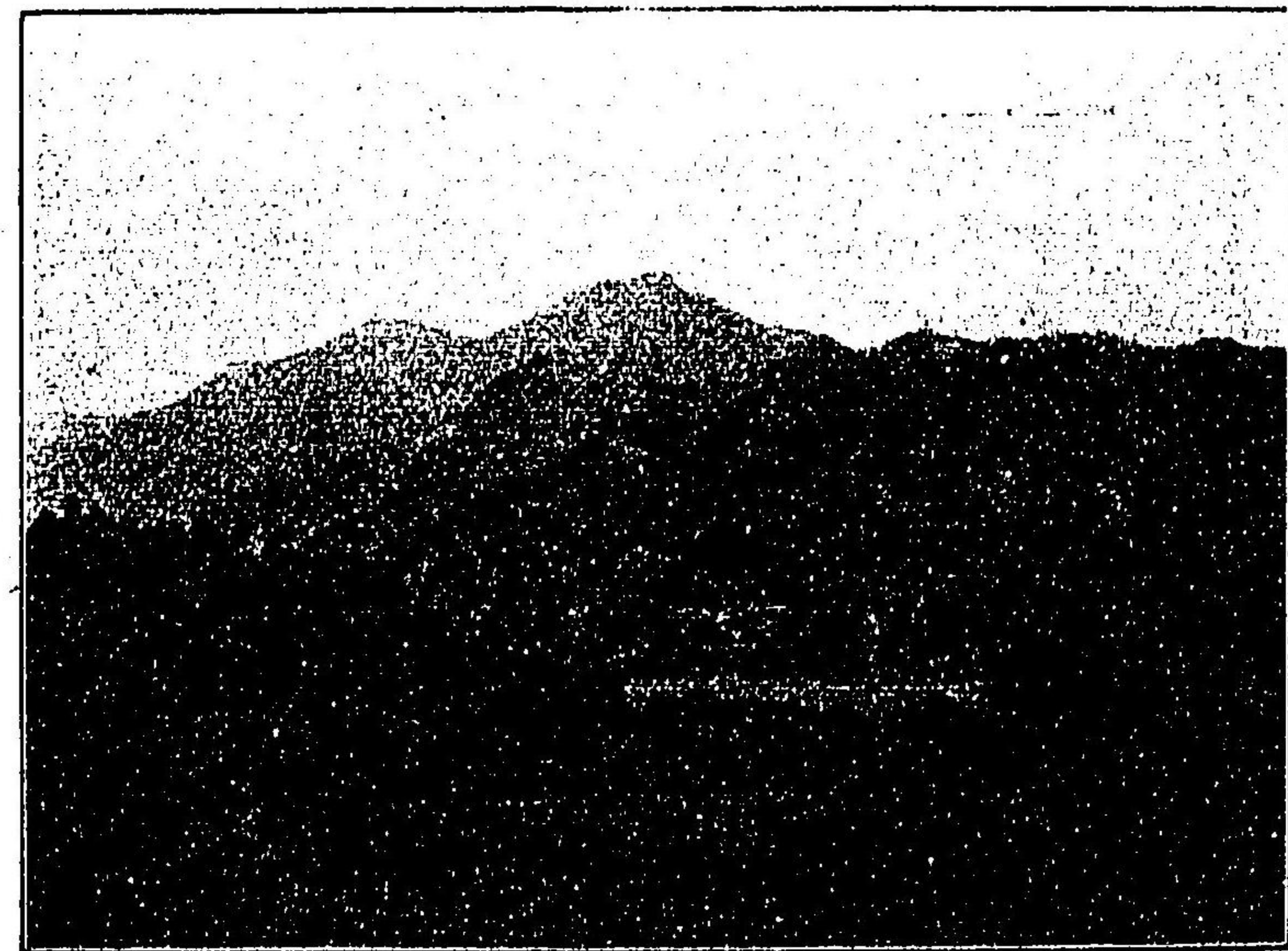


浦 戸 港

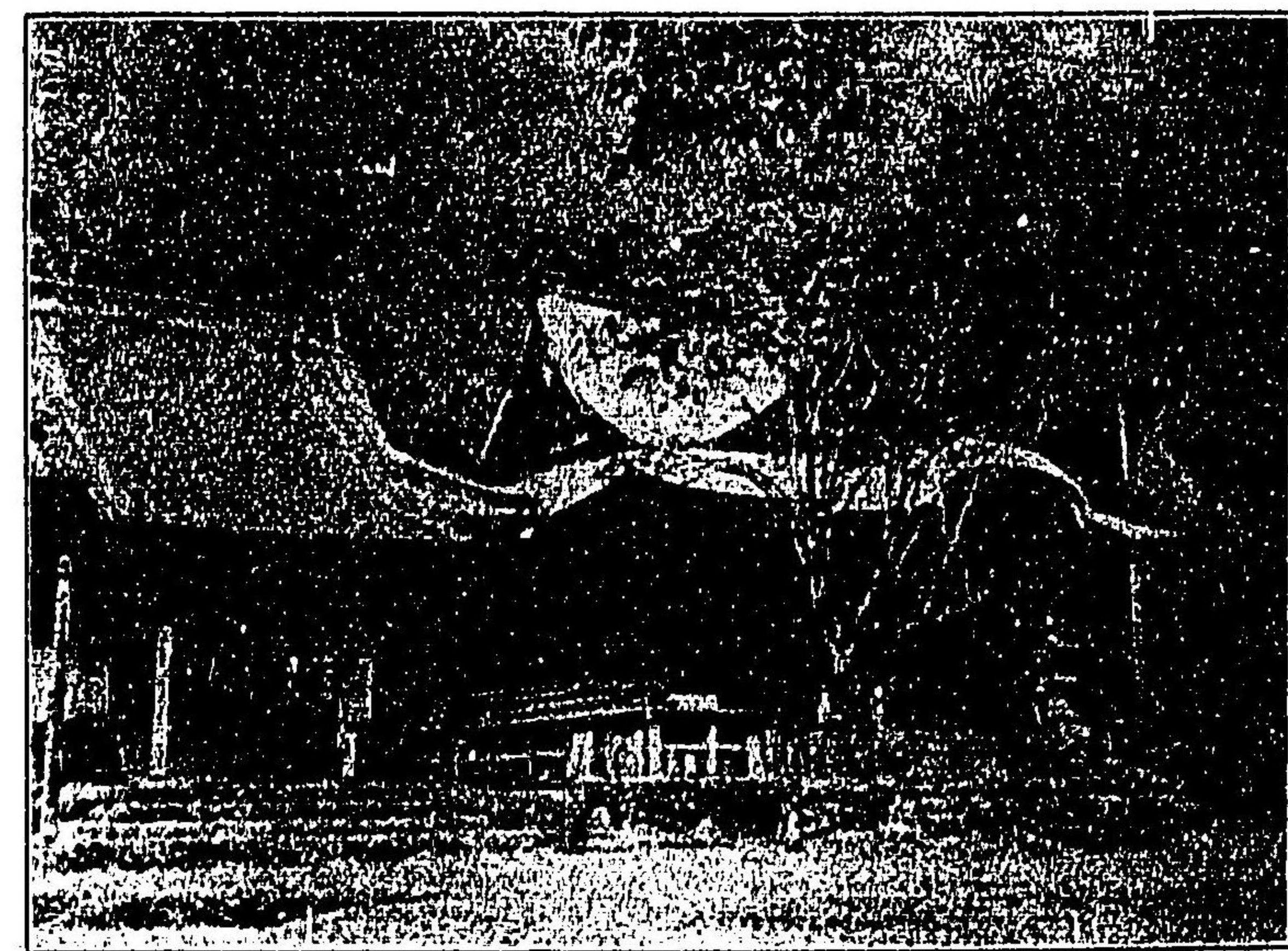


桂 濱





山 倉 横



寺 瀧 清





須崎港



入野松原





一 條 神 社



龍 串





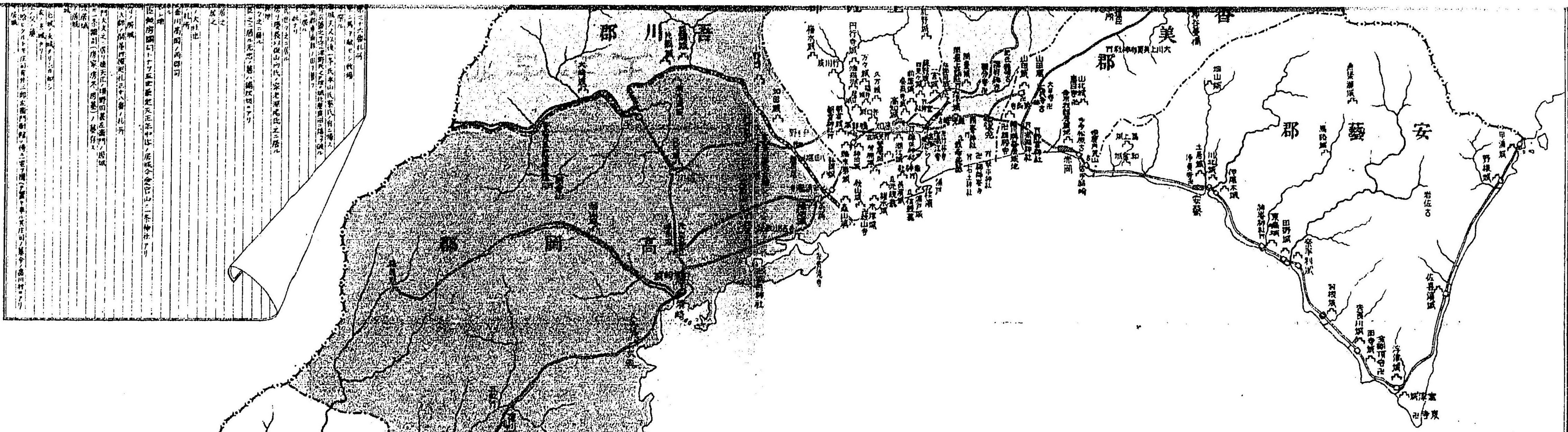












利根川  
相模川  
吾川郡  
幡多郡  
香美郡  
安藝郡  
長岡郡  
土佐郡

利根川は、利根郡の利根川に源を発し、北流して利根郡の利根川に注ぐ。相模川は、相模郡の相模川に源を発し、北流して相模郡の相模川に注ぐ。吾川は、吾川郡の吾川に源を発し、北流して吾川郡の吾川に注ぐ。幡多は、幡多郡の幡多に源を発し、北流して幡多郡の幡多に注ぐ。香美は、香美郡の香美に源を発し、北流して香美郡の香美に注ぐ。安藝は、安藝郡の安藝に源を発し、北流して安藝郡の安藝に注ぐ。長岡は、長岡郡の長岡に源を発し、北流して長岡郡の長岡に注ぐ。土佐は、土佐郡の土佐に源を発し、北流して土佐郡の土佐に注ぐ。

略 解 說

郡 川 吾	郡 佐 土	郡 岡 長	郡 美 香	郡 藝 安
吾川郡は、利根川の支流である。吾川は、吾川郡の吾川に源を発し、北流して吾川郡の吾川に注ぐ。吾川郡は、吾川郡の吾川に源を発し、北流して吾川郡の吾川に注ぐ。	土佐郡は、利根川の支流である。土佐川は、土佐郡の土佐に源を発し、北流して土佐郡の土佐に注ぐ。土佐郡は、土佐郡の土佐に源を発し、北流して土佐郡の土佐に注ぐ。	長岡郡は、利根川の支流である。長岡川は、長岡郡の長岡に源を発し、北流して長岡郡の長岡に注ぐ。長岡郡は、長岡郡の長岡に源を発し、北流して長岡郡の長岡に注ぐ。	香美郡は、利根川の支流である。香美川は、香美郡の香美に源を発し、北流して香美郡の香美に注ぐ。香美郡は、香美郡の香美に源を発し、北流して香美郡の香美に注ぐ。	安藝郡は、利根川の支流である。安藝川は、安藝郡の安藝に源を発し、北流して安藝郡の安藝に注ぐ。安藝郡は、安藝郡の安藝に源を発し、北流して安藝郡の安藝に注ぐ。

例 九

川	道路	郡界	國境
古	城跡	口	都邑
旧	跡	記	佛閣
山	佛閣	勝地	神社



土佐紀要 前編



# 土佐紀要

## 前編 目次

### 第一章 制度及事歴の大要

- 一、上古より足利時代迄……………一頁
- 二、足利時代より豊臣時代迄……………三頁
- 三、徳川時代より現時迄……………八頁

### 第二章 文教の沿革

- 一、維新前文教の概説……………一四頁
- 二、現時教育の概況……………一七頁
- 附……………一九頁

### 一、土佐風俗變遷の一斑

- ……………一九頁

### 第三章 名士略傳

- ……………二三頁

目次



一、長曾我部元親……………三三

二、山内一豊……………二七

    附土佐の二十四萬石……………二八

三、山内容堂附逸事……………三二

四、野中兼山附偉業……………三八

第四章 學藝諸家……………四五

一、萬葉學者飛鳥井雅澄……………四五

二、南路志の著者美濃屋武藤の一家……………四七

三、畫家……………四九

附……………五一

一、壬生水石の篆刻……………五一

二、土佐有名の劍工……………五三

三、八百屋仙人……………五七

四、尾土燒……………五八

第五章 市邑名區……………六〇

高知市……………六〇

一、高知公園……………六四

二、藤並神社……………六五

吾川郡……………六五

一、桂濱……………六六

二、弘國吉良城址……………六六

高岡郡……………六七

一、須崎……………六七

二、佐川……………六七

三、横倉山安徳帝御陵傳説地……………六八

四、蓮池大平城址……………六九

五、羽山津野城址……………六九

六、清瀧寺……………六九



幡多郡

幡多郡	七〇
一、中村	七〇
二、有井川尊良親王遺蹟	七一
三、金剛福寺	七三
四、龍串	七四
五、宿毛	七四
六、小筑紫	七五
土佐郡	七五
一、土佐神社	七五
二、天満宮及其樓門	七六
三、野中兼山の墓	七七
長岡郡	七七
一、紀貫之の舊蹟	七八
二、國分寺	八一

三、岡豊長曾我部城址	八一
四、豊永薬師堂	八二
五、本山本山城址	八二
六、白太夫の墓	八二
七、源希義の墓	八三
八、竹林寺	八三
九、招魂社	八三
十、吸江	八四
十一、武市半平太の墓	八六
香美郡	八七
一、山田山田城址	八七
二、佐古紀夏井遺蹟	八八
三、姫倉月見山土御門天皇遺蹟	八八
安藝郡	八九



一、土居安藝國虎城址……………八九

二、福田寺二十三士の墓……………九〇

三、野根山土御門天皇遺蹟……………九〇

四、最御崎寺……………九一

前編 目次終

土佐紀要



第一章 制度及事歴の概要

一、上古より足利時代迄

土佐は南海に僻在し古より上國との交通自ら稀にして事歴の正史に見るべきもの甚少し附つて上古の事茫漠として知り易からず紀元凡八百年の間に於て天韓襲命及び小足危國造に任せられしこと始て正史に見ゆ紀元千三百八十年の頃元正帝の時には伊豫の國主高安王に阿波讃岐及土佐の三國を支配せしめたり其後國司守護の交替は之を枚擧するに遑あらず紀元千五百九十年醍醐帝延長八年紀貫之土佐守となりて在任せり紀元千八百八十一年仲恭帝の承久三年土御門上皇北條義時の爲め此國幡多に遷され給ひ紀元千九百九十二年後醍醐帝元弘二年其第一の皇子尊良親王北條高時の爲め亦幡多に遷され給へり降て足利時代に至



ては全國遂に之に屬し細川頼之四國の管領となるに及て其一族四世相繼て土佐の守護となれり

以上凡二千餘年間に於ける事歴の重要なものを尙左に擧ぐべし

紀元千三百三十年の頃天武帝の白鳳年間大地震あり土佐南部の土地五十餘萬頃陥没して海となりこと云ふ是れ即世に傳ふる所の黒田郡沈没の時なり

聖武帝の時土佐を以て罪人配流の邊國の部と定められたり上世より土佐は罪人の配所にして貴人朝官の流謫さるゝ者頗る多く之が爲め上國の開明を傳へ人情風俗言語等の上に影響を及ぼせしこと甚だ少からず又聖武帝天平九年國分寺の創立あり次で名僧行基空海來りて山に入り地を開き寺院を建立したるを以て爲めに人心を改良したるのみならず國內交通の便亦開けたり

紀元千五百一年仁明帝の承和八年吾川郡を分ちて高岡郡を置けり上古は安藝長岡、吾川、幡多の四郡なりしを是より先安藝郡を割て香美郡を置き後又長岡郡を分て土佐郡を置きしが是に至り現今の七郡となれり但幡多是古一國なりしとの説あり

紀元千九百九十六年延元元年足利尊氏反して四國の兵細川に應ずるや長曾我部、津野、大平等國中の諸族亦之に屬す官軍河間光綱、高坂松王丸、遠江房等大高坂城に據り之を防て屢々敗れ城遂に陷る是より南海復た官軍なし

## 二、足利時代より豊臣時代迄

紀元二千百年の頃足利の中世に至り守護細川の威令漸く行はれず豪族各一城を構へて藩方に割據し互に戦闘を事とせり就中其最も雄強なるは長曾我部、本山、安藝、山田、吉良、大平、津野にして之を土佐の七族又は七守護と稱す又一條教房は此等の豪族に推されて國司となり幡多郡中村に下り爾後數世を経たるが後長曾我部元親勢漸く盛となり遂に他の諸族を平けて國內を統一したり此の間凡百餘年群雄割據して攻戰常なく人民は賦役と租税との重きに苦み一日も其業に安んずるの暇なく農工商業亦少しも其進歩を見ざりしが茲に至りはじめて稍其堵に安んずるに至れり元親天正十六年地檢を行ふ後世之に依て變することなし慶長二年百箇條の制を定む七郡の内に奉行三人を置き諸村に庄屋を置き又許可を得ずして國外に出で及び馬を國外に賣るを禁じ且職人の勞銀を定めて上は紐七升中は

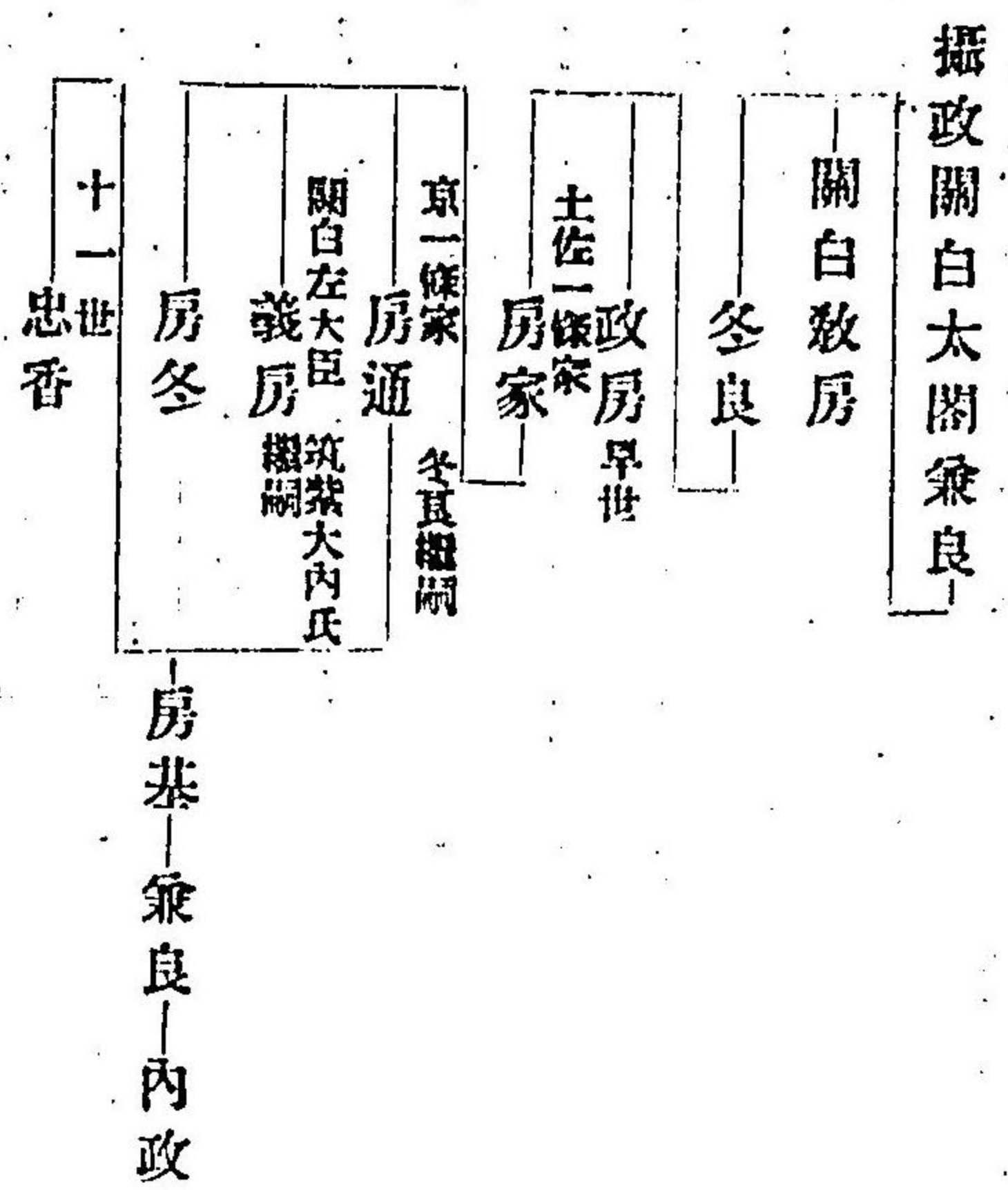


五升下は三升と爲し落書する者笥を折る者は重科に處し其他喧嘩口論大酒等を  
禁じ又舊に依り諸税を十分の一と爲せる等は其重なるものなり後關ヶ原の役長  
曾我部の亡ぶや山内一豊の封地と爲れり

一條 一條家の莊園元幡多郡に存せしが戰國の世に至り武人横領して有名無實  
となれり關白一條兼良之を慨し子孫をして興復せしむるの志あり應仁の亂起  
るや兼良は避けて奈良に其子教房は兵庫に在り後土御門帝の文明十年長曾我  
部文兼等教房に乞ふに下國のことを以てす教房意を決し子房家と共に土佐に  
來る文兼等迎へて其居城岡豊に置く幾ばくもならず七守護に推戴せられて國  
司となり幡多郡中村に移る教房房家房冬房基を經兼定に至り酒色に溺れ意を  
政に用ひず且刑を用ふる頗る峻酷なり是を以て人心離叛し家臣等相謀て之を  
豊後に逐ひ其子内政を立つ内政幼にして政を自らする能はず長曾我部元親之  
を迎へて大津の城に居らしむ後天正元年内政元親の臣下の叛に與みせしを以  
て伊豫に逐はれ尋で死せり教房下國より九十七年にして土佐一條家亡ぶ土佐  
一條家は此の如く數代にして絶えしと雖も京一條家は益々繁榮を加へて今日

に至れり尙左に略譜を掲ぐ

一條家系圖



長曾我部 世々長岡郡岡豊に居る元親に至り勢威漸く盛んにして諸族を討滅し  
凡十五年を経て國內を鎮定し更に進て四國を攻略せしが後豊臣に降り土佐一



國を領せり元親死して子盛親繼ぐ關ヶ原の戰西軍に加はり軍敗るゝや徳川家康の爲め領國を沒收せられて遂に亡べり尙其事蹟は後章元親の傳に詳記せり津野 高岡郡羽山に居る元實に至り勢頗る強し永正十四年元實手兵を率ゐて戸波城を攻む一條之を聞き其將安並出間等をして來り援けしめ大に元實の軍を破る元實戰死し士卒沼中に陥りて死する者數を知らず出間等勢に乗じ一鼓して津野の本據を覆さんと欲し翌日兵を率ゐて須崎に向ふ此時に當り津野の良將皆戰死し一城震駭す津野の家臣中平元忠驍勇兵を善くす獨り悍然精兵を提げて進み吾井郷に血戰し敵將を擒にす世是を惠良沼の戰と云ふ其後一條と戰ふこと數年力屈して遂に降る後長曾我部の爲めに亡ぼさる

大平 高岡郡蓮池に居る一條に屬せしが十三世を経權頭某に至り永祿九年長曾我部の爲め敗られ自殺して亡ぶ

山田 香美郡山田に居る元義に至り放縱にして頗る猿樂を好む家臣之を諫むれども聽かず天文十二年長曾我部國親謀を以て先づ其忠臣を殺さしめ急に元義を襲ふ元義大に敗れ出で降る

吉良 源希義の裔にして世々吾川郡弘岡に居る宣經に至り學を好み意を政に用ひ領内能く治まる竊に四國を戡定するの大志ありしも疾を以て早く歿せり子宣直禪法を好み意を政に留めず初め本山に結び後竊に歎を一條に遁す本山大に怒り弘治三年宣直の仁淀川に出漁せるを窺ひ兵を以て急に之を襲ふ宣直流矢に中り自殺す

安藝 世々安藝郡土居に居る國虎に至り一條より娶り勢甚だ盛なり長曾我部元親既に中郡を定め漸く東郡を計らんさし事を構へ戰端を開く國虎援を一條に乞ひ精銳五千を率ゐる元親の居城岡豊に向ひ大に鏡野に戰ふ軍利あらず和を請す永祿十二年元親大兵を率ゐ來り攻む國虎の兵大に矢流山に敗れ退て新城穴内の要害を保つ其家臣敵に内應する者あり敵兵を導きて國虎の軍後に出づ是に於て國虎大に敗れ退て城を固守す時に毒を井中に投ずる者あり城中大に困む國虎其途に爲すべからざるを知り老臣黒岩越前をして室一條を幡多に送らしめ畑山兄弟をして長子を奉じ阿波に走らしめ而して自殺す越て七日越前使命を果たし途元親の凱旋するに逢ふ元親禮を厚くして之を招く越前亦禮して



之を謝し還て國虎の墓前に自殺す

本山 長岡郡本山に居る茂宗に至り勢強大にして土佐吾川の諸城を攻め連りに之を下し子茂辰に本山を守らしめ自ら朝倉城に居る長曾我部と兵を構ふること多年互に勝敗ありしが長曾我部元親諸族を討滅するに及び勢漸く盛まり遂に本山を退守し嶮に據て能く防げり然るに元龜二年元親來り攻むるに及び勢支ふること能はず遂に出で降る

三、徳川時代より現今迄

紀元二千二百六十一年後陽成帝慶長六年山内一豊遠江掛川の城主より入國するや長曾我部の遺臣あり國內未だ平穩ならず是に於て一豊専ら士民を綏撫せんことを務め舍弟を播多中村に封じて支藩とし其他股肱の臣を佐川、窪川、宿毛、本山、安藝に封ず之を五家老と稱す後支藩及窪川本山を廢す一豊卒するや甥忠義繼ぐ此時野中兼山奉行となり經世の偉器を以て藩政を掌ること殆ど三十年屢々土功を起して溝渠を通じ荒蕪を拓き堤を築き港を鑿り又山林の輪伐を始め穀價を官定し火葬を禁じ儒學を奨め魚貝を殖し捕鯨の業を起し農桑を勵まし製陶を勸め又始めて郷士

の制を設け其他世務を開き民利を興したること殆ど枚擧すべからず後職を罷められ改廢したるものなきにあらざると雖も藩治の基礎柱に成ると云ふも亦不可なし縣民今尙其餘澤を受くること頗る深し當時法制の一斑を左に抄出すべし

農事に關する令に曰く土地は廣く墾し深く耕して怠ること勿れ不毛の地を新に墾する者には三年五年或は七年の租を免じ且若干の褒賞を授けん春耕夏種秋收冬麥序を失ふ勿れ宅傍之に植うるに桑を以てして此に蠶を養へ否らざる者は茶漆楮の類を殖し財とならざる者は一切之を植うること勿れ晏起するを休めよ酔飽するを休めよ背く者あらば過料三匁を徵せん衣食住凡て之を質素にし敢て華美を求むること勿れ食物は農時に精を用ひ他時は須らく粗糲雜炊を用ひよ而して土木は之を農隙に營め田租は毎年十一月を期とし圃租は延て明年六月に至るを許さん檢見の使汝が郷に入れば獨り飯と羹とを供ふるのみ酒肉決して與ふべからず而して凡そ我が令する所能く之を守り公事を先にして私事を後にせよ善く令に従ふ者は賞あり違ふ者及令の執行を忽にする所の庄屋等は罪あらんと



島治の令に曰く半年は専ら耕し半年は専ら獵を爲して以て島民渡世の道を立てよ火燒船の數を増し尋魚船の備を爲し且飯米貸與の法を設けん暇時には山に入りて竹と薪とを伐れ澤に入りては苦茅を刈れ又鷹を養へ時に及んで之を買上げん而して能く事に勤勞する者と否らざる者の別を立て或は賞し或は罰せん且兒童十二三歳に至るあらば之に相應の職を與へて空ならしむ勿れ凡そ風俗を正し男女の別を嚴にするは汝等の最も慎むべき所なり云々

職業教育に關する令に曰く子女生れて八九歳に及ぶ汝等之に適當の職を授けよ沿海にありては男子之に效ふるに舟を行り網を結び釣を作るの法を以てせよ農夫にありては繩を縛はせ薪を伐らしむる等此の如きの類其地の宜しきに從ひ之を幼時に習はすべし而して其十六歳以上の者に至りては其力に應じて田地若干を與へ以て其成功を責めん其餘女子又は海濱の民に於ても全く十六歳以上に及ぶときは定職を理め時を期して其成否を檢閲せん成功の品汝等自ら之を鬻ぐこと勿れ隣保相集りて一團となり各團順次に算筆を著くする者を撰出し之に販賣の事を司らしめよ夫れ汝等其本職に向ては一日も忽にすべか

らすと雖も餘暇あらば算筆讀書諸般の藝能を嗜め夜間の練習又以て之を成すに足らん怠ること勿れ怠ること勿れ汝等夫れ此を勉めよ業成らば登用して相應の職を授けんと

郷士の制初め長曾我部元親の軍國の事を治むるや一領具足なる者を置けり少許の土地を領し自ら耕し自ら食み平日一の勤仕なく儀式的社交束縛の外に立ち且暮武を講じ膽を練るのみ出耕の時と雖も槍柄に鞋と褌とを縛して之を田畦に立つ一旦事あるを聞くや此を捨て彼を執つて起つ其爲す所頗る鋭決なり然るに長曾我部亡び山内代はるに及び其制廢れて忠義の時に及べり兼山以爲らく彼れ兵を農に寓するの意純農にあらす純武にあらす以て治亂に備ふべしと乃ち廢を興し秀を抜くこと百人以て荒蕪を開墾せしめて之を與ふ又彼等を厚遇して年首始馭の時は郭中の士輩と等しく君前を馳驅するを許す人以て榮とし他日之を望む者多し其多く郷村に住するを以て之を郷士と稱す後推新の際に至り勤王提夷の訛を唱へ國家の爲身命を抛ちたる武市半平太阪本龍馬中岡慎太郎吉村寅太郎等は多くは郷士の家より出でたる者なり



寛文三年兼山退隱の後は國主早世相睡ぎ國政振はず國用缺乏し元祿十六年に至り銀札を發行せしも結果不良にして寶永四年之を停止し通用僅に五年に過ぎず同年又大地震あり國內慘狀を極め死者殆ど二千人家屋の流失顛覆一萬五千藩主の江戸參勤を免せらるゝに至る又高知城火災に罹れり九代の藩主山内豐雅に至り賢明にして大志あり備臣谷眞潮久徳直利等を下級より擧用し大改革を行ふ世に之を天明の改革と云ふ其後十三代の藩主山内豐熙は銳意弊政を改め治績大に擧りしも在職久しからずして歿せり

天明の頃士風漸く奢侈に流れ藩吏腐敗賄賂公行し又坂地に於ける藩債重積償還延滞し債主其違約を怨む然れども連年兇荒民力疲れ復た課税の餘地なく財政の困難其極に達し參勤交代を爲す能はざるに至る豐雅是に於て新に勘定奉行を置き能臣を抜擢し入るを計て出を爲すの法を定め諸士の祿半知を借り上げ又朝會聘問の儀其費概ね十萬石諸侯の例に依りて經理し且自ら手元金の半を減じ常服は總て木綿とし朝夕の供饌又僅に一汁二菜の薄味に過ぎず其他平生の嗜好一切之を屏け籠鳥を放ち造花を毀つに至れり此の如くにして財政大

に整頓し豐雅歿するの翌年寛政二年より半知借上を廢止せり

其後豐熙の世に至り文化文政の大平を経風俗復た奢侈を馴致し財政再び困難を告げ加ふるに四連枝は互に争ふて資給を求め尾大振はず天明の餘澤蕩然其跡を存せず此時天下の大勢は將に一變せんとし海外の事情も略々分明せり豐熙亦賢明の資を以て斷然天明の改革を行ふの意ありしが輔佐に英俊なく加ふるに四連枝皆叔父たる長者なれば改革の難き天明に倍するものあり然れども藩主自ら奮ふて一切の絹布を廢し食を一汁一菜とし自ら以て衆に先んせじかば一令を發せずして内外の風頓に改まり遂に毎年一貫玉の大砲二門を鑄造し軍用金二萬兩は必ず貯蓄するを法とす此の如くにして維新の際には積で十餘萬兩の巨額に達せり是れ當時土佐が薩長と共に天下に馳驅するを得たる所以なり若し曩に豐熙の賢微かりせば土佐は袖手傍觀するの外術なかりしやも亦知るべからず豐熙職に在ること六年僅に三十四歳にして歿す若し假すに尙二十年を以てせば其大志は必ず伸び山内家勤王の事業は蓋し一層見るべきものありしなるべし眞に惜むべきなり



十五代藩主山内豊信の時に至り天下尊王攘夷の説大に起る豊信夙に勤王の志厚く江戸に在て尊攘の説を唱へ國家の爲盡す所願る多し後職を嗣子豊範に譲り容堂と稱す當時藩論亦二派に分れしが慶應三年容堂政權を朝廷に奉還せんことを將軍に上書し明治元年朝命を奉じ會津征討の軍に加はり明年正月薩長肥三藩と共に天下に率先して版籍を奉還せり一豊封を受けてより忠義忠豊豊員豊房豊隆豊信豊敷豊菴豊策豊興豊資豊烈豊悖豊信豊範等相繼ぎ總て十六世二百七十四年に及べり

尋で明治四年に至り縣を置かれ同九年八月より同十三年迄阿波を併管せり初任の長官は參事林有造にして後岩崎長武渡邊國武北垣國道田邊輝實伊集院兼善田邊良顯時任爲基關所廣丈丸岡莞爾石田英吉末弘直方谷川尙忠渡邊融宗儀政等を經現任知事鈴木定直に及べり

## 第二章 文教の沿革

### 一、維新前文教の概説

往昔上國の開明は配流せられたる貴族朝官等に因りて土佐に導かれ又佛教の傳播の爲め人心の改良を見降て群雄割據の時代土佐一條家起るに及び京都の文物之と共に傳はり其居所中村は一時文化の中心たりしも文學の發達上特に叙すべきものなし長曾我部元親は意を文事にも用ひ戰爭の餘暇臣下を會し讀書進歌蹴鞠等を催せり而して此頃始て文學發展の端を開きたる者あり南村梅軒即是なり梅軒は其實籍を詳にせず或は曰く周防大内の臣なりと大内は實に當時我國文學の淵藪にして西學の稱あり梅軒天文年中土佐に來り吾川郡弘岡の城主吉良宣經の客となり儒學を講ず其徒に吉良宣義釋忍性信西天室あり忍性及信西は元親の請に應じ經書を其城内に講せり忍性及信西の死するや儒學殆ど將に絶えんとせしに天室獨り存して儒を吾川郡長濱村雪溪寺に講じ其遺緒を繼げり天室の門谷時中を出す時中性豪邁にして權貴に屈せず初め佛に入り後俗に還り天室に就き程朱の學を修め之を信すること甚だ堅く從遊する者頗る多し當時之を南學と稱す小倉三省野中兼山山崎闇齋皆其門より出て識見高邁各一世を風靡し南學大に振ふ時中の子三助一齋と號す學力父に優り盛名あり後兼山退隱するや其學徒或



は死し或は去り儒學一時中絶せんとせり然るに大儒谷泰山出て更に之を振興せり泰山は開齋に學で其統を傳へ神道を以て經とし儒學を以て緯と爲せり谷垣守は泰山の子なり力學篤行亦其家名を墜さず八代の藩主山内豐敷に至り始めて藩校を設け教授場と名づけ儒臣を召し經書を此處に講せしむ垣守に次ぎ谷派の神儒の學を傳へたる者を其長子谷眞潮とす眞潮儒臣を以て藩政に與り九代の藩主山内豐雅を佐け天明の改革を成せり豐雅亦學を好み藩校を擴張して教授館と改め孔聖の像を掲げ盛に藩士の教育を奨励したり後天保弘化の間に至り藩主山内豐熙勳精治を圖り儒を崇び道を重んじ更に學校の規模を擴張せんと欲せしも早世して志を達せず萬延文久の際に及び藩主豐範父容堂と共に其志を繼ぎ吉田元吉をして新に致道館現在の監獄所の位置にこれありを經營せしめ藩士の子弟は皆本館に入て文武の道を學ばしめたり一藩の教育是に於て大成せり中央藩校の外安藝香美高岡幡多の四郡には郡奉行所に附屬の學校を設け士族の子弟を教育し又家老の采地たる安藝佐川宿毛には家老自ら學舎を設け領内士族の子弟を教育したり平民の子弟は古來家塾又は寺子屋に於て修學せしめ藩校に入學す

るを許さざりしが致道館設置の後は民兵に限り其入學を許したり家塾寺子屋は國內を通じ二百三十箇所に上れり

## 二、現時教育の概況

明治五年學制を發布せられたる後縣下教育の施設漸次緒に就き今や中等學校は公私立十校男生徒約二千七百名女生徒約千名小學校は五百三十二校に上り學齡兒童百分の九十八餘は就學し其他小學校に類する各種學校五十七校實業補習學校二十六校に及び國縣の子弟聖明の至治に浴し文化燦然昔日の觀全く一變せり師範學校 明治七年創立し土佐郡小高坂村に在り本科卒業生約千六十名生徒定員本科男二百八十名女百二十名尙講習科四十名あり經費三萬餘圓とす  
中學校 五校あり第一中學校は明治十一年創立し市内追手筋に在り卒業生約千三百三十名生徒定員六百名經費一萬八千餘圓第二中學校は明治三十二年創立し土佐郡小高坂村に在り卒業生二百五十四名生徒定員五百名經費一萬四千餘圓第三中學校は明治三十三年創立し安藝郡安藝町に在り卒業生五十五名生徒定員二百名經費九千餘圓第四中學校は明治三十三年創立し幡多郡中村町に在り



卒業生八十一名生徒定員二百名經費九千餘圓尙外に中學海南學校あり明治九年舊藩主山内豊範の創立に係り明治二十二年縣立となれるも其經費は山内家の寄附なり卒業生四百六十一名生徒定員四百五十名經費一萬三千圓本校創立以來の前校長吉田敷馬は本年政府より藍綬褒章を賜はりたり

高等女學校 二校あり縣立高等女學校は明治二十六年創立し市内帶屋町に在り卒業生二百八十七名生徒定員四百名經費八千餘圓私立土佐高等女學校は明治三十五年創立し高知共立學校協會なる社団法人の設立に係れり本科卒業生二百五十三名生徒定員五百名經費七千餘圓とす

農林學校及商業學校 縣立農林學校は明治二十三年創立し卒業生二百八十七名生徒定員凡百六十名經費一萬一千餘圓市立商業學校は明治三十一年創立し卒業生百五十七名生徒數約五百九十名經費一萬三千餘圓とす

小學校及實業補習學校 小學校は尋常小學校四百二十校高等小學校二十九校尋常高等小學校八十三校實業補習學校は農業十六校水産三校商業一校工業裁縫を主とす(六校あり)

教育會 教育者及教育關係者を以て組織せる團體にして縣下教育の改良上進を

計るを目的とし會員約千五百名あり本部を高知市に支部を各郡市に置けり

附

一、土佐に於ける風俗變遷の一斑

野中兼山執政の頃は男女の衣服に絹布を用ゆること稀なりしが其退隱以後諸政寛容となり多少流行を始むるに至れり當時は士格以上は絹布著用を許されたるも庶民以下には之を禁せられたり但し富豪の御用金を献する者の如きは特に絹布著用御免札なる物を願下げ之を許されしなり

又男子衣服の袖は昔時本邦に在りては極めて短かく慶長頃の古畫を見るに男は殆ど今の筒袖にて女は稍長き袖なり寛永に至りて兩性の袖稍長く明暦の大火以後益長し土佐にありては正徳享保の頃より年少女子の袖二尺五寸の長さを用ゆ楠瀬大枝の本柏葉に當時の古謠を記せり

曰く

たんと振らしやれ五尺の袖を年がよりたりや振るもない



五尺の袖とは片袖二尺五寸にて延べて五尺となる義なり降りて文化文政に及びては又伸びて地を拂ふばかりに至る所謂乙女の振袖とは是なり明治以後に至りては風俗益驕り袖の長さも増すことありて減することなし唯だ近來男子少年學校生徒等の紺木綿の筒袖短袴を著するは慶長古俗の風徳ばれて剛健の姿愛すべし紺木綿に至りては他縣其例を見ず若夫れ女學生徒の筒袖蝦茶袴或は洋装は明治獨創の新式にして恐くは地下古人の夢視せざりし所ならむ

髮結に本結を用ふるの風は元祿の頃より始めて行はれたり其以前は髮を結ぶに紙緋方言こよりを用ひ地方男女勞働者は藁程にて結びしなり本柏葉に載する繪島歌に曰く

紙で髮結たかみさまよりも藁で髮結た下女いとし

こは元祿以前の調なり以て當時風俗の一斑を徴するに足るべし

又伽羅の袖は正徳の頃より始まり九龜屋といへる商人初めて賣出せし事驗謀記事に見ゆ而も伽羅油の無かりし昔にはびなんかつら又五味葛といへる物を油に浸し髮のそよげをなでつけしといふ

女の前帯を結ぶことも明暦元年頃京都茶屋より流行し來り爾來儀式の時など能く行はれしも明治以後は此の風全く絶えたり女の髮につこばりを用ゆるは享保二十年より元文元年頃に流行を始め文化文政に至りては用ひざる者なきに至れり

雨天に傘を用ゆるは起源古しと雖も晴天日傘を用ゆるは後世の習慣なり寛永頃の古畫を見るにお乳母日傘とて乳母の日傘をさしかけられて兒を守る圖あり元祿の頃華奢を衍ぶ者は皆流行の編笠近頃物好きの稱する元祿笠を戴けども遂に日傘を見ずこれ亦正徳享保以來大平の久しき江戸或は上方よりかゝる風俗を流行し來りしならむ又士人が日笠とて淺黄張の傘を用ひしは享保年間よりの事なりと云ふ

錢湯風呂即ち今の湯屋の始は江戸にては天正十九年頃に至りては町毎に其設あらざるなき旨骨董集に見ゆ土佐にては寛文十二年頃より種崎町太右衛門水道町櫓六の二軒始めて是を開きしと云ふ

一般風俗の俄かに華美に赴きしは徳川十一代將軍全盛の文化文政天保の頃なり



當時太平を極はめ都鄙流行を競ひ新奇を好み質素の風漸く變じて華美の俗となり左に山中駒吉の隱見雜日記天保十四年の條を抄録すべし

近年萬物高直し先指當り吸江の渡船賃一文なる所文政頃より二文是御國の御政事初より始めての事なり云々

昔は草履迄も蘭草履當代は大方竹子皮草履云々木履の緒も以前は竹の子皮今は本皮のふすべ皮白皮塗革の類云々女の髮道具若き男子の腰物煙草道具三徳品柄總而著用は申すに不及諸事華美風袋増の體なり云々

### 第三章 名士略傳

長曾我部以降維新の際に至る間傑出の名士少しとせず先づ國守には長曾我部元親、山内一豊、山内豊雅、山内容堂、名臣には野中兼山、吉田元吉、小南五郎、右衛門、勤王の志士には武市半平、大坂本龍馬、中岡慎太郎、吉村實太郎、清岡道之助、清岡治之助、平井收次郎、那須信吾、間崎哲馬、文學者には釋絶海、南村梅軒、釋信西、釋忍性、釋天室、谷時中、小倉三省、大高坂芝山、谷泰山、鹿持雅澄、谷垣守、谷真潮、松田思齋等あり又維新以降世

に著名なる士人中既に物故せる者には後藤象次郎、河野敏鎌、中島信行、片岡健吉、清岡公張、尾崎忠治、山地元治、武田秀山、別役成美、石田英吉、野村維章、牧野群馬、岩村高俊、岩崎彌太郎、川田小一郎、中江篤介、小野梓、馬場辰猪、植木枝盛、岩崎彌之助等あり又現存者には板垣退助、佐々木高行、田中光顯、土方久元、福岡孝悌、谷干城、神山那麻呂、那麻呂男、細川潤次郎、片岡利和、岡内重俊、村木雅美、阪井重季、岡崎生三、内田正敏、小畑美稻、島村速雄、島村千雄、藤本太郎、楠瀬幸彦、林有造、大石正巳、竹内綱、大江卓、古澤滋、博士には土方寧、中濱東一郎、濱田長、仙石貢、近重真澄、楠瀬熊治、廣井勇等あり今特に元親、一豊、容堂及兼山の略傳を掲ぐ

#### 一、長曾我部元親

長曾我部元親其先は秦始皇帝に出で應神天皇の時我國に歸化せる者なりと云ふ後數十世を経能俊に至り始めて土佐に來り長岡郡岡豊に居り宗我部氏と稱し後改めて長曾我部と稱す六世の祖父兼上國より一條教房を岡豊に迎へ後之を幡多中村に移す祖父兼序當時の豪族本山、山田、大平、吉良等の爲めに敗られ遂に自殺す時に長子千王丸逃れて幡多に走り一條に頼る後本山と和し岡豊城に歸ることを



得たり國親是なり元親は國親の子なり父國親近傍の諸豪族を平げ勢威漸く盛なり永祿三年元親父に従ひ本山と長濱に戦ひ始めて武勇を顯す尋で土佐郡の諸城を攻めて之を降す永祿六年本山の兵來り襲ふ元親擊て之を却く永祿十二年元親安藝の城主安藝國虎を討て之を滅す是より先元親既に中郡を定め漸く東郡を計らんとす先づ吉田重俊を夜須の城主と爲し事を構へて隙を開き自ら大軍に將として安藝に向ひ姫倉金岡二城を取り大に國虎が軍を矢流山に破る世に之を矢流崩と云ふ國虎の兵退て新城穴内の要害に據る然るに國虎の家臣内應する者あり竊かに元親の軍を導きて敵の背後に出でしむ國虎の軍因て大に敗れ新城穴内亦陥る元親進で安藝城を圍む城中尙固く守つて下らず時に毒を井中に投ずる者あり城兵大に苦む國虎其途に爲すべからざるを知り老臣黒岩をして室一條を奉じて幡多に送らしめ畑山兄弟をして長子千壽丸を奉じて阿波に走らしめ而て自殺す本山親茂本山に據り勢復た振ふ元親策を設けて之を攻め元龜二年遂に之を降す當時元親土佐神社を再興す土佐神社は曾て社殿宏壯國中の神社たりしも本山との戦兵燹に罹り荒廢せり因つて再建に著手し經營五年にして工を竣はり壯觀

舊に復す又幡多一條の家臣其主兼定を逐ひ子内政を立つ内政幼にして政を自らすること能はず元親乃ち迎へて大津の城に居らしむ元親既に全く土佐を裁定し是より進んで阿讃豫を攻略せんとす此時阿波三好政を失ひ國中大に亂る元親先づ南阿波に入り諸城を降し城を白地に築きて根據とし谷忠澄をして之を守らしむ此年元親使を京都に遣はし明智光秀に依て好を織田信長に通じ次で又備前の浮田安藝の毛利と好を結ぶ元親既に阿波の七郡を取り三好存保を讃岐に走らす存保援を上國に乞ふ織田信長元親に令して曰く土佐及び阿波の外に兵を加ふるを許さずと元親笑つて曰く我れ我が兵を以て四國を征する者又安くに信長の恩あらんやと是より織田と絶つ天正十年信長子信孝を以て四國征討使と爲し三好笑岩を以て先鋒と爲す偶々信長明智光秀の爲めに弑せられ四國の征討是に於て止む元親乃ち京都の亂に乗じ阿波讃岐を定めんと欲し先香川親和をして讃岐を討たしめ次で自ら大軍を率ゐて阿波を攻め三好存保を讃岐に走らし次で之を讃岐の虎丸城に攻む存保京都に退く是に於て讃岐全國盡く平定す天正十三年久武親直をして伊豫を攻めしめ其諸郡を定む元親始め軍を阿波に出せしより凡十年



を経て四國全く平定す天正十三年豊臣秀吉弟秀長三好秀次等を遣はし途を分つて四國を征伐す秀長等先づ根拠を阿波の土佐泊に築き諸城を攻めて頻りに之を下し進んで一の宮城を攻む城兵固守して下らず秀長乃ち城將谷忠澄を招きて和を議せしむ忠澄乃ち秀長の意を元親に傳ふ元親怒て應せず老臣等交々元親を諫む元親遂に意を決して豊臣に降り其子津野親忠を送つて質とす秀吉乃ち土佐を元親に阿波を蜂須賀家政に讃岐を仙石秀久に伊豫を小早川隆景に與ふ天正十三年元親京に入り秀吉に謁し翌年正月再び大阪に至り秀吉に謁し正を賀す同年秀吉豊後の大友氏を授け島津秀久と戸次川に戦ふ元親子信親と共に軍に従ふ信親奮戦して死す年二十二元親伊豫に退く天正十六年元親岡豊を去り大高坂城に移る居ること三年又浦戸に移る文祿元年秀吉の朝鮮を征するや元親諸將と共に軍に従ひ諸道に戦ひて功あり朝鮮の役再び起るや復た軍に従ふ慶長二年掟百箇條を制定す同四年京都に卒す年六十一遺骨を長濱村天甫寺に葬る元親武勇人に超絶し且文事を好み其蹟見るべし子盛親繼ぐ關ヶ原の役起るに及び西軍に屬す軍敗るゝに及んで徳川家康領國を沒收し京都に居らしむ後大坂の役盛親潜に行い

て秀頼に應せしが城陥るに及びて捕斬せらる年四十一

## 二、山内一豊

山内一豊は其祖は藤原鎌足より出で初め相模の山内に居りしを以て山内を稱すと云ふ後數十世を経盛豊に至り尾張に移る一豊は其第三子なり幼にして美濃尾張の間に流寓し遂に羽柴秀吉の旗下に屬す元龜元年織田信長朝倉義景を越前に討ち逃ぐるを追ふ義景の臣三段崎勘右衛門殿りす一豊槍を揮ふて之に迫る勘右衛門射て一豊の顔を貫く一豊屈せず進んで之と格闘し遂に之を伏す勘右衛門の弟來り一豊を撃つ刀甲冑に中り創深からず會々信長の兵大に至る勘右衛門の弟兄を捨て之と戦ふ一豊の友來り勘右衛門の首を斬る時に家臣五藤吉兵衛馳せて至り一豊の矢を抜く矢柄碎けて中心少しく外に出づ吉兵衛之を口にして抜かんとするも能はず一豊曰く面を踏んで抜けど乃ち鞋のまゝ一豊の面を踏んで之を抜く信長一豊の武勇を賞す後又屢戦功を建てしかば遠江掛川に封せられ六萬石を領す慶長五年徳川家康諸侯を率ゐて上杉景勝を撃つや一豊亦軍に従ひ下野の諸川口に陣す時に石田三成等家康の不在に乗じ兵を大阪に擧ぐ一豊の妻急使



を發して其變を報ず一豊報を得て封を開かずして家康に獻じ且諸侯に先んじて自ら質を納れ掛川の居城を獻せんと請ふ次で關ヶ原の役軍功あり亂平ぐに及び家康殊に其武功を賞して土佐を與ふ慶長六年正月一豊初めて土佐に入國す此時浦戸一揆の殘徒尙所々に潜伏し且長曾我部恩顧の士民ありて國內未だ平穩ならず此に於て同年二月角觥の戲を浦戸城下に催し一揆の殘黨七十四人を誘殺す次で使を東西に遣はし又自ら國中を巡りて士民を安堵せしめ其弟修理亮を中村に封じて支藩とし家老深尾和泉を佐川に林伊賀を窪川に安東半左衛門を宿毛に山内刑部を本山に五藤内藏之亮を安藝に封ず之を五家老とし後宿毛佐川安藝の三家となす是より國內大に治まる慶長八年八月一豊大高坂城に移る後高知城と改む今の高知公園是なり慶長十年九月一豊卒す年六十一城南潮江村に葬る

附 土佐の二十四萬石

土佐の石高を二十四萬石と稱するは天正十六年長曾我部氏地檢帳の石高に基つき土佐にありては之を本田と稱し山内家入國以後は士格以上に與へ自餘の開墾田は新田と稱し郷士以下之を領せりかく當時の國別等級を表する唯一確實の標

準たりし天正地檢帳も最初より二十四萬石の石高を記せず爾後の精算により初めて其數を得たる者にして今其次第を叙すべし  
 天正十六年長曾我部元親豐臣太閤の命を以て國中檢地を行ふや其の所得の石高數實に左の如し

總高	二十萬二千六百二十三石(石以下略)
安喜郡	一萬七千十一石
香美郡	二萬七千三百六十八石
長岡部	二萬四千六百七十四石
土佐郡	一萬八千六百九十石
香川郡	一萬八千石
高岡郡	四萬五千八十八石
幡多郡	五萬千七百九十二石

乃ち其石高當時は實に二十萬石内外なりき慶長五年關ヶ原陣後長曾我部亡び山内入國後改めて檢地を行ひしに天正地檢帳の地面より新に左の石高を増加した



四萬五千七百石

是に至りて前後の總高初めて二十四萬石に達す是れ皆長曾我部規模の跡なりとす而して山内入國以後引續き野中兼山等の大經營にて所々に新田の開發あり長曾我部の遺臣は郷士として之に封せしかば新に石高の増加せる者尠からず其要領左の如し

高 八萬一千七百石

六千五十石

慶長五年より寛永十一年まで開發

七萬五千六百五十石

寛永十二年より延寶六年まで開發

是に至りて前後長曾我部時代山内時代の石高合計已に三十三萬石に達す是れ一豊入國後僅かに七十餘年後の事なりとす爾來新規開墾田をば五年十年の免稅法にて絶えず之を獎勵したれば遂次新田の増加せること論ずるをまたず明治維新

藩土奉還の際に至りては其實際の石高は殆ど已に五六十萬石に達せしならん抑も土佐國は天正の檢地にて總石高二十四萬石と稱するも山に良材あり海に魚介あり物産豊裕にして其實際の富は決してかゝる零細の數量に止まらざるべきは何人と雖も容易に推知し得べし故に他藩人が土佐は眞實は百二十四萬石の石高なりしに地檢帳の百の字を鼠の爲め喰ひ潰されたれば爲に國俗鼠を尊ぶ習あり云々といへり素より事實に非ずと雖も亦以て物産の富饒なるを知るに足らむ岩淵夜話別集に左の記事あり

山内對馬守土佐の國一圓に拜領にて入部の後爲御禮大阪へ登られ西の丸へ登城有しかば家康公御對顔なされ萬御物語遊ばさるゝに土佐の國は何十萬石計可有之存せられ候やと御尋也對馬守承り今度は在國の間も無御座仕置被申付候て領分の義は先有増に巡見仕候地方に馴候家來共申候は二十萬石の内外可有御座候やと申山言上せられければ家康公御手を打せられ夫は思の外に候太閤御代伏見に於て長曾我部元親致御成に其の手の廻る様子萬事の仕方を見て五十萬石より内の身の上にては叶ふまじき儀と我人思たるなり去に依り土佐



の國は渡海に可被致難義と思乍ら貴殿へと存寄たる事に候との上意なりければ對馬守承はり只今の上意の段は私身に餘り子々孫々に至るまで承はり傳へ恭可奉存義に候と御禮を申上げ感涙を押へて御前を罷立候也云々

一 豊會津陣關ヶ原陣の殊功により遠州より移りて土佐に封せらるゝや徳川家康は實に大國の領主として一豊を優待するの意ありしこと以て知るべきなり

三、山内容堂 附逸事

山内容堂名は豊信幼字は輝衛後兵庫助と稱し容堂と號す父は豊著母は側室平石氏なり文政十年を以て生る嘉永元年二十二歳の時本藩太守豊惇病あり容堂を養ひ封を譲りて逝く容堂封を襲ぎ三年從四位下土佐守に叙任せられ五年侍從に任せらる

容堂天資聰明才氣英邁にして書を讀み時務に通じ識見卓絶當代の群侯に冠出す藩に居りては吉田元吉東洋小南五郎右衛門等の英才を拔擢し諸政を委ね治績大に擧がる又江戸に在りては松平春樹伊達宗城等と交はり當世の務を論じ議論一世を壓倒す嘗て藤田東湖を招く東湖乃ち容衆者人君之徳也の語を進む容堂深く

感じ是より容堂の號あり嘉永六年米艦渡來の後鎖港攘夷の論盛に起り世論漸く囂々たり容堂夙に皇室の式微を慨し竊に興復の志あり屢幕府に建議して其意に忤ふ安政六年遂に井伊大老の爲め塾居を命せられ封を豊範に譲り自ら鉸州に閑居し門を閉ぢ世に謝し自ら武陵罪人と稱し詩酒徵逐以て悶を遣り日を銷す已にして時勢益切逼し幕府亦人材を懐ふ切なり文久三年遂に容堂を召出し再び國事に參與せしめ優遇を極む已にして京師に參朝す天皇深く時勢の多難を慨き給ひ薩長土三藩主に信頼せらるゝ最厚く優詔屢下る容堂感激身を以て國家に盡さんことを誓ふ是より三藩の名俄然海内に震ふ元治元年從四位下に叙せられ左近衛少將に任せらる此時土佐に歸る慶應年間幕府長州征伐失體の餘を受け大勢困迫殆んど瓦解に瀕す將軍徳川慶喜二條城に在り進退谷まる容堂重臣後藤象次郎副岡孝悌等を遣はし大政奉還を慶喜に勧めしむ慶喜之を納れ遂に將軍職を辭す是に於て大勢一變明治維新となる鎌倉以來武家執政七百年こゝに至り大權再び朝廷に復す時運の然らしむる所と雖も容堂幹旋の功亦與かりて力あり維新の後議定官に任せられ遂に從二位中納言に進む戊辰の役重臣板垣退助朝命を奉じ東北



に轉職し殊功あり明治二年鳳箠に先ち東京に來り議院を創め學校を建つる事を總裁す明年事已に緒につくを以て轉じて學事を管す後幾くもなく疾を以て官を辭し屏香間に直して今上の諱詢に備はる尋で正二位に叙せられ祿五千石を賜はる是より時事を論せず詩歌を賦し風月を賞し或は漢唐の古器を弄し風流自ら娛み晩年に至りては美酒をすゝめ豪遊懷を遣る朝廷屢召せども起たず明治五年六月二十一日薨す壽四十六東京品川南大堰村に葬る薨するの日詔して從一位を贈らる三條氏を娶る先づ歿す一男豊尹今跡を繼ぎ子爵に列す

東京遷都後容堂時々御召を蒙りしも參内せざりしに明治三四年の交一度召されて參内す座に松平春嶽を始め屏香間詰の諸紳在り容堂突然進みて陛下に向ひ率つり昔の天子様はどうでも宜敷候へ共只今の天子様は何も彼も御政事被遊御大事々々と奏上し退出せり滿座皆之を感ず中興の後世事を抛ち墨田川上橋場の別荘に醉擁美人樓の名を命じ松平春嶽秋月種樹小原鐵心等と徵逐暇なく詩酒風流以て自ら娛み豪奢一日百兩を費せりと云ふ其殊に親交ありしは松平春嶽と伊達宗城との二侯なりしが宗城は顔面長かりしを以て戲に呼んで長面公と云

へり而して當時の儒者鹽谷岩陰安積良齋大槻盤溪等皆招かる又幕臣羽倉簡堂も來れり只藤森恭助安井仲平の二人は屢招けども遂に來らず又藤田東湖の來るや宴席甚だ活潑なりき勝海舟は容易に來らざりしも維新後遂に會見せり儒者との談柄は大抵文筆上なりしも鹽谷等とは談時事に涉り藤田とは主として政談なりき而して席に侍せるは多くは小南五郎右衛門なり容堂一日藤田(或は鹽谷なりしか)を招き宴を張る時に安藝源太周旋す安藝は謠を善くするも文學無かりしかば宴終はりて頗る不興なりき

容堂最も頼山陽を喜び書法詩體共常に其流風を學ぶ而かも天性卓落其中自ら特得の氣格を存せり天保弘化の交京都町奉行の與力に平塚利助なる者あり後隱居薙髮して瓢齋と號す山陵の調査に従ひ考證精確世の稱する所となる其名天聽に達して叙感を賜はり又幕府よりも褒詞を給はる當時頼山陽は日本外史を編纂推敲し飄齋其考證諸書を貸與す山陽大に喜び親ら楠公湊川詩菊池氏筑後川詩等を書し之に贈る今日世に傳ふる墨本の湊川帖は之を摹刻せるものなりといふ容堂亦瓢齋の奇行を知り之を召す嘗て其山陽の眞蹟の割愛を望む瓢齋辭する能はず



之を贈る容堂乃ち金三十兩を酬ゆ瓢齋之を以て陵墓一段抄聖蹟圖志を銅板に鑄め世に公にし其原板を近江竹生島宮に納めしといふ然るに其山陽の眞蹟今猶山内家に存せるや否やは明かならずと雖も其藍本ともいふべき米元章の眞蹟は之あり廬照隣の長安大道連狹斜の長古一篇を横軸に書して之に雨森芳洲具原益軒の鑑定極文の添へるものあり書體遺婉龍蛇の走るが如く洵に神品たり蓋し容堂の筆法山陽を學びて別に一頭地を抜けるは或は時に米家の眞蹟を臨して其自得を開らきたるものならむか

肥前唐津藩主小笠原長行は容堂蜂須賀齋裕等の幹旋にて唐津藩を襲げる者なり才學に長じ當時貴公子中群を抜く其交友の諸侯等皆小倉小笠原の老中職に在るに倣ひ長行を抜きて要路に立たしめんと欲す容堂先づ其器局を試みんと欲し使をやりて之を招くこと再三に及び遂に來る容堂宴を張り之を饗す酒酣にして乍ち醉氣勃發し聲を抗げ罵りて曰く今や内憂外患交々至り徳川幕府の滅亡旦夕を料り難し公等の如き譜代恩顧の輩は朝夕に余輩外様大名の門に奔走して主家救済の策を問はざべからず然るに何ぞや余輩より屢使を遣はし招くも尊大自ら持

して來らず小癩千萬の者かなと手にしたる酒盃を抛ち席を蹴つて内に入る滿坐愕然として爲す所を知らず暫くして一人の老臣出で謝して曰く寡君今日の亡狀臣等の解せざる處想ふに酔後の狂深く意に介せざらんことを祈る明且改めて不敬の罪を謝すべし請ふ速かに輿を遣し給へと公子初より神色自若たり從容とて曰くかばかりの些事何ぞ意に介するに足らん余も亦已に醉ふ乞ふ一飲を賜へと徐ろに之を喫し去る明日容堂幕府閣老に面して頻りに長行の用ふべきを説く然も當時舊慣古例の在るあり其推舉久しく行はれざりしが後世局の多難に際し幕府も遂に長行の手腕に待つところなかるべからざるものあり文久二年老中格に拔擢して板倉周防守水野和泉守等と機務に與からしむ幕府創立以來世子にして老中格に擧げられしは唯一人のみなりといふ又其品川に隱居するや一日畫師荒木寛畝を招き小酌興酣にして寛畝に命するに己が醉態の圖を寫すべきを以てす寛畝直に筆硯を呼び容堂の右手曲録に倚り左手酒盃を持つの圖を畫くや容堂又直に筆を取り其右に贊して曰く罪人なれど發狂もせず左のみ恐れ給ふなど又其左に贊して曰く是武陵罪人之肖像題此者即武陵罪人畫之者荒木寛畝也と



野中良繼通稱は傳右衛門兼山と號す其先は播磨の人移りて美濃に住す祖良平は山内一豊の妹婿にして子良明を生む是れ兼山の父なり寛永十三年兼山年二十二養父玄蕃の後を襲いて奉行となり長岡郡本山を領す兼山初め禪を學ばんと欲せしも儒學あることを知り谷時中を師とし程朱の學を修む屢山崎闇齋小倉三省等を其采地に會して經書を講論す當時大學の外經書の我國に在るもの甚だ稀なり兼山百方之を索め或は海外より之を得繙刻して世に公にせり是より程朱の學大に行はるゝに至れり兼山政を執るに及び奮然宿弊を除くの志あり意見數十條を疏して上る藩主悉く之を納る長曾我部の舊臣等をして國中の荒野を開墾せしめて郷士の制を始め又屢大工事を起して山田堰八田堰鎌田堰を設け山田野市八田鎌田の井筋を通し津呂室津手結の三港を鑿ち柏島に築きて永く漁魚に利し舟入川を開通しては數千町の荒野を變じて良田と爲し舟運の便を興へ其他國中に命じて漆桑楮茶を栽植せしめ農民の子女に定業を課し勤儉の風を興じ又捕鯨の業を始め或は外國より魚具を採りて其繁殖を計り又火葬を禁じて棺槨を用ひしめ

儒禮を起す等其公益を廣め風俗を改め新制を興せしこと殆ど枚擧すべからず土佐伊豫の境に沖の島あり彼我境界を争ひ連年決せざりしが兼山藩主の命を受け舊記を調べ地理を察し考證定據して自ら幕府に訴へ遂に其直を得たり兼山早く父を喪ひ母に事へて孝なり始めて家廟を建て祭儀儒法に遵ひ浮屠の法を用ひず其藩主に從ひて江戸に往くや列侯達官素より其名を聞き之を訪ふ者甚だ衆し國政を司ること二十有七年祿を加へて一萬石に至る後功を恃み漸く驕奢に流る且性剛介惡を疾むこと太甚しく他の過を容るゝ能はず其友小倉三省之を諫む兼山以て善言と爲すも遂に之を用ふるに能はず君主の眷遇愈渥くして群臣の嫉妬益深し會々屬吏拮据を以て事を爲す者あり是に於て謗議喧囂寛文三年重臣連署して之を誣ふ兼山自ら劾して致任を請ふ藩主之を許す乃ち香美郡中野の別業に屏居し門を閉ぢ客を謝し讀書以て自ら遣る故舊來り訪ふ者談時事に涉れば笑て應へず此年十二月十五日暴に病て歿す年四十九城南潮江山に葬る其臣古楨重固歿す六男四女あり長子一明家を嗣ぐ明年三月父の故を以て學家宿毛に謫せらる諸子相次で謫所に歿す三女婉後赦に遇ひて歸り醫を業とし嫁せずして終る女



丈夫の稱ありたり

兼山の新田開發の中特に著名なるは野市山田弘岡三箇所の開發工事とす  
 二代の國主山内忠義先代長曾我部の遺臣主家斷絶の後落魄寄る所なきを憐み兼  
 山に命じて國中の新田開發を爲し之を以て其祿邑に充て郷士となし格式御留守  
 居役に列せしむ兼山是に於て其遺臣を募り系圖を嚴索し素性の正しき者百餘人  
 を撰拔し香美郡市村を開墾せしむ世に之を正保百人衆と云ふ是より以後慶安承  
 應明曆寛文の間猶續々四方の處士を募り正保百人衆の例に習ひ新田開發をなし  
 自給の位置を得せしむ然も其競望者の中祖先系圖の不明なる者は素より論なく  
 祖先事蹟の不忠なる者ある時は排斥して許さざりき現に幡多郡入江の如き舊家  
 と雖も祖先一條氏に對して戻逆の行ありしと云ふを以て遂に其推舉に加ふるを  
 得ざりし如き一例なり  
 當時百人衆の例を競望する者は先づ其開發に適する地面を見立て左の如き願書  
 を出せり

申上御事

一 地何町何反何代

何郡何村

右之通見立申候間百人衆並<sup>後には郷に被召抱被下候は</sup>開發仕度奉存候間此  
 段仰上被下度候也以上

年 月 日

姓名

郡奉行又庄屋宛

兼山直に裁可し其願書の裏に開届の文を書す世に郷士書付の御裏判と稱するも  
 の即ち是なり其文左の如し

其方事百人衆並<sup>郷士に被召抱候間</sup>百人衆並の御奉公可被相勤候表書之地何町何  
 反何代領地に遣候間可令開發若し先望之者有之箇所より構於有之は可申來候  
 三年過迄不令開發候者外より望次第可遣者也

年 月 日

野 伯 耆 花押

姓名宛

願書裁可の字句時に異同あるも大略之に異ならず又土佐國新田開發事業の興る  
 其由來偶然ならずして而して兼山其人の藩主の意を服膺する厚きと其拓地の事



に關しては一種天分の才能熟練を有せしこと察す可し  
兼山已に正保年間より郷士採用に缺章するや同時に河道を開鑿して田水灌漑の  
便利を開き以て其拓地の功を助くるの急務を察し同元年香美郡野市村に井溝を  
開掘す是より先き同村井流は一町餘の下流に在り一回凡八千人役餘の人力を費  
し土功を起すも屢決潰して煩費言ふ可からず是に至て横山小次郎を以て井奉行  
とし土地の考功者久禮甚助の企圖を以て物部川本流に水閘を設け其計畫始めて  
成る尋いで又同村西分井筋を鑿開す後十一年を経て明暦元年同上井筋開鑿を成  
就し更に後三年同中井筋を開鑿し前後十五年を経て其工始めて完了す野市六千  
石の良田此より起る

尋いで正保二年兼山又香美郡山田上井筋の開鑿をなす下井筋は即ち今の舟入川  
なり是より先き寛永十六年兼山執政の後凡そ四年小倉少介等山田新井筋を掘る  
後世兼山の開鑿の井筋其上下を挾むを以て之を中井筋と呼ぶ中井筋の工業は兼  
山親しく其責に任せずと雖も施設の計畫は蓋し其翼賛する所少なからずと云ふ  
是に至りて山田村三井筋あり而して物部川の本流又二重の堰を設く官府年々普

請役をして之を修繕せしむるに下堰の大破故の如く役費耐ふ可からず是に於て  
又水利老功者久禮甚助を招き之を治めしむ甚助計畫して遂に一堰を以て河水を  
遮ぎり三井筋に注いで事足るを得たり即ち今の山田堰なり此工前後年を経る實  
に十四年なり是に於て山田三千石の良田又起る

慶安元年兼山又設計して仁淀川の水を引き吾川郡の原野に注がんと欲し八田村  
に堰を設け水閘之を導き弘岡諸木を経て浦戸港内に注ぐ所謂長濱川是なり慶安  
元年工を始め承應元年に至り成就す年を費すこと五年なり弘岡五千石の田又是  
より起る

傳へ云ふ當時兼山長濱川の開鑿工事をなすや高低の測量は専ら夜中之を行ふ先  
づ提灯を竿に縛し一町毎に之を立て一直に看通し其低きは之を上て高からしめ  
其高きは之を下げて低からしめ平均を得て後已む翌朝提灯の下なる竿の尺寸を  
算し之を築理せり又岩石を砕くは芋蕨方言いもじを集め石上に焼き而して後之  
を砕きしと云ふ當時工事の頻繁なる芋蕨を民家に賦課する甚だ急なりしかば時  
人爲に其誅求に苦しみ煩瑣なるを芋じの十連といへりとぞ蓋し十連は十把の義



にして農民は平生芋類を作り其莖を乾蓄して食料となせしを兼山工事に用ひんが爲假借なく之を徴せし故斯る諺となせしものなり

蓋し此時代の如き地質の調査器械の利用其法未だ開けざるに方り僅かに芋莖の焼火を以て數十丈の岩石を粉砕し彼の長濱川の上流行當掘削の如き絶壁直立斧鑿を以て削るも及ばざる大工事を成就するに至りては其人力を役するや殆ど算す可からざるのみならず兼山其人の老練膽智は實に人をして呆然瞠後の思あらしむ今日香美長岡吾川の三郡が土佐米産の主要地たるは實に當年兼山一代の經綸に出づ岡郷の人たる者豈永く其功徳を記さずして可ならんや

國の東端室戸崎あり遠く海中に突出し南海の潮流を遮る此邊風濤險惡舟行極めて危難なり屢築港を企つるも未だ成らざりしが兼山其不可能ならざるを考定し奮つて之を成さんと欲し幕府の許可を乞ひ寛文元年一木權兵衛井上忠右衛門等を擧用し之に著手す港口三峻巖あり兼山許多の木材を備へ幾多の役夫を徴し之が破碎に従はしむ先づ松樹を四列に建て巨木細條を其間に架し土俵七萬有餘を填め又複道を作り運搬に便し而して潮水の侵入を拒ぎて水を排除し巧みに石地

磊砢を碎く國主東寺に參詣し行を止めて親しく其工を視る工遂に成り船舶の出入自由に幾多の舟行始めて安全なるに至れり土役を用ふる三十六萬五千餘黄金を費す千百九十兩是を津呂港とす港口南に向ひ東西一町五十間南北三十六間深千潮二尺五寸滿潮六尺なり兼山後又室津港を開鑿す此の時一木權兵衛工事の速に成らざるを憤り神に祈り遂に自殺す今神社として之を祭る港口東西二町七間南北四十二間深千潮三尺乃至五尺滿潮九尺乃至一丈一尺に達す香美郡手結港は東西四十間南北八十間深千潮一丈滿潮二丈是れ兼山の慶安三年開鑿せしものなり柏島は幡多郡西海面の一小島にして風浪毎に砂土を洗ひ住民堵に安んぜず兼山堤防を築きて之を防ぎ且此近傍潮水急にして魚介を産せず住民遠く釣網の業を外海に營むを憐み峡中突堤を築くこと二町餘以て潮勢を殺ぎ之を緩和せり爾來魚類灣内に群集し漁獲國中の冠たるに至れり

#### 第四章 學藝諸家

##### 一、萬葉學者飛鳥井雅澄



萬葉集は古來難解の書にして解釋の適切なるもの殆んど稀なり近古僧契沖加茂真淵の二大人始めて之が解註を試み世人漸く其門牆を窺ふを得るに至りしも猶語りて詳かならずの病を免れず此時に方り南海の一隅土佐の僻地に於て無聞の學者にして忽ち之が解釋を試み識見透徹前人に卓絶し其著述は畏くも九重至尊の宸威を賜はり御手元刊行の光榮を蒙むりし者あり飛鳥井雅澄即ち是なり飛鳥井雅澄通稱は鹿持藤太といふ高知城西福井村の人なり幼にして性質魯鈍事をなす迂濶にし多く時俗に合はず故に人以て愚呆となす十七八歳の頃より小高坂村中村隆藏の門に入り經を學びしに學才忽ち斐然として現れぬ尋で又宮地仲枝の門に入り和歌を學びしに是れ又詞才秀逸にして暫時にして出藍の擧高きに至れり

雅澄學に深しと雖も世務に短に殊に封建階級の盛なる世なるが故直に顯地に超進して青雲に攀附するを得ず生涯卑官に安んじ其活計も至つて貧しかりき安藝の儒者坂井虎山が離騷を一讀すれば搗米白くなれりといへるもこゝには珍らしからず雅澄は米搗の時などは何時も卷冊を携へ讀書に餘念なかりしと云ふかく

窮困貧苦妻は病床に臥し兒は飢に啼くの間己は獨り机により想を萬古に馳せ辭に萬葉集の研究に耽けり經營辛苦數十年の歲月を積み遂に前人未發の卓見をたて萬葉集古義の大著を成就したり

明治維新の後周防の國學大家近藤芳樹宮内省の出仕たりしが雅澄が古義の大著たるを聞き省に出願し畏くも勅許を受け御手元出版の事に決し雅澄直筆の稿本を召し舊門人を徴し校正の任に當らしめ拮据數年愈其鏤板を完成せられたり抑も雅澄布衣の學者を以て遺著忝なくも天聽に達し剩へ宮中に於て鏤板の美譽を給はる死後の光榮まことに百世に亘りて不朽なりと謂つべし

## 二、南路志の著者美濃屋武藤の一家

土佐に於ける地理歴史の第一史料を問はゞ人皆南路志を以て答ふべし然るに其の著者並に著者の經歷に至りては世之を知る者少なし左に之を録せむ其著者こそは實に武藤致和俗稱美濃屋忠左衛門是なり

武藤致和は其系藤原氏に出で其先も美濃に起る世々武家なり慶長中藩祖山内一豊に従ひ土佐に下り秩二百石を食む假武の後自ら請ふて士籍を脱し商賈とな



る依て美濃屋と稱す邸宅を今の京町なる土陽新聞社の位置に構ふ家屋宏壯輪奐盛美を極め賓客常に満ちて門前松あらざる日なし當時は今の新京橋未だ無くして唯使者屋橋のみあり其橋は美濃屋の邸前にあるを以て美濃屋橋と名づけられたり藩祖一豊も時々微行して來り橋上にて又今夜も鷄鳴を聞くと云ひしこと數々なりきと云ふ

致和風流にして學を好み國史故典和歌畫道一として達せざるなく依て阿龍又別に敏屋或柳の壺の號あり此時太平にして文運極めて盛なりしが自ら藩に乞ひ允可を得藩内地理歴史の大調査をなさんと欲し十餘年の歳月を積み神社佛閣名門舊家の文書典籍を涉獵し纏めて一部の大著書となす卷數一百卷名づけて南路志といふ實に致和一生の大業にして又藩國地理歴史の資料の隨一なるものなりき文化十年九月五日卒す享年七十三潮江村要法寺山に葬る嗣を忠五郎といふ名平道又家學を受け名聲あり幼にして家庭に學び長じて今村樂に就きて國學漢書を學ぶ已にして京に登り藤井高尙本居太平の諸大人の門に入り益研鑽する所あり平道父の家風を受け考證を嗜み藩府の許を得て普ねく國中の社寺を周り其古寶

を尋ねて數書を著はす土佐探古錄土佐國古鐘類聚續南路志等是なり又舊師今村樂の歌集を編し花勝間といふ文政十三年三月十日歿す享年五十三潮江村先塋の次に葬る平道の妻西園と號し畫を善くす一族の中武藤鵬臺詩竝篆刻を善くし岡林建洲又詩を能くす所謂美濃屋一流文士輩出一門桃李を競ふの觀あり維新後故あり家道零落し文書散佚今形影を留めず惜むべきなり

### 三、畫家

當國の畫家にして著名なる者は近藤洞簫、中山高陽、橋本小篁、河田小龍を推すべし近藤洞簫は名を益尙字を小平次後半平といひ洞簫、自齋、丹陽齋、皆其號なり幼より繪畫を嗜み八九歳の頃書を浦戸町眞宗寺に學ぶ紙上只繪畫を描きて文字を作らず十七歳の時江戸に赴き狩野洞雲益信の門に入り益其道を窮め刻苦數年を経て國に歸り召されて畫師となり士格に列し優遇を給はる元祿十六年四十一歳にして歿す歴史畫に長じ軸物屏風等に作物を存す孰も筆法精細彩色も亦雅麗逸品多し

中山高陽名は迂冲字は子和通稱を清右衛門といふ祖先素武家にして後一旦阿波



に移り再び土佐にかへり商賈となり阿波屋と號す家富裕にして且少より敏才なりしかば郷先生に就き漢學詩文習字を學び後長じて關鳳岡を師として書を學び又彭城百川を師とし畫を學びたり最人物を畫くに巧なり寶曆九年江戸に赴き井上金峨澤田東江等の諸名流と交り詩書徵逐殆ど暇日なく名聲大にあがるついで奥羽に遊び富士山に登り大に畫材を養ふ後病にかゝり歸國して歿す軸物襖畫等多く其遺作を存す筆法疎樸の中自ら超脱の氣格を備へ畫品高尚頗る其人と爲りと相叶ふ

橋本小霞通稱は和太郎名は達別號を霞所といふ初め郷人楠瀬菜園に就きて畫を學び後江戸に赴き春木南溟の門に入りて益深く造詣する所あり中年以後元人倪雲林黃大痴等の畫風を摸し淡墨破筆以て蕭疎の景を寫し一派をなす明治十一年歿す軸物襖畫等其名作多し

河田小龍は幼より畫を好み後上京して狩野縫殿助の門に入り傍ら中林竹洞に就き支那南畫を學ぶ小梁と號す好で龍を畫き意匠空湧愈出で愈奇なり遂に小龍と改む天才に長じ筆力自在人物花鳥山水風俗一として佳ならざるなし雜新後南

畫流行し畫風を之に變せしも亦善く其精に達す明治三十年歿す

其他村上龍圓弘潮友竹宮田洞雪古屋竹原徳弘董齋名草逸峰等の諸家ありと雖も其名聲氣魄聊か數等を遜れるものと如し

附

一、壬生水石の篆刻

壬生水石は篆刻の名家にして學に長じ詩を善くし書に巧に尋常一様の印刻師にあらず其氣韻風流優に海内一流の鐵筆家たるに恥ぢず其家國老柴田家の與力たり通稱は八十郎後詩磨介といひ雅稱は名は瑛字は無名といひ水石又白髮山樵等の號あり時に京都の諸大夫家に三雲仙嘯中書なる者あり木村芙蓉の門人にて鐵筆の名近畿に高し水石即ち書を寄せ其門に入り自刻の印影を送りて教を乞ふ仙嘯評して曰く

白文は同氣相迫り朱文は極めて精麗なり然も未だ多く其篆刻を見ざれば是非を評し難し唯白文些の風韻を添ふれば天下に敵なかるべし云々

幾ばくもなく其篆刻の名天下に聞え四方の名流皆書を寄せ人を介して其刻を求



む廣瀬旭莊、大槻盤溪、梁川星巖、篠崎小竹、中林竹洞、僧鐵翁、池五山等、其首たり水石一々刻して、其需に應ず、篆法奇恣、皆以て海内無双となす。嘉永元年、篠崎小竹、其印譜に序して曰く、

水石壬生、生耽文事、而其篆刻、風韻殊高、蓋其人、恭遜恬澹、而精究於藝、有莊生所謂雕之琢之、復歸於璞之趣、觀者稍知其妙、而稱之生、雖自以無名之璞、而名其可免乎哉。長崎に在る、清人錢其炳、字は少庸、なる者あり、又其名を聞き、水石の二大字を隸書し、之を寄贈し、且書を寄せて曰く、

開兄精鐵、筆予所慕、憐也云々

晩年故あり、城外久萬村に謫居す、山内容堂、嘗て越前春岳より贈られたる、李白醉眠の紐像ある、印材あり、水石に命じ、篆刻せしむ、水石身の貶謫の際にありて、印道信心の法に背くを以て、之を謝す、侯命じて、之を宥し、其業に従はしむ、水石即ち錦囊を作り、恭しく印材を盛り、起臥首に掛け、座上に置かず、已にして、刻成り、之を獻す、篆法奇古、頗る旨に叶ふ、公喜て曰く、詩磨介は、今にして、日本三癖人の一人となれり、と時に侍者問ふて曰く、三癖人は誰々なるや、と容堂曰く、余と山陽と、詩磨介なり、と水石聞

いて、深く其知遇に感じ、是より又一に三癖老人と號せり、晩年弟子大に進む、最名あるもの、桐間昌源、尾崎學古齋二となす、其外橋本小篁、武藤鵬臺、今井風山等、一度其門に遊んで、業を受けしといふ

二、土佐有名の劍工

當國に在りて、慶長以前古刀の作を以て聞ゆるもの、吉光一流あり、吉光は藤原氏五郎左衛門尉と稱す、大和鍛冶の末流にして、元弘建武より、曆應頃に顯はる、或はいふ粟田口正光の弟子なり、と蒲原に住す、蒲原は今の長岡郡岡豊村蒲原の里なるべし、二代吉光貞治の頃、顯れ、三代吉忠、應永の頃、顯れ、四代資忠、五代爲遠は、直及を以て聞え、六代近房、七代宗國に及ぶ

尙當國には、別に又一流の吉光あり、そは粟田口の鍛冶にて、吉光と稱し、本姓は玉木安右衛門といひ、高岡郡浦内村立目の里に居り、刀劍を鍛ふ、二代孫左衛門、三代安左衛門、四代孫左衛門、五代仁兵衛、六代四兵衛、七代忠丞、皆吉光と稱す、忠丞以後、高岡郡半山村に移る、忠丞子八代氏丞、氏行、九代新平、十代慶丞あり、慶丞初め、敬忠と稱し、鐵のみを鍛ふ、此家鐵を鍛ふは、刀劍の餘業なり、しも世に半山鐵と稱し、用ひられしよ



り氏行以後専ら之を鍛へたり安右衛門吉光の當國に遷りし年代未だ詳かならず但五代仁兵衛吉光が天正慶長頃の人なりしといへば安右衛門吉光の來國も亦南北朝の頃なるべし當時は刀鍛冶等の名は簡短なる名乗に止まり且同一の名乗を諸所に唱ふるもの多ければ五郎左衛門と安右衛門との吉光は異名同人なるか同名異人なるか詳かならず兎に角當國に在りて古刀の名作は吉光の銘を以て第一となせり

慶長以後の新刀にありて聞ゆるものは重次吉行吉國國益朝尊壽秀等とす

重次はもと近江の鐵砲鍛冶國友家にして四郎右衛門といひ慶長五年藩祖山内一豊に從ひ入國し初めて刀劍を鍛へ藤原重次又土州住重次と銘せり其子伊太夫重利も亦良匠なり

吉行吉國國益三人は土佐新刀の最完美なるものにして所謂元祿時代の風尙を受け花實共に備はるとの譽あり吉行通稱は山岡平助攝津住吉の人もと大阪劍工三品大和守吉道の弟子にて元祿中召されて當國に下り鍛冶奉行となり九反田の東鍛冶倉今海南學校地に於て數多の門人を率ゐる盛に藩の番刀を鍛へたり銘は陸奥

守源吉行と切れり新刀辨疑上の中作列に云ふ陸奥守吉行と切る初代大和守吉道門弟なり大和守に能く似て予子龜文に出來物多と云々新刀銘盡後集にいふ作は地金細かに匂あつて上手なり云々藩俗何處の刀傷沙汰にても其切味の最も銳利なりしは常に其刀なりし故維新前には吉行の刀を佩ぶる者は人を切らんことを欲するに至るといひ傳へ之を忌憚せしといふ又以て其銳利なりしを察すべきなり吉行の義兄上野守藤原吉國あり通稱森下孫兵衛といふ奥州中村の人(或はいふ近江太田の人)初代大和守吉道の弟子にて元祿中吉行に從ひ當國に下り吉行の兄と稱し又藩に召抱へらる新刀辨疑上の中作列にいふ上野守吉國と切云々吉行が兄なり作右(吉行)に同じ云々其弟子は即ち國益なり國益通稱は木村平右衛門後外姓山口氏を稱す河内國若江郡の人なり元祿中吉國に從ひ土佐に來り後又上阪し二代丹波守吉道の弟子となり再び下國し鍛刀を營む銘は上野大掾藤原國益と彫す寶永五年病歿す新刀辨疑上の中作列にいふ地鐵細にして匂深く小龜文にして見事なり云々藩備谷泰山許で贈文あり曰く

主佐國劍匠山口氏國益當世之傑作而深遠乎神劍護身之妙云々



以て其人物作物の價値を定むるに足るべし國益の嗣木村平藏(實は戸田氏)上野大  
掾藤原久國と稱す又其子久太郎藤原國道と稱す並に父祖の業をつぎ家聲を墜と  
さず吉行國益二人の後にいで異彩を放てる者を南海太郎朝尊紫虹子壽秀の二人  
となす

南海太郎朝尊はもと高岡郡黒岩郷の人壯歲上京して京都五鍛冶の一なる藤原伊  
賀町金道が門に入り業を享く後天保頃江戸に下り湯島天神脇にて盛に刀剣を鍛  
ふ銘は南海太郎朝尊又藤原權守朝尊と彫す

紫虹子壽秀通稱は長尾宇太夫又忠次といふ高知城下の鍛工なり寛政中藩士に扈  
從して江戸に上り當時有名の劍工幕府老中家秋元但馬守家來水心子正秀の門に  
入り技を習ふ已にして滯京期盡く壽秀技の半はにして歸國するを惜み擅まゝに  
身を隠して歸らず後業熱達し文化の頭師家水心子より藩主に宛つる謝罪紹介狀  
を携へ土佐國境立川關に至る藩其情狀を酌諒するも國法を犯すの罪を恕し難く  
遂に之を幡多郡に謫す後赦されて城下に歸り北幸公人町川岸端にて盛に鍛刀を  
なす銘は初め苜谷忠國後紫虹子壽秀と切れり

### 三 八百屋仙人

當國にて名高き彫刻物は八百屋仙人にして天滿宮の樓門の建築と併稱す

八百屋仙人は其昔名工武市甚七が彫みたる久米仙人の木像にして世々八百屋町  
の豪家川崎の庫中に藏せらるゝより略稱して八百屋仙人と呼ぶる武市甚七は天  
明寛政頃の細工師にて初め二十代町に住し竹籠細工を業とし後掛川町に移る尤  
彫刻に秀で意匠巧妙當時國中第一と稱せらる

是より先き我土佐の國には萬治以來神社の祭禮に花鈴を用ふる風始まり後變遷  
して花臺なる物を始むるに至れり此時甚七彫刻の名國中に高きを以て八百屋町  
に於て町内花臺に据付けん爲め久米仙人の彫物を依頼せり甚七は經營慘憺意匠  
を凝らし漸く一年を経て其彫刻を終りたり然るに其時偶某國老より冑の出に用  
ふる龍の修繕の依頼を受けたりしにふと其玉眼を抜きて仙人に拵めたり蓋し其  
龍は左甚五郎の作なりしといふ其後甚七自ら國老に至り事の由を訴へ竊に死を  
期し肌膚に白裝束を著込み居たり國老も甚七が技藝の丹誠に疑り身命を惜まざ  
るの精神に感じ却て懺悔して其罪を問はざりき之より其名聲頓に高まれり久米



仙人の像已に成るや意匠巧妙刀法輕快にして仙人飄逸の氣韻々出でんとす觀る者感嘆以て絶技となすこれ乃ち八百屋仙人の由緒なり

其七安永五年二月十六日五十五歳を以て歿す潮江舊清水庵山上に葬り諡して春善理生信士といふ

四、尾戸焼

尾戸焼は土佐の古美術品にして承應年間大阪高津の陶工久野正伯の來國起窯せし所となす

正伯は京都野々村仁清の門人なり仁清俗稱は清兵衛御室仁和寺村に住す因て仁清を號す茶器を造るに長じ最も名あり正伯其傳を受け高津に在りて久しく製陶を業とせしが承應二年山内二代藩主忠義の招きに應じ土佐に下る是より先き賢宰野中兼山國政を執り百般の新政を行ひ製陶の事業をも起さんと欲し其人を求め大阪の人宮崎儀右衛門植木一郎兵衛藩士百々平兵衛等の周旋により遂に正伯を礎て之を聘致す

當時藩主は正伯に告げ俵米稍薄きを謝し枉げて來國を懇望したりしに正伯之に

感激し答へて曰く扶持切米等は少しも望む所にあらず四國地より未だ一の焼物を出さざれば一旦罷下りて焼試をなさんと乃承應二年兼山八田關王事成就の明年を以て土佐に來る當時藩主忠義より野中兼山岡村平次小倉三省等に送れる湖忠に曰く殊にふち切米も望不申彌一段の事に候云々と又以て當時彼此遇合の概を察すべきなり

正伯下國の後江の口尾戸の小山(今の高知公園の西北方)に窯場を開き直に製陶に著手す最初茶入水指花生香爐皿の類五百餘品を焼きしに竈具不揃の爲め焼損ありよりて更に竈を改築し改めて諸品を焼き藩主の覽に供し頗る其意に叶ふこれより日常家器より茶道具等を焼き出し藩主の用品より各名家の雅器且は藩主より將軍家への献上品を製し製造高雅にして品位善く調ひ遂に土佐尾戸焼の名は古陶器界に一地位を占むるに至れり

今正伯の焼物として國中に傳ふる通俗の品に三重の屠蘇器あり一は高砂の畫一は鶴龜の畫一は壽の字あり傳へて狩野探幽の畫佐々木志津磨の畫なりといへり正伯歸國の年代未だ詳かならず當國に在りては山崎平内森田久右衛門の二人藩



命を以て其弟子となり元祿以後尾戸に屋敷を給はり製陶を繼ぐ久右衛門世に秘  
柏と稱す文政五年藩命を以て二家尾戸をして城南能茶山に移り製陶を業とせし  
む後山崎氏は業を改め森田氏獨り存し今に至る世に之を能茶山焼といふ

### 第五章 市邑名區

土佐は勝地少しと雖も古來配流者の遺蹟群雄割據時代の城地戰場等の史乘若く  
は口碑に存するものに至りては其類頗る多し今煩冗を避け其特に顯著なるもの  
を左に録す

#### 高知市

土佐郡の東南部に位し東は下知村を隔て、吸江に接し西は旭村に連り南に鏡川  
北に江ノ口町あり東西約一里南北約十丁戸數七千九百九十一、人口三萬六千一、紀  
貫之國司たりし頃は此近傍は内海なりしが長曾我部元親の頃は土地漸く高まり  
しも尙屢洪水の患ありしと云ふ近時電車市内堀詰を起點として西は伊野町南は  
潮江棧橋迄貫通し水陸相連絡せり市内には縣廳裁判所其他諸官衙學校病院又銀

行會社等諸種の宏壯なる建築物多し

東 京	二里三十五町	百四十二哩	三百七十五哩二
大 阪	同	同	二十哩三
神 戶	同	同	同
香 川	三十里二十六町		二十七哩二
德 島	三十六里十一町		二十一哩五
愛 媛	三十里十九町		
岡 山	二里三十五町	百四十二哩	八十九哩一
吾 川 郡			
伊 野	二里二十七町		
桂 濱	二里三十五町		
弘 岡	二里二十四町		
高 岡 郡			



土佐紀要

須崎	九里三十一町
佐川	六里二十八町
横倉山	八里二十一町
逆池	四里七町
高岡	三里二十六町
清瀧寺	同
幡多郡	
中村	三十二里二十三町
有井川	二十八里十九町
金剛福寺	三十九里三十三町
龍串	四十二里十七町
宿毛	三十八里三十一町
小筑紫	四十里十九町
土佐郡	

土佐神社  
天満宮  
野中兼山墓  
長岡郡

一里九町  
十八町  
同

紀貫之齋蹟  
國分寺  
岡豊長曾我部城址  
豊永薬師堂  
本山  
白太夫墓  
源希義墓  
竹林寺  
招魂社  
吸江

三里十二町  
同  
二里二十三町  
十三里十五町  
八里二十七町  
一里三十五町  
一里三十一町  
一里十九町  
同  
同

第五章 市邑名所



武市半平太墓

二里三十一町

香美郡

山田

四里十七町

佐古

四里三十一町

姫倉月見山

五里二町

安藝郡

土居

十里二十一町

福田寺

十四里二町

野根山

二十二里三十五町

最御崎寺

二十里十八町

一、高知公園

舊名大高坂城と曰ふ南北朝の頃南朝の臣前守護代河間光綱大高坂松王丸等之に據り北朝方の諸兵と戦ひし古跡なり後延元三年南朝の諸親王諸將伊勢大港より出船し遠江灘にて有名なる難風に遭ひ給ひし時後醍醐帝第七皇子花園宮滿良親

王は當國に漂著して此城に籠られしが曆應三年落城し宮は行方を失へり當城義戦の事は近時帝國大學出版日本史料六編五卷に備さに登載され不朽の事蹟となり後天正年中長曾我部元親茲に居りしも土地卑きが爲め浦戸に移り後山内一豊入國するに及んで更に城を修築して累世茲に居りしが維新後之を公園と爲せり今は城樓のみを存し威臨閣と云ふ登臨すれば山河の繁縷邑里の錯綜古今滄桑の變歴々指點すべく園内櫻樹多く又梅園あり四時風色絶佳なり

二、藤並神社

公園の東隣追手筋に在り藩祖山内一豊夫妻及藩主忠義の三靈を祀る境内樹木鬱蒼自ら神威の嚴然たるを感せしむ

香川郡

東北は土佐に連り西は伊豫に接し西南は仁淀川を隔て高岡郡に隣り南方海に面す東西約七里南北約六里戸數一萬二千三十一、人口六萬七千七十九一町二十五村に分つ地勢南部は稍平夷なるも西北は山嶽綿亘し矢筈山北境に屹立せり仁淀川は源を伊豫に發し南流して海に注ぐ舟楫の便あり下流八田の堰あり是れ溝渠



を通じて仁淀川の水を分流し灌漑に充つるものにして野中兼山の遺工なり伊野町は郡の首邑にして郡役所警察署等あり戸數千二十人口六千二百四十三郡内北部の産物は皆こゝに集る殊に製紙の業盛なり

伊野村

高田春塘

柳蔭竹處自成郷、鷄犬聲中接短塙、怪底春暄餘雪白、家々製紙曝斜陽

浦戸

中山高陽

南渚回孤棹、東風度晚天、濤聲何處雨、冥色滿江烟、鐘近尋山寺、岸遙引野船、迷途得投跡、願此寄迷禪

一、桂濱

浦戸港の南岸に在りて龍頭岬は其東に出で岬上に燈臺あり山上長曾我部氏の城址にして松樹鬱茂し海岸は奇岩磊々として起伏す波濤之に激して煙靄白玉を散す又東南は直に太平洋に面し遠く香嶺の山河を望み西は蹉蛇岬雲烟縹糊の間に隱見し景勝洵に雄偉なり秋夜の觀月殊に佳なり

二、弘岡吉良城址

弘岡中の村一丘陵の上に在り七族の一人たる吉良宣直之に居れり吉良氏は源希義の後なりと云ふ

高岡郡

東北は仁淀川を界して吾川郡に接し西は伊豫に連り南は幡多郡に隣り東南一帯海に面す地勢丘阜多くして平野乏しく殊に西部伊豫國境には山嶽綿亘して巉巖を極はむ河流は仁淀川の外に井田川、越知面川あり南流し幡多郡に入る海岸は屈曲多く東郡に大浦あり其の口を宇佐港とし海水西に灣流する三里横波三里と云ふ須崎港は郡の中央海岸に在り郡の東西約十一里南北約十里戸數二萬六千七百四十八人口十四萬三千二百九十五ヶ町三十三ヶ村あり

一、須崎

郡の首邑にして東南部に位し郡役所警察署水産試験場等あり人口千四百八十五戸數六千八百二十五須崎港は東西九町南北二十四町深さ十四尋にして港中に中島戸島の二島嶼あり大船巨舶自由に碇泊し得べく國中第一の良港なり

二、佐川



山隈の都邑にして人口四千九百五十九戸數千〇八あり長曾我部元親の老臣久武親直の城址なりしが山内一豊の入國するや家臣深尾和泉に賜はりたるの地にして維新前後勤王の士を出せり深尾氏後裔今男爵を賜はり華族に列す

三、横倉山安徳帝御陵傳説地

越知町の西北にある高山にして深林蒼鬱夏時尙冷涼の氣人を襲ふ山麓より約二里にして達す中腹に杉原神社頂上に御嶽神社あり社の下に岩窟あり之を距る五六町安徳天皇御陵墓傳説地あり  
山頂に上り岩角に踞して瞰下すれば群峯足下に走り四望廣濶天涯渺茫人をして羽化登仙の感あらしむ

横倉山

雨 洗

平家更隱處今尙紫雲生陰暗深樹裏只聞猿一聲

かんど鳥の誠に淋し横倉山

御嶽山や下に聞ゆるほととぎす

岩穴やいく年経たる花苔ぞ

四、逆池大平城址

七族の一人たる大平山城守の城址にして縣道を左折し上ること數十歩にして丘上に達す南蜿蜒たる丘嶽を迎へ東方開けて田畝を望む當時東高岡より西佐川越知に至る數邑を領せり今は古木數株轉た荒涼を極む

五、羽山津野城址

七族の一人たる津野元實の城址なり須崎を往くこと約四里此邊山嶽相重なり田畝漸く少し

六、清瀧寺

高岡町清瀧寺は僧空海の開基にして寺内高岡親王の塔あり境内古木鬱蒼其尙暗き處數十の五輪塔樵徑を挟んで相並び前方其最も大なるものに向て立つ大なるものは高さ六尺許りあり雨蝕風餐古色蒼樸たり親王弘仁の亂皇太子を廢せられ後唐に入る時漂泊して高岡郡大内村に假居し給ひことの口碑あり此塔は當時土民又は遺臣の建つる所と云ひ傳ふ蓋し國中第一の古塔なるべし

清龍寺有真如親王逆修浮圓王求法赴印度羅越國遷化云 僧月曉



四州八十八名寔祖、獨如茲、幾山傳法、燈紅千載、耀打、包人踏九天、樂雲開滄海、東嶺角、帆掛斜陽、走樹間、何者呼醒、淨世夢、磬聲長與水聲間。

幡多郡

國の西端に位し、東南は一帯海に面し、西は伊豫に接し、東北は高岡郡に易す、東西約十五里、南北約二十里、人口十二萬二千七百七十八戸、數二萬二千三百八十二、二ヶ町三十四ヶ村あり、郡役所は中村に在り、地勢山嶽丘陵起伏して、高低一ならず、中央渡川の貫流する所、僅かに平地を存す、海岸は犬牙錯雜して、岬角江灣出入し、其最も海に斗出せる處を蹉跎の岬と云ふ。

中村

中村は郡の首邑にして、郡役所、中學校、監獄署、警察署、裁判所等あり、人口五千三百八十四戸、數千三十一、文明年中、長曾我部元親等の請に依り、一條教房其子房家と共に此に來り、爾後國司たること四世九十四年を經、一時土佐文化の中心たり、當時城廓の結構、京都に模し、川流北方より東方を圍繞して、渡川に入る、上流を鴨川と稱し、河東の丘陵を東山と稱す、丘陵の北方高く聳ふる處、半腹に寺院あり、石見寺と曰ふ、又

市街の南方に縣社八幡宮あり、岩清水の八幡宮を勸請せしものなりと云ふ、今縣社一條神社あり、一條家累代の靈を祀れり、一條氏房家房冬房基三卿の墓は中村より三里許り、西方平田村舊藤林寺跡にあり。

二、有井川尊良親王遺蹟

白田川村有井川は、後醍醐天皇の御子尊良親王の此國に遷され給ひしとき、有井庄司館の傍に一室を構へ置き奉りし遺跡なり、有井庄司の塚は今尙存し、數十の五輪塔あり、此邊一帯海濱にして、老松參差として、錯はり四圍幽邃なり、始め親王の遷され給ふや、中將爲明之に隨ひ、佐々木大夫判官時信等兵を率ゐて護送し、有井庄司が館の傍に一室を建て、居給ふ時に、御息所京都に在りしかば、親王の隨身秦武文に衣一領を與へ、潛に行きて之を迎へしむ、武文御息所を具して、歸途攝津の尾ヶ崎に來る、筑紫の海賊松浦五郎なる者、謀て之を奪ひしかば、武文大に驚き之を追ひしも、及ばず、因て天を睨んで自殺す、松浦の船阿波の鳴門を過ぐるるとき、暴風起りて、殆ど覆らんとす、松浦恐れて、海神の祟りとなし、衣を海中に投ず、風雨益々荒れ、遂に御息所を淡路に置て去る、偶親王警護の兵京都より來る者、衣の袖を海上に拾ひて之を



親王に奉りしかば親王見て大に悲しみ給ひ御息所既に死せりとなす俗間傳ふる  
小袖具の此邊の海中より産するは如上の因縁に由ると云ふ

有井川村

一宮尊良親王

鳴けば聞くきけば都の悲しきに此里過ぎよ山ほとよぎす  
鳥の音の驚かさずば夜と共に思ひ覺めざる夢も見てまし  
我庵は土佐の山風さゆる夜に軒漏る月の影凍るなり

又伊田村に一字の古刹あり東光院松山寺と云ふ本尊は延命地藏菩薩にして弘法  
大師の開基なり昔より月の字の一字額あり相傳ふ紀貫之の筆蹟なりと天明の頃  
尾池春水貫之の舊蹟を調査したるとき住持臺淨に乞うて之を寫し其元年三月京  
都日野大納言資枝に贈る

資 枝

世に遠くあるかなきかの影とめて月をかたみの水莖の跡  
といふ和歌に左の文章一篇を添へ送れり

土佐州幡多郡松山寺有月字額古色宛然勁健可愛相傳以爲紀貫之眞蹟左京大夫

藤原朝臣手白摸刻以贈式部太輔益良卿卿喜若獲拱壁先是接得上皇御園櫻御風  
蓋係貫之故宅乃以其枝爲縁揚之梁間抑此益餘隻字何以賞也要之風流好古之所  
致耳昔人千金買駿馬骨不期年千里之馬至斯卿好若此稀世之物不至乎哉

鹽國協洽孟冬望日

菅原爲徳識

此月字額今尙同寺に存す

三、金剛福寺

清松村足摺崎に在り僧空海の開創にして嵯峨天皇の勅願所たり堂宇稍廢頽せる  
も猶舊觀を存せり堂宇の前面絶壁削立し眼を放てば怒濤渺茫として天に連り風  
景豪壯を極はむ望樓あり近時無線電信を設く古來弘法一夜の作石鳥居不増不減  
水龍馬の芝午時の雨潮盈于石天燈龍燈松動搖石の七不思議の稱あり又東門の額  
「補陀洛東門」は嵯峨天皇の宸筆なりと云ふ

足 摺 崎

今 村 樂

みけ向ふ南の海にさしてたる蹉跎の御崎に雲立ち登る  
雨雲の晴るよまにく神さふる蹉跎の御崎はさやに見えつゝ



土佐紀要

躑 躑 山

ふだらくやこゝをみさきの舟の棹とるもすつるも法のさだ山

七四  
よみ人知らず

從三位顯郷

今ぞしるしめちがはらにをく露をやがて衣のうらの玉とは

影たのむ南の空は遠くともはるかにてらせ山のはの月

むすびおきし契有りてやあけの原みだれぬ筋を今も聞くらむ

四、龍 串

三崎村の岬角海中に突出すること長二十町其西方海濱に一小丘あり此小丘の濱に奇岩怪石磊々として起伏し千態萬狀名狀すべからず嘗に國內の絶勝たるのみならず眞に天下の奇觀たり馬の鞍置石狎石秋の月石根曳竹の石男體山女體山碁盤石鬼面石龍門の瀧座頭壺寢石五百羅漢石千疊敷石面白不背山夢の浮橋其他數十の名稱あり枚擧に堪へず蓋し第三紀層の赤褐色沙岩にして其質脆弱海水の浸蝕に逢ひ奇形を表はしたるものなるべし

五、宿 毛

土佐西端の都邑にして人口五千八百三十七戸數千二十八元山内家の家老安東氏の領地たり安東氏後伊賀氏と改む維新前後人材の出でたること少なからず伊賀氏の後裔今男爵を賜はり華族に列す

六、小筑紫

小筑紫村に在り海水深く灣入し幡多郡西方の一良港たり灣の北岸に接し一島あり樹木鬱蒼眺望絶佳なり往昔菅原道真筑紫に左遷の途次こゝに船を止むること七日なりし故之を七日島と稱すと云ふ又丞相礎筆の海等の遺跡もあり

土 佐 郡

東は長岡郡に連り西南は吾川郡に接し北は伊豫に隣り高知市は其東南の一隅に點在す東西約六里南北約十里戸數一萬六千八百八人口五萬三千七百七十四一町十八ヶ村あり郡役所は高知市内に在り地勢は北方山嶺重疊し險峻を極はむるも南方は稍平坦にして地味豊饒なり鏡川は源を土佐山村に發し高知市の南を過ぎ吸江灣に注ぐ

一、土佐神社



一宮村に在る國幣中社にして味耜高彥根尊を祀れり長曾我部時代兵燹に罹り本社のみ残りしが元親再興し結構舊に復せり其神幸の祭式は數千の人衆自畫松明を點して送り頗る奇觀たり本社は足利末世に於ける神社建築の最優秀なるものとして現時内務省保護建物となれり老杉鬱蒼境内頗る幽雅なり

二、天満宮及其樓門

天満宮は高知市に隣接せる潮江村に在り境内梅樹に富み花時の觀頗る佳なり延喜元年菅原道真大宰權帥に遷さるゝや其の子右少辨高視亦座して土佐權守となり潮江村高見山に居る道真の死するや松本春彦其遺物を携へ當國に來り高視之を祀りしに始まる其樓門は嘉永年間山内藩主より寄進として建築せしものなり當時欄間楯門に彫物をなさんとし國中の名工を尋ね島村三四郎を得たり即ち三四郎に命じ大風風翔舞の狀を刻ましむ今樓門正面に掲げられたるもの即是なり其刀法の輕快にして氣品の優雅なる實に國中比少きの傑作たり猶欄間の各面に牛に三之助竹に虎龍に雲等の彫物をなす殊に其龍虎相對の形は姿勢雄健咫尺の間に風生じ雲湧くの概あり猶欄間には御抱大工重九郎の作なる草薙童子蝦蟇仙

人等の像あり是又刀法妙快傑作たるを失はず要するに此の樓門は白木造の清楚瀟洒たる一門に過ぎずと雖も欄間楯門は當國無數名工が心血を凝したる瑰異巧妙の彫刻を飾り千載の下永く美術の模範として其聲價を失はざるものならむ島村三四郎は名を安孝といひ維新後猶長生し明治三十二年八十餘歳を以て高岡郡須崎町に歿す

三、野中兼山の墓

潮江村に在り梅の辻電車を下り西南方に行くこと約十町右折し妙國寺の西方を上れば遠す三方丘陵を以て圍み東南は田畝を隔て浦戸港を望む兼山の墓碑は野中氏累代の墓と相並び且其傍ら當時殉死せる古楨重固の墓立てり

長岡郡

東南は香美郡に接し西は土佐郡に連り北は伊豫阿波に隣り南は海に瀕す東西約四里南北十里戸數一萬三千六百五十九人口七萬三千七百三十六一町二十四ヶ村あり郡役所は後免町に在り地勢北方は峻嶺高峰相重なるも南方は田野開け香美郡と共に米麥の産縣下第一とす吉野川は土佐郡より來りて郡の北方を東流し阿



波に入る農事試験場は後免町の隣村長岡村に在り

一、紀貫之の舊蹟

紀貫之の舊蹟は國府村比江に在り醍醐天皇の延長八年紀貫之國守となり來任せしとき國府の在りし舊趾なり後は比江山を負ひ前は遠く開けて西國分寺を隔てて岡豊山を望み東南は青田遙に連る所國分河帶の如く環流して自然の區劃をなす里俗内裏の田と稱ふ蓋古昔壯麗なる殿舎廻廊相並びて建ちしならんも今は只一礎石の残れるあるのみ

天明の頃土佐の歌人尾池春水京師の歌人日野大納言資枝卿の依囑により此遺址を調べしが斯る名跡の堙滅に歸せむことを惜み遂に一基の碑石を建て、其跡を表せり是れ實に寛政元年乙酉二月朔日の事にして碑高さ四尺五寸幅一尺五寸厚さ一尺二寸跣石二重碑面には藩主靖徳院山内豊雅の「紀子舊蹟碑」といへる篆額と其下に日野大納言資枝の

あふぐ世にやどりしところすを遠く

傳へむためとのこす石ふみ

この和歌一首を刻し裏面には左の正二位清原宣條の撰文を銘し今尙翠崎の間松櫻二樹の下に擁立せらるる圖に示すもの即ち是なり

世皆稱紀子者和歌之仙也事於延喜聖朝爲御書所預名貫之夫上世有柿本大夫者和歌之聖也斯道于時大振後之業之者綿々不絶及彼聖代其風繼與令紀子撰古今和歌集序亦成矣其說固和歌之教戒也繼有詔更撰新撰和歌集傳曰延長八年出爲土州刺史時幸無爲治事餘暇漸以撰定之承平五年秩滿歸于京師民皆戀其德迄今不稱他爲其刺史者言必稱紀子宜哉有彼序說教誠傳于無窮府跡今猶存焉其北則比江山東數百步而有老松相傳紀子之遺愛也南有公麻之古塙也相去纔數十丈嗚呼彼址之微若存若亡頃有尾池春水者與高村自安同民朝海併力欲刻石記請和歌於日野亞相資枝卿

又懇一語於余聊書其所聞以與之云爾

天明五年歲次乙巳夏五月

正二位 清原宣條 撰

右權少將 源 家具 書



是より東二丁一大礎石あり是れ古國府東門の礎石なり尾池氏筆記に曰く  
礎石は官府の跡より東の田間にあり南北の長さ九尺幅六尺四寸柱穴亘り二尺  
六寸餘其中に又亘り四寸深さ三寸ばかりの小さき穴有り先年かやうの舊礎あ  
またありけるを川普請の時取り用ひて只此石のみ残り云ふ又或説に此大  
礎のある地は昔の寺跡にて塔の礎をうけし石なりと云ふ寸法大概大宰府に残  
る大礎と同じまた過ぎし頃當村の土民官府の跡を耕しけるに一つの石を掘り  
出す亘り三尺計り石工を用ひずしてをのづから方に平かなる石なり是は官府  
の舊礎なるべしとて家の傍にすゑをけり今重藏と云ふ者の前にありと  
また「土佐幽考」に曰く

比江村古國府也村後山有日吉社故爲名天正年中秦氏地檢帳題當村作衛府中村  
南有國廳蹟地圭四段許古瓦小片出其田底土人謂其田字於府中東國府屋敷西惣  
社近世遷國分寺境内北有各内裏等跡村民稱道仙屋敷有大礎石受柱圓穴亘二尺  
五寸深三寸於其中間又搦小穴亘五寸深三寸此所亦瓦片出皆非近代物往年里人  
掘得重菊全紋瓦云々

以て其大概を知り得べし是より東南三町寶塔寺及び公麻の跡ありと云ふも今知  
るべからず此より東三丁貫之遺愛の松あり貫之月見の松と稱す或は傳ふ貫之の  
任に此地に在るや一女子を失ふ乃ち此處に埋めて其木を植ゑたるなりと春水は  
此松に就きて記して曰く

貫之觀月松石清川一名國分川の東の岡野地村の内にあり此處の地名を月の木  
と云ふ其西北を松の表といふ是れ官府より見る所によりて名付くるなり中秋  
の頃月の此松の梢より出るを見て愛玩したまふと云ひ傳ふ近年古松枯れける  
を里俗其跡を失はじとて松を植ゑ繼げりと云ふと

里人云ふ其松今跡を留めずと

二、國分寺

國府村國分に在り四方平地にして境内古木多く雅趣に富む聖武帝の御代僧行基  
に命じ建立せしめ給ひし古刹なり本堂須彌壇は足利時代の建築にて現時内務省  
保護建物となる

三、岡豊長會我部城址



岡豊は長曾我部氏累代の居城地にして郡の中部に在り南方遠く平野を望む其城址は岡豊山にして丘陵を爲せり今は村民行樂の地となれり

四、豊永薬師堂

長岡郡西豊永村寺内豊薬寺にあり國道を上る數町にして達す僧行基の創立とす其薬師堂は足利時代の古建築として現今内務省保護建物なり此邊漸く國境に近かく山嶽四方を圍めり

五、本山山城址

長曾我部時代七族の一人本山梅慶の居城地にして山内時代に至り野中兼山の采地たり此邊山嶽重疊し吉野川の上流其間を貫流し四境幽寂なり

六、白太夫の墓

大津村に在り縣道の傍小丘あり上ること數十間にして達す白太夫姓は松本名は春彦太神宮の仕人なり昔原道真筑紫に薨するや春彦侍してあり道真の遺命を奉じ其子高視の土佐に在るを尋ねんと欲し此處まで來り著するや病に罹り遂に高視に逢ふ能はずして死せり

七、源希義の墓

介良村介良山の西麓もと西養寺内に在り希義平治の亂後流されて介良に居りしが兄頼朝軍を起すに及び此國平氏の徒急に之を攻む希義走りて夜須に赴く途にして敵の爲に殺さる當時西養寺の僧琳猷偶其遺骨を路傍に發見し之を寺内に葬りしと云ふ

八、竹林寺

五臺山村五臺山の頂に在り聖武帝の勅願所にして僧行基の開基に係る青柳橋を渡り行くこと數町更に石階を上る約八丁にして達す境内幽邃にして吸江灣を俯瞰すべく風景甚だ佳なり

九、招魂社

招魂社は維新以來死歿せし忠烈の士を祀れる所にて五臺山村吸江大島岬の上に在り下には南海忠烈碑あり眼を放てば高知市の紅塵高く西に揚がるも見え或は漁夫の扁舟に掉して廻はし打を試むるもの或は傘帆の下翁姐の靜に釣を垂るもあり或は汽船煙を吐きて出入する等其眺望洵に佳なり



吸江は土佐長岡二郡より來れる川水を受くる入江にして南は浦戸港に通じ西は青柳橋を隔てゝ高知市を望み景勝實に國中に冠たり古來吸江十境の稱あり黒岩慈庵(山崎闇齋に學び後黒田侯に聘せらる)の吸江遊覽詩序中に之を解して曰く

夫吸江寺は昔僧夢窓此國に來り初めて之を開き其弟子義堂絶海相繼いで居れり元はさばかりの草庵なりしも漸々作り擴げて今は大厦高堂となれり吸江とは西江に臨むを以て彼の馬祖が龐居士に示せる所の時汝一口吸盡西江水向汝送といふ語を取て名付し成べし玄夫島とは東坡が詩に獨見玄夫曝日時玄夫は龜の事なり此詩の心にて此島の浮見ゆること龜の目にさらされて居るに似たりといふ心ならん潮音洞とは觀音經に梵音海潮音とて梵音の妙なるを潮聲の清きに准へたり此洞も日夜潮音の響あれば彼に基ひて名附ける白鷺洲とは汀洲甚潔ふして春祖の多く顔顔する所にして李白が詩に二水分流白鷺洲と金陵の景を詠せしもかくやとぞ思はる吞海亭とは海上に臨んで其勢呑むに似たりとや泊船岸とは十堺の中特に孤絶なる所にて或は虎の踞るが如き石もあり或

は龍の蟠るに似たる松も有りて遊人船に棹して多く來る所なればなり雨華石とは岩泉のそゞぎ落つる事偏に花の散亂する如くなれば維摩經に所謂天女の花を降らすといふに譬ふるならん粹體庵とは夢窓此庵に住める時竹氏より召されて急に洛に上る因て孔子齊を去り給ふ時漸をうけて去り給ふと云ふ心を引て文字を替て名付けるとなん粹は精し米なり米を取て鬻ぐといふ義なり摩訶堂とは讓禪師高祖と南嶽問答の故事なり今此堂も參仰する所なればかれを引用ひたり獨鈷水とは昔浮屠空海此國行李の時此所にて獨鈷を擲ちたれば此水忽ち湧出たりと云傳へりもろこし梁の景泰禪師寶積寺の山に居る時其徒水無き事を患ふ禪師錫杖を地に立てたれば泉湧き出づる事數尺といへり獨鈷水の事も之と同日の物語りと謂つべし(中略)見國嶺とは此峰最も高くして國中の景象悉く寸眸の間に悉ればなり

吸江

夢窓國師

心あらん人に見せばや吸江の向の山の夕べ曙  
鏡の屋に板の庇を差添へて音し音せぬ村時雨かな



泊船岸

黒岩 慈庵

江中眼境本新鮮、況有奇松怪石連、尤是三時風物好、殺人致此泊遊船

潮江

西行法師

小綱つるあまのうけ網くりよせて浮きし業するしほさきの浦

十一、武市半平太の墓

三里村吹井に在り、稻生街道を南に入ること約七丁、民家の隣傍小丘の上に在り、半平太瑞山と號す。土佐勤王家の巨擘にして、尊王攘夷の説起るや、國を脱して京に入り、公卿の間に周旋し、翼賛する所頗る多し、又屢言を藩廳に陳ずるも用ひられず、遂に獄に投せられ、慶應元年五月十一日死を賜ふ。

偶成

武市瑞山

花依清香愛、人將仁義美、幽囚何所恥、只有赤心明

燕雀得時振、蒼鷹向暗眠、如何出獄裏、慷慨只呼天

夢覺而賦一律

戎夷屢海事方急、驚馬加鞭馳赴難、巨礮轟々如裂地、鯨濤沸々似崩山、因循

君子忽飛魄、切迫頭生稍解顏、一臂憤揮夢驚覺、孤燈明滅雨潸々

香美郡

東南は安藝郡に交はり、西北は長岡郡に連り、東北は阿波に隣り、南は海に瀕す。東西約四里、南北約八里にして、戸數一萬五千三百四十二、人口七萬八千三百三十七あり。三箇町二十五箇村を有す。地勢北方は山嶽丘岡起伏して、原野に乏しきも、南部諸村及物部川沿岸は土地豊饒にして、長岡郡と併稱して中郡と云ひ、縣下第一の農産地たり。物部川は源を北方槇山村に發し、三島村に至り、海に入る。中途大楠植村に堰を設け、此の川の水を分派して、長岡郡に疏通し、吸江に注がしむ之を舟入川と云ふ。野中兼山の遺工にして、灌漑の利甚だ大なり。

赤岡町は郡の首邑にして、郡役所、警察署、登記所等あり、戸數八百三十七、人口三千六百十二。西は吉川村に隣接し、東は岸本町に連り、其東に夜須村、手結港あり。

二、山田、山田城址

長會我部時代七族の一たる山田元義の領地にして、當時は此附近の諸村を合して山田郷と稱せり。元義は今の楠目に居り、こと云ふ地勢高く、後は丘陵を負ひ、前は香



長の沃野を控え東物部川を望み眼界頗る廣潤なり山田町は戸數八百五十六人口四千三百七十一香北諸村の咽喉に當る

二、佐古紀夏井遺蹟

紀夏井清和天皇貞觀年中應天門の變に際し弟の罪に座し當國に流され茲に居る父養寺母代寺は當時夏井の父母菩提の爲寺を建てし跡と言ひ傳ふ物部川の東方丘陵錯綜せる高地なり

三、姫倉月見山土御門天皇遺蹟

岸本町の東端に在り土御門上皇此山に上り月を賞し給ひしと云ふ山上荆棘雜木相交はる處松樹の點在し濤聲の松籟と相和するを聞く連山嵯岬として東北に亘り香南の村落都邑を圍み夜須村と手結港とは近く其左方に迫り赤岡岸本の商家は其右方に接し幾多の細流田畝の間を縫ふ而して西南土佐灣の盡くる所雲煙縹糊の間に蹉跎崎を望み一たび登臨せば心氣自ら爽然たり宇田の松原は此の附近なり

宇田の松原

紀 貫 之

見渡せば松のうれ毎に住むたづは千代のどちとぞ思ふべらなる

安藝郡

國の東端に偏し西は香美郡に接し北は阿波に隣り東南は一帶海に面す東西約十里南北約八里にして戸數一萬五千七十三人口七萬九千六百十三一町二十四箇村を有す地勢山嶽疊沓して平地少く南岬角あり海に斗出すること三里餘室戸崎と云ふ西遙に蹉跎岬と相對して所謂土佐灣を成せり岬角は絶壁にして海岸亂礁多し安藝伊尾木安田奈半利野根の五川郡内を流る港灣の東岸に在るを甲浦港南岸に在るを津呂室津の二港とす安藝町は郡の首邑にして郡役所中學校警察署區裁判所等あり戸數千三百五十三人口六千八百四十六あり

一、土居安藝城址

高知市を距る凡十里所謂安藝庄にして郡領安藝氏世々之に居り國中の豪族たり國虎に至り長曾我部元親の爲めに亡ぼさる西方黒鳥の淨貞寺は其墓所たり石碑の傍一大杉樹ありたもと杉と云ふ國虎室一條氏を幡多に送り自殺するや後一條氏杉種を袖にして茲に來り之を蒔きしものなりと山内一豐入國するに及び老臣



五藤の領地となりて土居と稱す城址に上りて眼を放てば近く安藝町を瞰下し遠く海洋を煙波の間に望み景色頗る佳なり

二、福田寺二十三士の墓

野根山の西麓に沿ひ流れ来るものは奈半利川なり川口を溯ること數町左折すれば一寺あり田野福田寺是なり境内清寂幾多の墳墓此に羅列す

幕末尊王攘夷の説湧起するや藩論亦始め二派に分る當時安藝郡の志士清岡道之助同治之助等慷慨憤懣藩論を一定し以て土佐をして討幕の雄藩たらしめんと欲し同士二十三人と相謀り野根山に屯聚し以て議を藩廳に上る事成らず阿波に走る二十三士皆捕へられて奈半利川に斬らる時に元治甲子九月五日なり寺内二十三士の墓碑の外其紀念碑あり

三、野根山土御門天皇遺蹟

野根山は郡の東部深林蒼鬱々數里に亘る山嶺にして往時阿波に越ゆる者よりせり承久の亂土御門上皇播多に遷され一年の後阿波に移り給ふとき野根山に於て大雪に逢ふ山上岩佐の清水は上皇駐蹕の跡なりと云ふ左は當時上皇の御

歌なりと傳ふ又維新前後二十三士の屯聚せし地なり

浮世にはかゝれとてこそ生れけめ理り知らぬ我涙かな

野根浦

土御門天皇

うらくと寄る白浪に云ひ問はんをきのことこそ聞まほしけれ

四、最御崎寺

國の東端に室戸岬あり海中に斗出すること三里西踰陀崎と相對して土佐灣を成す岬角は絶壁削れるが如く矗立し海岸には怪岩磊落として起伏す南は渺茫たる大洋に面し右顧すれば甲浦を隔てゝ阿波の大島を雲煙模糊の間に望み左は龍頭崎の小岬突出して室戸灣を形つくる怒濤常に岸を洗ひて壯觀云ふべからず時に巨鯨白波を噴きて游泳するを見るべし寺は岬の上方に在り僧空海の開創にして嵯峨淳和兩朝の勅願所たり元和中僧最勝中興し藤主山内忠義再造し寺價百二十石を附せり岬上亦回轉燈臺あり燈火二十里に達す

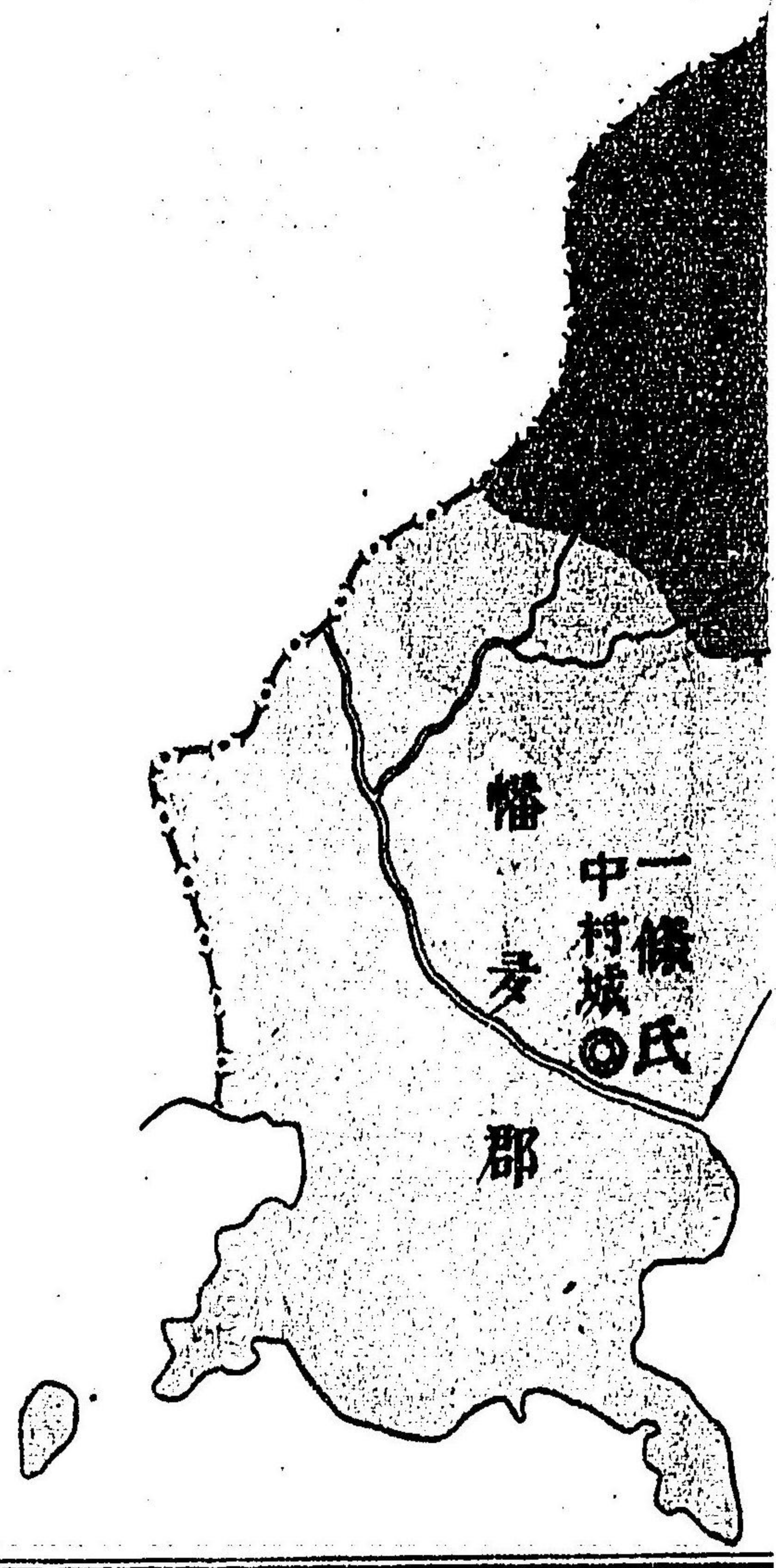
室戸港

紀貫之

都にて山の端に見し月なれど浪より出でゝ浪にこそ入れ



七族割據時代領地圖



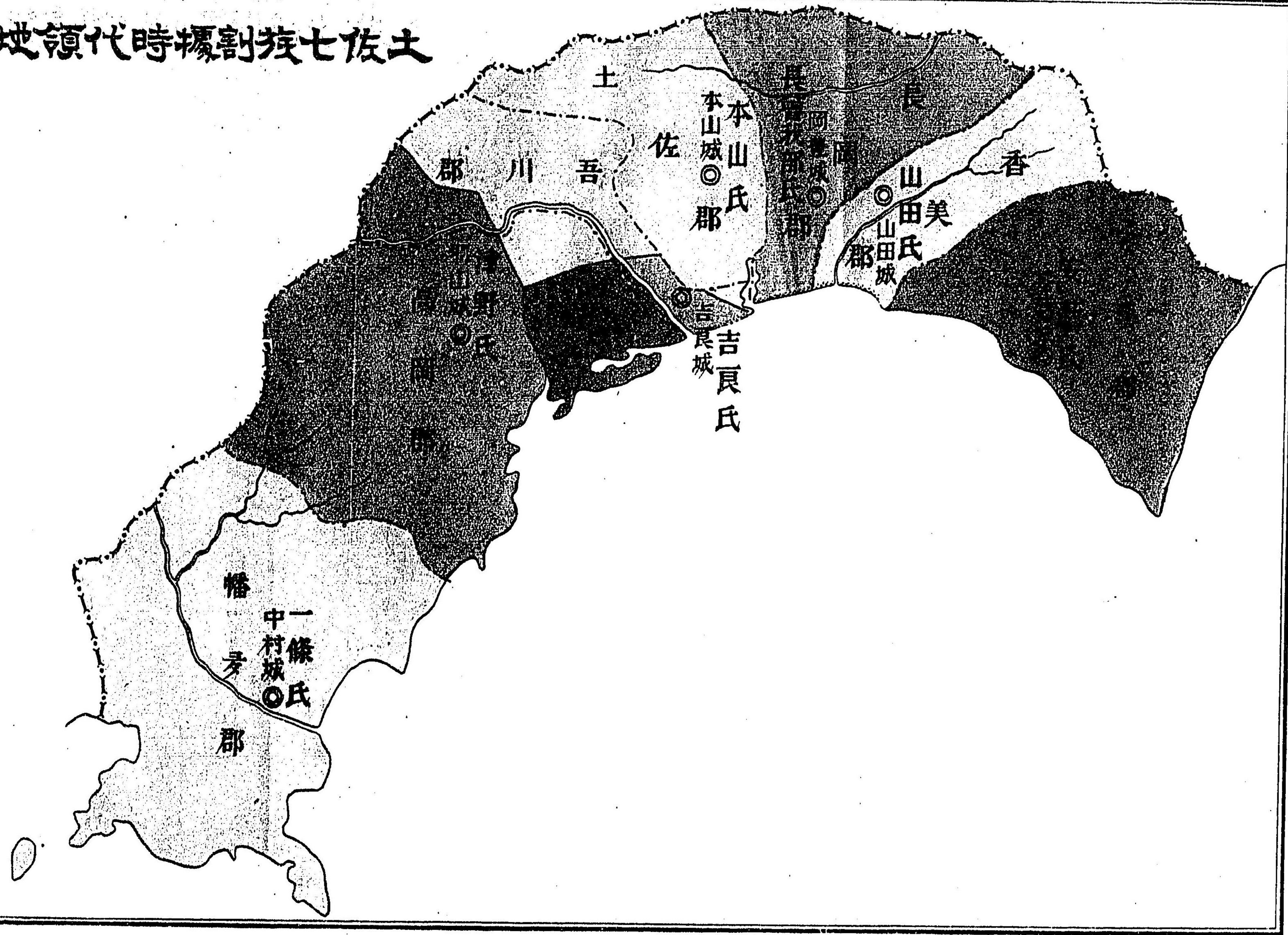
土佐紀要 前編終

土佐紀要  
 室戸  
 法性の室戸といへど我住めば有為の浪風立ぬ日ぞなき  
 同  
 室戸より南の岸をつたひけん人の跡問ふ浪の上かな

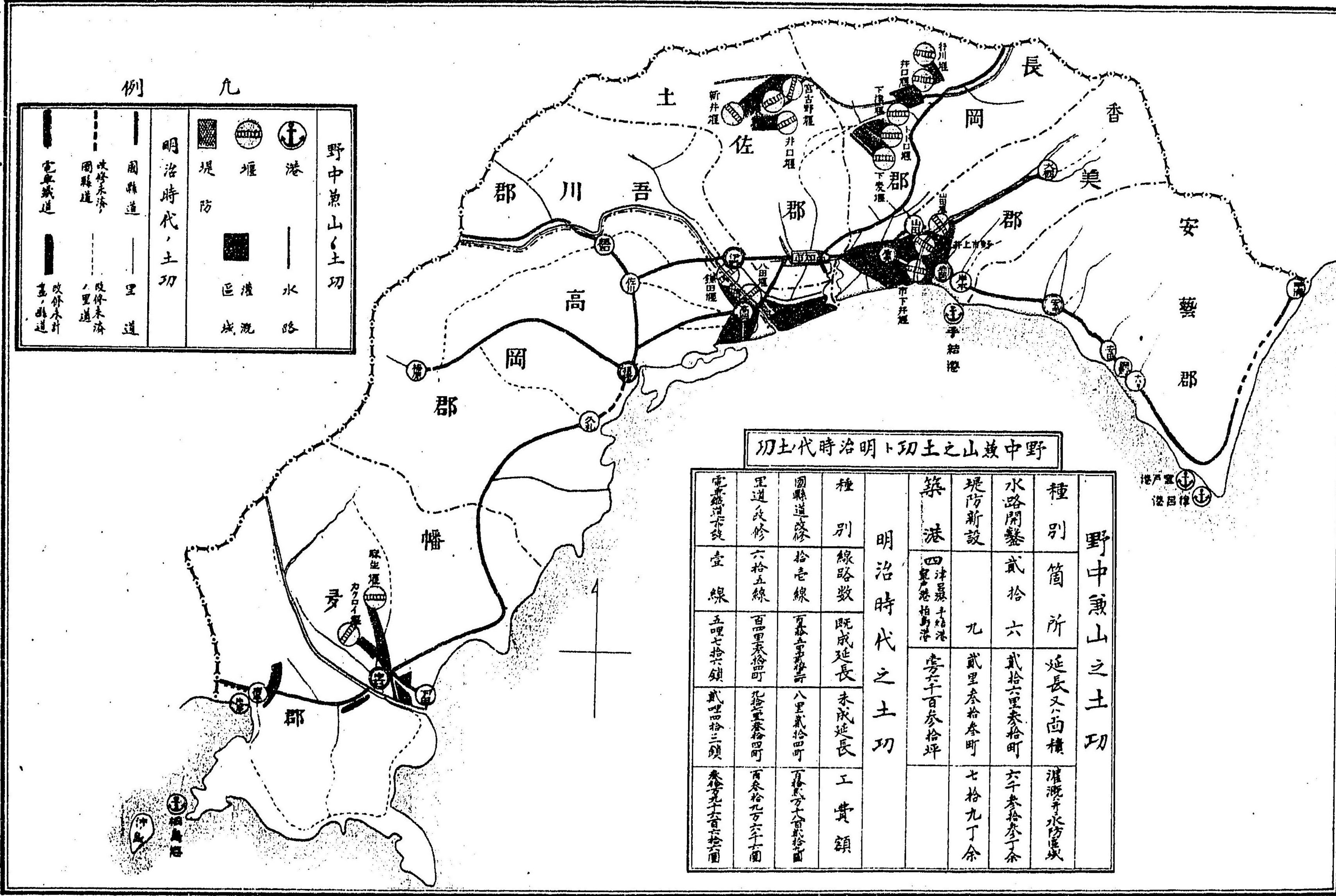
九二  
 僧空海  
 法印良守



土佐七族割據時代領地圖







例 九

野中兼山之土功	港	堤防	堰	水
明治時代土功	水	堤防	堰	路
國縣道	里道	改修未済	改修未済	改修未済
電氣鐵道	電氣鐵道	電氣鐵道	電氣鐵道	電氣鐵道

野中兼山之土功明治時代土功

野中兼山之土功			
種別	簡所	延長及面積	灌漑及水防費
水路開鑿	貳拾六	貳拾六里參拾町	六千參拾參丁余
堤防新設	九	貳里參拾參町	七拾九丁余
築港	四津原・津島・津島	壹千百參拾坪	
明治時代之土功			
種別	線路數	既成延長	未成延長
國縣道	拾壹線	百參里參拾町	八里貳拾四町
里道	六拾五線	百五里參拾町	拾五里參拾町
電氣鐵道	壹線	五哩七拾六鎮	貳哩四拾三鎮
工費額			
國縣道	拾壹線	百參里參拾町	八里貳拾四町
里道	六拾五線	百五里參拾町	拾五里參拾町
電氣鐵道	壹線	五哩七拾六鎮	貳哩四拾三鎮



土佐紀要後編



# 土佐紀要

## 後編目次

### 第一章 地理

一、總說	一頁
二、位置及面積	二
三、山岳	四
四、原野	五
五、河川	五
六、池沼	七
七、島嶼	八
八、礦泉	九
九、氣候	九

目次



十、交通.....一〇

十一、通信.....一一

十二、行政區劃及戶口.....一四

第二章 勸業、土木.....一四

一、農事.....一四

二、蠶業.....一九

三、畜產.....二二

四、林業.....二五

五、商工業.....三三

六、水產.....三五

七、金融機關.....三八

八、道路改修.....三九

九、港灣浚深及埋立.....三九

十、水力電氣事業.....四〇

第三章 兵事、宗教.....四一

一、兵事.....四一

二、宗教.....四二

第四章 警察.....四三

一、警察區劃.....四三

二、司法警察.....四四

三、行政警察.....四六

第五章 經濟.....五〇

一、縣費.....五〇

二、縣稅.....五〇

第六章 郡市町村行政.....五二

一、土木.....五二

二、勸業.....五二

三、教育.....五三



目次

四

四 衛生	五五
五 經濟	五五
六 模範村治續梗概	五九
七 義民村	七六
第七章 特殊團體	
一 日本赤十字社高知支部	九一
二 愛國婦人會高知支部	九二
三 日本武德會高知支部	九三
四 高知武揚協會	九三
五 高知育兒會	九四
附元高知育兒院	九五
六 土佐慈善協會	九五
第八章 戰時美譚	九六
第九章 雜	一〇七

一 勤勉貯蓄	一〇七
二 恩給其他諸給與	一〇九

後編 目次終

目次

五



# 土佐紀要

## 後編

### 第一章 地理

#### 一、總説

高知縣は北海道四國の南半に在りて往昔倭依別と稱せしが天武天皇の御宇白鳳年間の大地震に黒田郡陥没して海となり現在の如く弓月の状を呈するに至れり縣内を分ちて高知市及安藝、香美、長岡、土佐、吾川、高岡、幡多の七郡となす北方弓背の地は山脈連亘して徳島、愛媛の兩縣と境を接し他の三面は海に臨む地勢は概ね北方の山脈脊樑をなして支脈を國內に派し香美、長岡、土佐三郡の南部一區劃の地を除くの外は平地極めて少し、河川は多く其源を北方に發し南走して海に入れり、沿岸線の延長は約百里に亘るも大船巨舶を容るゝの良港少し、地味は良好にして山は林産に富み田畑は稲穀に適し海面の漁利亦盛なり、人口六十五萬餘にして其過



半は農業に従事し商工業者之に次ぐ  
 縣廳は縣の中央高知市に在り此地元一面の入海なりしが後洲渚を生じて一の  
 落を見るに至り之を大高坂郷と云へり慶長五年山内一豊封を本土に領するや百  
 々越前父子をして此に設計築城せしめ市井を作る爾來二百七十餘年の都會地と  
 して南に浦戸港を控へ道路四出運輸の便略完備せり

二、位置及面積

縣の極東は安藝郡甲ノ浦村大字生見にして東經百三十四度十七分四秒極西は幡  
 多郡沖ノ島村大字鶴來島にして東經百三十二度二十九分二十二秒極南は幡多郡  
 清松村大字松尾にして北緯三十二度四十三分四十九秒極北は長岡郡東本山村大  
 字立川上名にして北緯三十三度五十二分三十六秒に位す面積は三百九十九方里  
 一五にして其内容左の如し

高知市 十六方里  
 安藝郡 六十九方里五二  
 香美郡 三十七方里九六

長岡郡 三十六方里四三  
 土佐郡 四十一方里八九  
 吾川郡 二十八方里七二  
 高岡郡 七十九方里四八  
 幡多郡 百四方里九九

土地の總反別は五十二萬四千三百五十八町餘歩にして各地種目の面積左の如し

地名	官有	民有	計
田	四五六〇〇	三七、五三三、三三三	三七、五三三、七八二五
畑	四五〇七二四	八九、六二八、一三三	八九、六七三、一九一七
地	三〇六〇五	三、六七六、五二二	三、六七九、五八一六
沼	九〇六	一一〇三、四〇二	一一〇四、三〇八
山林	四四一、二二四	二〇四、〇〇四	二四、五五、二二八
野	二九六、六七、四一六	二五七、一九七、六三三	三八六、八六四、七八一三
原	三八二	一九三、四、一三三	一九二、八、〇一四
安	一、一三〇、五二九	三五九、二八三	一、四九一、三、四三三



土佐紀要

神地及社寺地類  
其 他  
合 計

六八二四二七  
九一三六八一五  
一三二四九一六〇七

一九九七七一  
一〇三八四四二八  
三九一八六七一七二七

八八一一九二八  
一九五二一三三三  
五二四三三八七九〇四

三山岳

管内山岳の多きは土地總反別五十二萬餘町步中山林反別三十八萬餘町步を占むるを以て見るも之を概知するを得べし今其主なるものを掲ぐれば左の如し

名稱	所在	登山口より山頂への里程	名稱	所在	登山口より山頂への里程
裝束森	安藝那奈半利村	三里十八町	烏帽子森	安藝那東川村	二十八町
洋賀嶺	同 郡 同 村	二里十八町	高板森	香美郡上並生村	三里二十五町
千本嶺	同 郡 野根村	二里十八町	五在所山	同 郡 在所村	一里十町
天狗森	同 郡 馬路村	一里十八町	笹ヶ峰	長岡郡東本山村	一里十八町
甚吉森	同 郡 同 村	一里九町	三傍士山	同 郡 同 村	二 里
高善森	同 郡 北川村	一里二十町	白髮山	同 郡 吉野村	二 里
鐘龍森	同 郡 同 村	一里八丁	國見山	同 郡 東本山村	一里十二町
八杉森	同 郡 同 村	一里十町	杖立山	同 郡 西豐永村	一里十五町

手箱山	土佐郡本川村	二里三十町	鷓形山	高岡郡長者村	一里十五町
瓶ヶ森	土佐郡本川村	二里三十町	火打ヶ森	同 郡 上ノ加江村	一 里
黒森山	吾川郡横島村	一里三町	虚空藏山	同 郡 戸波村	三十四町
五在所山	同 郡 明治村	一里十町	地藏ヶ森	幡多郡西上山村	二 里
矢筈山	同 郡 富岡村	一里十二町	堂ヶ森	同 郡 津大村	一里二十四町
不入山	高岡郡東津野村	一里十二町	黒倉山	同 郡 同 村	三 里

原野は千九百餘町步にして其主なるものを掲ぐれば左の如し

名稱	所在	廣	袤	反別
味野山	土佐郡本川村	二六〇	二二〇	二二〇八
大野山	高岡郡西津野村	二七八〇	七〇〇	二六五七五
小奈路原	同 郡 同 村	二八〇〇	二六〇	二四四七

河川の主なもの左の如し

第一章 地理











を以て四國島中最暖の地たり、年中の平均気温は十六度にして四季を通じ南西風多しと雖も冬季に於ては大陸方面の高圧部大に發達するを以て北西風吹積き酷寒を感ずること稀ならず又颶風の來襲頻度は平均十七回にして冬季を除くの外は其颶風必ず降雨を伴ひ非常なる損害を被ること多し雨天は六、九兩月に最も多く各十六日に及び一、十二兩月は最も少くして八日に過ぎず年計實に百四十七日の降水日數を算し之に伴ふ降水は二千八百二十九耗の大量なり而して快晴は六十七日にして冬季最も多し其他結霜三十三日、降雪四日、電雷十一日にして地震は普通六回を観測す

十、交通

道路は國道二線延長四十里、縣道九線延長九十五里、道延長二千五百七十里にして國道第三十二號線は高知市より東北に向ひ徳島縣池田を経て香川縣琴平に通じ國道第三十三號線は高知市より東方に向ひ海岸通り徳島縣徳島市に通ず又縣道中松山線は高知市より西北に向ひ愛媛縣松山市に通じ宿毛線は高知市より西方に向ひ高岡橋多兩郡を貫通し幡多郡宿毛町を経て愛媛縣宇和島町に通じ其他

の七線は何れも縣内樞要の地區を連絡す、以上國縣道の内目下車の通せざるは五箇所延長九里二十四町餘なるも現に改修中に屬するを以て明治四十一年度中には宿毛町上豫國境僅々一里の間を除き全部軍行の便を得べし、里道の内、軍道に改修を了したる重要線路は四十三線、路延長七十八里にして尙改修中に屬するもの二十三線、路延長百二十餘里なり

電氣鐵道は浦戸港棧橋より高知市街を経て吾川郡伊野町に至る八哩餘の間は既に開通せり

港灣中主要なるものは浦戸港、甲浦港、須崎港、片島港等にして神戸大阪其他四國九州の縣外諸港及縣内各港と往復する汽船毎日發着す

國縣道起終點及延長

路名	起點	終點	延長
國道第三十二號線	自高知市	至長岡郡水町	十五里拾四町
國道第三十三號線	自高知市	至安藝郡甲浦村	二十五里三町







郡市別	村市 數町	役市 數町	現住 戶數	現住 人口
高知市	一	一	七九九一	三六〇〇一
安藝郡	二五	二五	一五〇七三	七九六一三
香美郡	二八	二七	一五三四二	七八一三七
長岡郡	二五	二四	一三六五九	七三三七六
土佐郡	一九	一九	一〇六〇八	五三二七四
吾川郡	二六	二六	一二〇三二	六七〇七九
高橋郡	三八	三八	二六七四八	一四三二九一
高橋郡	三六	三六	二二三八四	一二三、一七八
高橋郡	三六	三六	二二三八四	一二三、一七八
合計	一九八	一九六	二二三八四	六五三、二〇九

### 第二章 勸業、土木

#### 一、農事

本縣の地勢たる北は連峰層巒を負ひ、南は渺茫たる大洋に面せるを以て、山林及水

産の二業は收利頗る饒多なりと雖も、山間に介在せる耕地の面積は比較的狭少にして、水田の總反別値々三萬七千五百餘町歩とす而して農家の戸數は八萬四千七百餘戸なるを以て、毎戸平均四反四畝餘歩に過ぎず又畑地の面積は八萬九千六百七十餘町歩を算すと雖も其大部分は伐畑に屬し毎歲耕種に適すべきものは甚だ少し

耕地は概して地味豊沃氣候亦温暖なるを以て穀菽其他の農作に適し特に桑樹及楮三桎等の如きは到る處之が栽培に達せざるの地なし此を以て古來農作の改善發達に對し意を用ひたること甚だ深かりしと雖も當時の農民は尙未だ頑迷にして著しく改良の効果を收むるに至らざりしが明治二十三年九月創めて農學校を設け一般農家の子弟を教養して學理と實地の併行を促せし以來農事改良の必要は漸く一般の認識する處となれり其後三十一年九月農事試驗場を設立し又縣令を以て農會規則を發布し町村農會より郡縣農會に至る迄悉く系統的に設立せしめ茲に全く農事改良に關する機關の設備完成を告げ農界の活動漸く旺盛に起けると同時に改良の效果亦夥々として見るべきものあるに至れり



農事試驗場

長岡郡長岡村に設置し一町五反餘歩の試作地を有し各種試驗の傍ら主として米麥改良の模範を示すを目的とし又三十六年四月同郡久禮田村に一町一反歩の果樹模範園を設けて栽培其他に關する模範を示すと共に苗木を育成して希望者に配付し以て果樹栽培の普及發達を促しつゝあり尙又別に各郡に米麥模範園を置く等斯業の改良發達に對し指導獎勵をなさしめ居れり

右の外農家の副業として速成栽培の普及を計らんが爲め長岡郡三里村に速成栽培所を新設し且別に篤志者に囑託して模範的速成栽培をなさしめ今尙繼續施行中に屬す

家禽家畜亦改良の急要なるを認めたるにより優良の種禽種豚及種牛を購入して配付又は種付をなさしめつゝあり

今試驗場創立以來の豫算額を各年度別に掲記すれば左の如し

年次	豫算	實際	計
三十二年	三五〇〇〇〇	二四五二〇三六	二四五二〇三六
三十一年	七〇〇〇〇〇	四五〇七四七一	四八五七四七一
三十年	一、〇〇〇〇〇〇	五二六五九〇一	五、九六五九〇一
二十九年	一、〇〇〇〇〇〇	六九九四四一七	八、〇九四、四一七
二十八年	一、〇〇〇〇〇〇	八、一五〇七五〇	九、二五〇、七五〇
二十七年	一、〇〇〇〇〇〇	八、三九一、二七三	九、四九一、二七三
二十六年	一、〇〇〇〇〇〇	八、四二一、三〇〇	九、六二一、三〇〇
二十五年	一、八〇〇〇〇〇	一〇、四九七、〇〇〇	一二、二九七、〇〇〇
二十四年	一、八〇〇〇〇〇	一二、六六四、〇〇〇	一四、四六四、〇〇〇

農會

農事の改良發達上農會設置の急要なるを認め明治三十一年四月縣令を以て農會規則を制定し地主及小作人をして町村農會より順次郡縣農會に至る迄悉く之を系統的に設立せしめ翌三十二年農會法及農會令の發付せられたるを以て直に該



法令に依り之を承継し以て今日に及べり此の如く本縣農會は法令發布以前に於て既に悉く成立を見るに至りしと雖も其基礎未だ鞏固ならず從て所要の經費を一般會員に負擔せしめ得ざるを以て當初より現時に至る迄毎年巨額の購費を支出して之を補助し普通農事の改善を計るは勿論進んで養蠶畜産等の普及發達に盡瘁せし結果著々良好の成績を收めつゝあり今試に農會の施設經營せる各農事業中其主要なるものを列擧すれば左の如し

- 一、農事に關する講話講習會
  - 二、種子鹽水撰
  - 三、稻の正條植
  - 四、立毛品評會
  - 五、町村試作田設置
  - 六、害蟲驅除
  - 七、麥奴豫防
  - 八、堆肥場設置
  - 九、稚蠶共同飼育
  - 十、種牛馬の種付
  - 十一、農産品評會
  - 十二、畜産品評會
- 尙農會創立以來の豫算額を各年別に掲記すれば左の如し

年次	農會支出額	國庫補助金	縣費補助金	計
三十一年	七〇〇〇〇		三五〇〇〇	一〇五〇〇〇
三十二年	五六〇〇〇		三一〇〇〇〇	三六六〇〇〇
三十三年	七五五〇九九		三三三三三三	五三三三三三
三十四年	一九三六八四		七五〇〇〇〇	二六三三三三
三十五年	二八三七〇六一		一一二七四〇〇〇	一六九三三三
三十六年	二四〇八五七九		八二〇〇〇〇〇	一三二八〇五七九
三十七年	二六六一〇一五		八二〇〇〇〇〇	一三八八〇一五
三十八年	三八七四二七四		六三八四〇〇〇	一三三三二七四
三十九年	三四七五一一一		七三六四〇〇〇	一〇八三九一一
四十年	五四四一四三二		七四三五〇〇〇	一五八四一四三二

本縣の蠶業は極めて晩近の發達に係ると雖も其起源は遠く千餘年前の昔に於けるものと推定され其始めて當記に顯れしは今を距る凡そ千四十年前にして清和天皇の貞觀年間より醍醐天皇の朝に涉り絹帛を朝貢せし事蹟あり而して延喜式を以て



て唐調及料度非一の法により國內の蠶絲を上中庶の三級に區別せし際我土佐は中絲國に屬せるを以て當時已に比較的發達の域にありしを推知するを得べし其後七百有餘年を経て慶長六年山内入國後寛永寛文年間にて一般奢侈の風習を矯め猥に絹帛を用ふるを嚴禁したるも執政野中兼山盛に蠶桑の業を奨励せり爾後殆んど記録の見るべきものなきを以て此間に於ける斯業の盛衰は之を詳にするを得ずと雖も當時に於ける藩主施政の方針及其他の状況により查察せば苟も進歩の認むべきものなきのみならず却て漸次衰退の悲況にありたるを想像するに難からず維新以後に於ては明治七年始めて縣費を以て信州地方より桑樹數萬本を購入して之を各郡に配布し同時に教師を派遣して栽培の方法を教へじめ後或は模範桑園を設け或は桑園の苗圃を設け以て奨励に力を致したる結果栽桑養蠶の業は漸く縣内に普及するに至り従て蠶繭の産額逐年多きを見るも製絲の術頗る幼稚にして繭價振はず動もすれば斯業の頓挫を來さんとするの恐ありしにより百方劃策主力を製絲業の發達に注ぎ坐繰製絲傳習所を設け又は器械製絲場の設置を奨励せし以來著しく蠶繭の需要購買力を増進し間接に養蠶の發達を促

進したる效果尠からず其收繭石數既に三萬石に達したりと雖も種類雜駁加ふるに殺蛹乾繭の方法未だ充分ならざるを以て稚蠶共同飼育所及殺蛹乾繭所の設置を奨励せる結果稚蠶共同飼育は同年度に於て二十二箇所本年度に於ては四十箇所に達し殺蛹乾繭所亦既に二十餘箇所の新設を見るに至り其成績孰れも頗る良好なり

今試に明治十一年以降養蠶に關する統計の一端を掲ぐれば左の如し

年	次桑園反別	飼育戸數	收繭石數
十一年	不明	不明	四四二
十五年	一〇三〇	不明	七〇〇
二十年	不明	不明	二、五四三
二十五年	五二七	一五、一九四	四、三三三
三十年	一八五、一三	二九、五九八	一九、一八七
三十五年	二七、三四一	三四、一七五	一五、九四五
三十九年	二、三九七〇	三五、八九一	三〇、九九八

備考 三十五年收繭少きは霜害ありたるに由る



縣下に於ける畜産事業に就ては昔時に在て既に數箇所の牧場を各地に設置し之が生産を奨励したること舊記に散見せるのみならず古來土佐駒並生牛等の名聲は汎く世に知られ今に至て衰へざる事實に徴するも畜産事業は本縣に最も適應せる好個の副業たるを認するに足るべく從て之が保護奨励に關して從來施設經營したること亦鮮しとせず今試に牛馬の沿革消長に關する大要を略叙すれば左の如し

畜牛

從來縣下畜牛の地は香美郡横山並生の兩郡及幡多郡江川崎地方なりしも年々の生産値少なりしを以て多くは隣縣より輸入し主に耕耘運搬の爲めに使用して蕃殖の用に供するものは甚だ稀なりしが世運の進歩すると共に肉價の途大に開け畜牛の數年毎に減少せるはより明治十二年以來數年間縣費を以て牧牛試驗場を置き隣縣並但馬地方より牝牛數百頭を購入し曩に勸農局より貸付を受けたる種牛二頭と共に之を主産地に貸與し専ら生産の用に供せしめ漸次之が普及を計れ

り其後明治二十年に至りて高知牧牛會社の創立せらるゝや從來各郡に貸與せる種牛牝牛一千餘頭は之を同會社に拂下げ斯業の改良普及に従事せしむることとせるも幾もなくして會社の經濟窮迫に陥り拂下を爲したる畜牛を賣却するに至りたるより一時改良の機運に向ひたる畜産事業も茲に復ひ墜跌を來たし次第に退歩の傾向あるのみならず時運の趨勢と共に益々畜牛の改良蕃殖を計るの急要なるを認めたるを以て明治三十九年度以來各郡に産牛馬組合の設立を促し種牡牛を購入して之を主産地當該組合に交付し専ら改良蕃殖を努めつゝあり

馬匹

馬匹は從來の主産地は高岡郡戸波郷幡多郡中筋地方及中村縣岡の諸村にして世に土佐駒を稱し蹄最堅く徒足能く峻坂を跋渉するに足るも體軀矮少其性狂暴にして到底實用に適せず故に藩政時代に於ける軍用馬匹は多く奥州地方より購入し常に數百頭は厩舎に收養するを例とせり而して藩主の乗用馬匹は勿論其他各藩士の繋留せる軍馬にして廢用に歸したるものも中體格善良なるものは之を主産地に配付して種付に供用せしめたるを以て漸次改良に赴きつゝありたるも廢



藩置縣と共に一時全く保護獎勵の法を廢したるを以て次第に退歩の舊態に復するに至れり其後明治十四年に至り官民之れが改良の必要を唱ふるに及び縣費を以て奥州より種牡馬數頭を購入し宮内省及陸軍軍馬局より貸下を受けたる二頭の種馬と共に之を主産地に貸付し後縣費を以て若は縣農會をして種馬數頭を購入せしめ之を産牛馬組合に交付し且農商務省並に陸軍官憲より雜種馬五頭と遠洲及露産牝馬十五頭の貸付若は特賣を受け是亦悉く營業組合に交付し尙補助金を交付して牝牡數頭の購入を爲さしむることとせり右の外明治三十一年度以來縣費を縣農會に交付して主産地に馬匹の品評會を開設せしむる等百方斯業の改良蕃殖に關し獎勵を加へたる效果空しからず近年に至り著しく其面目を一新し頗る優等なる馬匹を産出するに至れり

畜牛統計

年次	牝	牡	計	生産數
二十四年	九一五〇	六〇三五	一五、一八五	一、二一四
二十七年	九、九八九	六、六四九	一六、六三八	一、五二三

馬匹統計

年次	牝	牡	計	生産數
三十一年	一、二八七三	六、九〇六	一、九七七九	二、一六七
三十三年	一、一、一六五	六、二六九	一七、四三四	二、〇九七
三十六年	九、九四六	四、八六六	一四、八一三	一、五四五
三十九年	一〇、〇四四	四、四六一	一四、五〇五	二、二六三
二十四年	一、三六二六	一、五〇一九	二、八六四五	一、三三八
二十七年	一、四、一三五	一、三、六八三	二、七、八一八	一、六〇三
三十年	一、六、九六五	一、六、一九五	三、三、一六〇	一、五七一
三十三年	一、六、五三四	一、四、五七四	三、一、一〇八	一、八二六
三十六年	一、四、五九七	一、四、六六一	二、九、二五八	一、五六五
三十九年	一、三、六六三	一、三、六一二	二、六、二七四	一、七六七

四、林業

本縣の山林は國有林十二萬餘町歩、民有林二十五萬餘町歩、合計三十八萬餘町歩の大面積を有し縣下全地積の約八割を占む然して山岳の形狀より氣候地質等一と



して營林事業に適應せざるはなく之が施設宜きを得經營其當を顧らざるに於ては實に本縣に於ける無盡の富源なりとす

本縣山林の經營は其起源遼然として之を推認し難しと雖も過去六百年前に於て既に土佐木材は本邦著名の物産に數へられ其名聲噴々たりし事實より考ふれば起源は尙遠く其以前に在りしを推知することを得へし而して此森林の保護經營に就ては古來意を用ふること殊に深く就中元祿大定目中に規定せし山林定規の如き林制頗る完備せるを見るへし爾來廢藩に至る迄更に山奉行を置き或は仕置役に附屬せしむる等多少の變遷なきにあらざり又時に寛政の差ありしと雖も其保護監督の點に於ては大同小異にして毫も遺憾なかりしか如し故に隨所經營たる樹林を以て蔽はれ年々幾多の良材巨木を産出せしを以て築城其他建築用材とし之を國外に輸出し又は獻納せし實例夥しとせず今試に舊記に依り慶長年間より寶永年間に至る木材獻納の狀況を掲ぐれば左の如く以て其當時に於ける木材か如何に豊富なりしかを推知するを得へし

一、慶長十二年駿河普請に付枋木萬挺獻上以下同也

- 一、同十三年四月材木五百本同
- 二、同八年八月枋材木七百本同
- 三、同十八年六月十二月兩度杉柁五百挺同
- 三、元和三年六月材木五百挺障子五拾枚同
- 三、同五年八月材木千本同
- 三、同八年材木三千本同
- 三、寛永元年二條大坂城普請用材木六萬五千八百本同
- 三、同三年四月六料五十枚枋柁檜同
- 三、同年十二月二條城用材三千四百四十本外に御役材木二萬七千九百九十三本
- 三、大坂城用材三萬五千六百七本同
- 三、同四年院御所御用材一萬二千九百十三本同
- 三、同六年十月材木五萬三千七百三十餘本同
- 一、同七年杉船板十枚長十三尋以下幅四尺五寸以下同
- 三、同八年江戸本丸用材木五百本同



- 一、寛永九年杉船板十枚十三尋より十尋迄幅四尺五寸より三尺五寸迄厚三寸五分同
- 一、同十年材木三千本同
- 一、同十一年二條城用材木三百本同
- 一、同十三年御役材木六萬六千四百四十本同
- 一、同十四年十二月同材木六萬四千四百四十本同
- 一、同十六年江戸本丸用材木五萬六千三百四十六本同
- 一、同十七年同材木五萬六千三百四十餘本同
- 一、慶安二年江戸西丸用材木二千五百十本同
- 一、同四年材木八千九百九十本同
- 一、承應二年七月禁裏炎上に付御作事材木三萬三千二百二十本同
- 一、明暦三年二月材木六千本同
- 一、萬治元年江戸城用材木八萬九千七百七十三本同
- 一、寛文元年より三ヶ年間に禁裏御用材木二十萬八千三百本同

- 一、延寶元年七月禁裏炎上に付材木六萬本同
  - 一、天和二年七月材木一萬本同
  - 一、貞享元年材木三千本同
  - 一、同三年九月材木九十六本並に松九太一本同
  - 一、同四年材木九十七本同
  - 一、元祿十三年四月大坂にて材木一萬本同
  - 一、寶永五年五月禁裏御用材木二萬本同
- 然るに明治初年に至り廢藩置縣と共に制度の弛類に伴ひ斧鉞山林に入り昔日の蔚蒼たりし深林巨樹も唯僅に園有林に其殘影を止むるの外民有山林は年々濫伐の慘禍に遭遇し漸次荒廢して秃山荒嶺と變じ隨て土砂の崩壞洪水の汎濫等年の患害一にして足らざるの慘況を呈せり此に於て一般殖林の奨勵は寸時も忽踏に付すへからざるを認むると共に時運亦益營林の急要を促すの趨勢となれるが、恰も好し明治三十年に至りて森林法を發布せられ痛く林政上に於ける上下の注意を喚起すると同時に林業界の前途漸く多事なるの好況を示せり此時に當り本